

門を存す。什寶としては前記圓光大師水鏡御影の外に、傳聖德太子作の阿彌陀佛像・作者不詳延命地藏あり。地藏は俗に眼代りの地藏と呼ばれて名あり。

圓光寺は了覺寺の北にあり、紫雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明年間の創立、淨願の開基なり。境内は貳百拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・納屋・門を存す。本堂は明治二十年二月三日竣成の新築なり。

養壽寺は圓光寺の北にあり、宗圓山と號し、日蓮宗久遠寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛、妙見大士、毘沙門天、鬼子母善女、日蓮聖人を本尊とす。永祿十年九月の開基、本願人は宿院町今井刑部左兵衛秀光なり。境内は貳百拾五坪を有し、本堂兼庫裏・長屋を存す。外に鎮守堂あり。

本教寺は圓光寺の東にあり、妙光山と號し、日蓮宗本國寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。永享十二年九月の開立、成就院日長の開基なり。境内は貳百五坪を有し、本堂兼庫裏・門を存す。外に清正堂・大黒堂あり。

祥雲寺は大町東三丁字一丁寺町にあり、龍谷山と號し、俗に松の寺と呼び、臨濟宗大徳寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。元和・寛永のころ堺の豪商谷長左衛門正安といへる者、深く澤庵和尚に歸依して旦夕參禪し、町奉行石河土佐守利政と力を戮せ、寛永二年より同五年に亘りて創建し、澤庵和尚を請じて開創と爲せしもの即ち當寺にして、祥雲庵と名づけ、同十六年今の寺名に改む。時に後水尾天

祥雲寺

本教寺

養壽寺

圓光寺

舊臥龍松

皇は同和尚を召し、清涼殿に於て原人論を講せしめ、退席の後茄子形紫石硯・青磁香爐・宋朝類苑拾五冊を御下賜あらせられ、後徳川家光の命に依りて巡見所の一に加へらる。塔頭に妙玄・江岩・點傳の三庵あり、期を定めて寺務を補佐し、住職は大仙前住より輪番交代するを定規となせしが、明治維新の後に至りて一代住職を定め以て例とせり。境内は壹千貳百九拾參坪を有し、本堂・庫裏・客室・書院・文庫・浴室・鐘樓・客寮・土藏・唐門を存す。外に鎮守堂・照堂あり。照堂には開祖の像を安じ、元祿三年の開立にして寂然塔といひ、其の掲ぐる寂然塔の額は近衛關白基熙の勅を奉じて書せしものと傳ふ。庭前に奇松あり、謂ゆる臥龍松是れなり。樹はもと秀吉殊愛の盆栽なりしを、谷正安拜領して愛護し、後澤庵和尚に歸依し當寺を創建するに及びて、寺庭に移植せしものに係り、秀吉の遺勳と開祖の餘徳を敬慕するの記念として培養せられ、町奉行の交代毎に公檢を受くるを例と爲し來りしが、明治の後に至り初めて廣く衆人の觀覽を許せり。松は五葉にして廻り八尺五寸・高さ貳間壹尺・東西は六間貳尺・南北は貳間參尺に延び、本幹蟠りて龍の臥せるに似たるを以て此の名あり。枝條蟻蛭し針葉密にして翠蓋を風流に散點せしめたるが如く、超群の風姿は實に有數の逸樹たりしも、樹齡已に盡きたりけん、培養の効も空く先年枯死せしは惜むべし。寺を松の寺と呼べるは此の松のありしに依る。寺寶中、傳中將姫筆釋迦畫像・傳土佐光重筆涅槃像・宗達筆荒磯圖屏風・作者不詳聖觀音座像・同上聖德太子座像・同上達磨座像は鑑査狀を有し、絹本着色澤庵和尚畫像(自贊あり)壹幅は明治四十

一年四月二十三日、絹本着色釋迦二聲聞像壹幅は同四十三年四月二十日各國寶となる。

當寺落成の日、新町奉行從五位石河土佐守勝正は和歌一首を贈りて之を祝せり、

おのつから露の玉しく庭の面さゝれ 苦むす嵐かされん

和 韻

澤 庵

詠出和歌數島跡 吟聞新守暮樓鐘 秋期三五夜月夕 花又八重猶一重

和歌の返し

同

けふこそはおく露までも光ますことはの玉をみかきそへけれ

本光寺

本光寺は同所祥雲寺の南にあり、廣普山と號し、日蓮宗本國寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。寶徳元年三月二十八日法印日雄の敷地を買得して造營せし所なり。境内は八百五坪を有し、本堂・庫裏・客室・茶室・納家・門を存す。外に祖師堂・清正堂あり。

宿院

宿院は大町東一丁と宿院町東一丁とに跨り、東西壹町半・南北壹町の地にして四方に溝を繞らし、東成郡官幣大社住吉神社の御旅所なり。宿院は一に宿居とも書し、神の假にましますゆゑなりといひ、東西南北の通路に十一口を存するは住吉の吉の字に準へたりしものなりといふ。往時より住居神社の御旅所たりしと、地の好位置なるを以て當市繁榮の中心となり、附近には寄席あり、劇場あり、其の他の諸興行及び料理屋・飲食店を初め、凡百の肆店皆此に集りて殷賑雜鬧の巷を爲せるは、大阪に

舊兜神社

飯匙池

於ける道頓堀及び千日前に似たり。平常已に然り、其の住吉神輿の渡御あるに際しては雜鬧群集言語に絶え、市中一般の殷賑名狀すべからざるものあり。一大華表は西方に高く巍然として立ち、華表の南はもと兜神社のありし所なり。俗傳に依れば、神功皇后の三韓より御凱旋のとき、同皇后を護り給ひし住吉明神の自ら宵を藏め給ひし所なるを以て宵社といひ、同皇后・皇田別命及び玉依姫を祀り、白鳳年中其の社を營み、雜横小路町にありしを後此に移せしが、明治四十一年一月十三日開口神社に合祀せられて今はなし。又飯匙の池あり、東西四間半・南北五間半の小池にして、其の形の飯匙に似たるより此の名あり。池底六七尺の所に石垣を築き、外圍に石垣を繞らし、數個の燈籠散點して一滴の瀦水なし。俗傳に依れば、彦火々出見尊の鹽翁の言に依りて海神の女豐玉姫と契り給ひしとき、海神贈るに干珠・滿珠を以てせしかば、涸るゝを以て陽となし、滿つるを以て陰となし、陰なる滿珠を北なる住吉の玉出島に納め、陽なる干珠を南なる此の地に納め給ひぬ。故に住吉の神輿は六月三十日此の飯匙の池に移り、九月三十日玉出島に移るを恒例として、之を陰陽の御稜といふと。(然れども滿干紀州日前宮にありといひ、或は肥前國佐賀郡河上宮に納めたりといひ、宇佐託宣集には宇佐八幡宮にありとすれば、何れとも定め難し、又日向の官幣大社鶴戸神社にも古來神寶として滿干の兩珠を傳ふ、是れ其の最も因縁あるものなるべし) 同社の渡御は謂ゆる南祭にして、今は其の日を改められて八月一日となれり。東北に名越岡あり、方貳拾間にして前に鳥居あり、四方に瑞籬を繞らし、裡に兩祠ありて北なるを楯取・南なるを寶御前といふ。即ち八月一日(もと六月三十日)住吉神社神輿の渡御ありて、荒和の禊事の修せらるゝ所なり。

名越岡

壬二集

みなつきのけふのさかひにみそきしてちとせをのふる神の宮人

家 隆

劇場卯之日座

劇場卯之日座は大町東二丁にあり、明治三十一年十一月四萬五千圓を以て株式會社と爲し、會社の經營せる本市唯一の劇場なり。本市に於ける劇場は、寛文十一年八月南旅籠町西三四丁の字鑓町に、表口拾壹間・裏行參拾八間の劇場を建設せしものは其の初めにして、後延寶五年十二月戎島にも建設し、翌年正月初芝居を興行せしに觀客群集せり。其の建築は東西拾六間・南北貳拾間なりといふ。然るに同芝居は同八年十一月二十三日放火の爲め火災に罹りて烏有となり、元祿六年二月に至り再建し、享和元年川端にありし芝居も同地に移さる。寛政年間には宿院に芝居ありしと傳ふれども、其の事歴は詳ならず。天保年間新地遊廓の開くるに及び、同九年二月住吉橋北二丁目に小芝居を設くるものありしが、後戎島の芝居も同地龍神橋通二丁目に移り、其の後共に衰頹しけるに、大坂の人末廣某更に同町一丁目の横街に新劇場を起し、大坂女形俳優にて有名なりし中村富十郎故あり大坂を追放せられて此に來り、同劇場を讓受けて龍神座と稱し、富十郎の芝居と呼ばる。同時にまた堺の魚間屋免太地家之に隣りて別に一の劇場を建て、免太地の芝居と呼ばれ、免太地の芝居は明治維新前に廢絶し、龍神座は宿院に移りて名を大山座と改む。是れより先、開口神社の境内に大寺の芝居と稱するものありて、明治十年の頃まで存続し、同九年神明社境内に坂井座起りて四五年繼續し、また開口神社境内に住吉座といへる小芝居出で、同十五六年の頃相模鶴渡なるもの龍神橋通一丁目の舊芝居址

に龍神座を設けしも、人氣更に引立たずして倒れしかば、獨り大山座のみ繼續しけるに、明治十七年五六月の頃住吉某(壁字)之を讓受け、翌十八年一月一日卯之日座と改め、同二十五年の頃此の宿院に千歳座の新設せられて互に競争せしも、同座は競争に敗れて退轉せしかば、卯之日座のみ年を逐ふて盛大に赴きしが、同三十年二月十八日の夜附近なる勸工場より出火せし爲め、端なくも類焼の災に罹り、同年十一月再建竣成せしもの即ち今の卯之日座是れなり。

今井家の邸址

今井家の邸址は宿院町東一丁字有樂町の東側にあり、邸は今井宗薫の織田有樂齋より讓られしものなりといふ。有樂町の名は有樂齋に因るなるべし。今井氏の堺に顯れしは、宗久及び其の子の宗薫なり。宗久は紹鷗の女婿茶道の名人にして、初めの名を善右衛門久秀といひ、江州佐々木氏の苗裔なり。祖父高宮相模守信綱軍功に依りて文明八年江州今井城を領せしを以て、姓を今井と改む。宗久は故ありて此の堺に移りしが、當時紀州の浪人湯淺某なるもの此の地に商買を爲して納屋宗以と號し、宗久の母の一族なるを以て其の家に竊寓せしが、永祿年中攝州西成郡に於て織田信長に謁して其の軍に従ひ、貳千貳百石の所領を與へられて岐阜に隨ひしも、時々堺に還れり。永祿八年茶器を信長に獻じ、天正六年再び茶の獻じ、信長をして茶を嗜み器を愛せしむ。また將軍足利義昭に謁し、義昭は命するに大藏卿法印として、饗應の節茶器諸具を以て殿中を饒らしむ。依て宗久は命を奉じて之を辨せしかば、是れより茶道の名大に顯れ、信長の優遇する所となり、其の京に往來するに當りては、信長

の上意に依り、將軍義昭の家臣飯川山城守信堅をして、爲めに淀川に役船を出さしめしといふ、其の優遇知るべきなり。後世淀・伏見役船の外に今井船なるもの、存せしは是れに因れりとなん。天正七年信長は、宗久の堺の茶亭に過りて茶を喫せしことあり。後豊臣秀吉に仕へ、天正十三年秀吉の洛の北野に茶會を催すや、堺に於ける茶道家の珍器を座間に置かしめられしに、宗久の茶具は其の第四番となれり。或はいふ、宗久は晩年昨夢齋と號し、秀吉に所領の内壹千石餘を奉還して、永世壹千石餘を領せんことを請ひ、秀吉は之を默許せりと。文祿二年八月五日七十五歳を以て卒す。其の子宗薫父の後を繼ぎてまた茶道を善くし、帶刀左衛門久胤と稱し、宗薫は剃髮後の名なり。秀吉に仕へて近侍となり、大藏卿法印に擢でられて、千利休及び父の宗久と茶家三宗匠の稱あり。大徳寺の古溪和尚に見えて參禪の弟子たりしが、秀吉の薨去後は復た徳川家康の寵遇を受け、慶長五年關ヶ原の役に従ひ、亂平ぎて攝州住吉郡遠里小野に於て參百石を加増せられ、同十九年大坂の役あるに及び、大坂方の軍勢堺を焼かんとせしかば、宗薫は茨木城主片桐市正及び堺奉行柴山小兵衛と謀り、之を防衛せんとせしに、十月十二日眞木島玄蕃・赤座内膳は兵を率ゐて堺に來り、直に政所を襲ひければ、小兵衛は倉皇身を以て岸和田に遁れ、且元の遣はせし多羅尾半左衛門は陸上の形勢を知らず、海路より着津して政所に至りしに、敵軍已に政所を扼しければ、驚き走りて宗薫の家に投ず。宗薫乃ち之を匿して政所に至り、詐りて半左衛門は小兵衛を追ふて岸和田に走りしと訴へしも、玄蕃等之を聞かず、突然宗薫を

捕へ、兵を發して其の家を圍む。其の子宗吞亦同じく半左衛門の逃脫せし旨を陳ずれども、軍卒聞かずして之を捕へければ、家人は火を放ちて外屋を焼き、半左衛門は其の遂に通るべからざるを知り、手兵壹百五拾人と共に斧を執りて中門に出で、戰を挑み、敵の少しく退くを見て直に茶室に入りて自盡し、宗薫父子は大坂より群り來りし渡邊内藏助等に引かれて大坂に至り獄に投せられしも、其の連や強かりけん、たま／＼親友織田有樂齋の知る所となり、諸老の間に奔走愁訴して之が助命を請ひしかば、釋されて父子共に二條城に至り、家康に謁して軍に従ひ、宗薫は寛永四年四月十一日七十六歳を以て逝けり。而して其の子孫は徳川氏の麾下と爲り、子孫連綿として此に邸宅を有し、明治の初年には今井彦次郎當市の取締を命ぜられ、其の部下をして郷中を巡邏せしめしことあり。今其の裔は泉北郡深井村に住せりといふ。

長谷寺

長谷寺は宿院町東二丁字寺町にあり、新義眞言宗豊山派本願院末にして十一面觀世音を本尊とす。聖武天皇の天平勝寶元年三月徳道上人の開創に係り、同天皇の大和國に長谷寺建立の後、更に上人に勅して諸國に新長谷寺を建てしめ給ひし其の第一なりといふ。境内は壹百拾七坪餘を有し、本堂・庫裏・客室・門を存す。

調御寺

調御寺は同町東三丁字寺町にあり、泉昌山と號し、本妙法華宗本隆寺末にして、題目寶塔・釋迦多寶二佛、上行・無邊行・淨行・安立行の四菩薩、持國大王、廣目天王、毘沙門天王、增長天王及び愛染

明王を本尊とす。明徳元年權大僧都日乘上人の開創なり。降て萬延元年庫裏を・明治十一年七月本堂を再建し、同三十七年五月二十日更に庫裏を改築せり。境内は六百六拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に鎮守堂あり。

顯本寺

顯本寺は調御寺の南にあり、常住山と號し、本門法華宗本興寺末にして、題目寶塔・釋迦多寶二佛、上行・無邊行・淨行・安・行の四菩薩、廣目天王、毘沙門天王、不動明王、愛染明王を本尊とす。當市に於ける同宗の巨刹にして、文明十三年日淨上人の開基なり。享祿五年細川晴元方に味方して木澤長政を飯盛城に救ひし本願寺門徒勢、當津に押寄せ來りて同年六月二十日三好筑前守元長(希雲一に海雲に作る)を當寺を圍みしかば、元長は佛前に切腹し、腸を攫み天井に擲ちて死せり。其の時堺に餅屋あり、日頃元長の恩を受けたりとて寺に籠り、山門に登りて遠望し居たりしが、敵間近く攻寄せければ、門の上にて腹を切り飛び落ちて死しぬ。大徳寺の長老之を感じ、葬禮の時ま希雲に焼香し、次に此の餅屋に焼香せしといふ。希雲の血痕は其の後久しく存せしが、元和元年大坂の役に際し當市兵火に罹り、寺もまた其の災に遇ひて之を失へり。當時の寺地は開口神社西門の附近にして、百有餘の末寺と八個の支院とを有せしも、此の罹災の爲め同二年當所に移りて再建せり。豊臣氏に朱印貳拾七石を寄せられ、徳川氏に至りても變ることなかりしが、明治四年正月に至りて上地せり。境内は貳十參百八拾七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・納家・土藏・門等相接し、外に祖師堂・自佛堂・三光堂を存す。三好元

三好元長の墓

長の墓あり、高さ約貳尺にして、表面に「歸本海雲善室大居士」と刻せり。

明治十年先帝陛下行在所の址

中之町大道西側なる鈴鹿春幸氏の邸は、明治十年二月先帝陛下の行在所に充てさせ給ひし所なり。當時陛下には大和より今の南河内郡を経て、同月十三日午後二時頃、當市本派本願寺掛所の建物を廳舎となせる堺縣廳に親臨、同三時頃熊野小學校に臨幸あらせられ、同校應接室を便殿に供し、縣令の先導にて皇族以下の大官扈從し、管下和・河・泉三ヶ國七百有餘校の下等第八級より上等第四級に至る優良生徒四百八拾七名を、十教場に分ちて授業せる實況を順次約拾分間位づゝ辯はせられ、畢りて生徒に金五百七拾餘圓を下し賜ひ、同五時頃當行在所に入御あらせらる。行在所は當時河盛仁平の隠居所たりしが、此の行幸に際し、撰定して行在所と定の奉り、同邸の持佛堂たし上段九疊・下段拾八疊の間を御便殿に充て、其の東手なる四疊半の茶室に、宮内省より差廻されたる櫻製の御寢臺を装置して、御寢室に供し奉りしが、同夜三條實美公突然來津あり、清香馥郁たる白梅數枝を携帯し、同家の花瓶に挿入して觀覽に供し、翌十四日午前二時頃に至るまで御物語申上げて退出せり、陛下は其れより御寢に就かせ給ひしも、發表ありし午前八時の御發聲時間に先ちて午前七時頃に御發聲ありしかば、其の御寢爲し給ひしは僅々二時間にも過ぎざりしなるべく、侍從職以下は全く徹宵不眠なりしといふ。蓋し前夜三條公の伺候せしは西南泰徒勃發の警報上奏の爲めにして、御發聲の公表時間よりも早かりしは復た之が爲めなりしならんか。御臨幸當時の様子は同家の記録に明なりしも、其の後同家の零落と

共に散佚しなければ、當時十六歳の青年にして侍従職の給仕を爲せし河盛仁平の女婿島谷安三郎氏の實見談に依りて此くは記しぬ。而して邸は復た同氏の手を離れて鈴鹿氏の有に轉せしも、聖蹟は當時御下賜ありし御寢臺と共に今も鄭重に保存せらる。又臨幸の榮を仰ぎたる熊野小學校に於ては、堺頌徳會なるものを組織し、御便殿に供し奉りたる應接室の舊材を用ひて玉座を建て、石の記念碑を設けて之を表彰せり。碑は六角錐形にして高さ臺石を併せて約貳丈、表面に「明治頌徳記念碑」と刻せらる、書は故小松宮彰仁親王殿下の御染筆なり。

中之町東一丁なる舊船松町は、紹鷗の舊址なり。紹翁は茶道中興の祖にして、茶道家に宗匠と仰がれて崇敬せらる。武田信光の裔にして、祖父仲清は應仁の亂に討死し、父の信久は孤となりて四方に周流し、竟に泉州に止住す。紹鷗は初めの名を仲村・俗名を新五郎と稱し、從五位下因幡守に任せられしが、當地には住みうかりけん、京師に出で、室町四條蛭子堂の隣家に幽棲し、自ら大黒庵と名づく、蓋し戎大黒相並ぶの意を探りしものならん。古岳和尚に學びて紹鷗一閑居士と號し、防州大内義弘在京しければ時々伺候し、また西三條逍遙院殿に就き歌道を學びて年久しきに亘りしかば、西三條殿其の志に感じて古今の口傳を授けらる。且其の頃五條松原町に宗陳・宗語といへる數奇者ありければ、紹鷗は常に茶道を兩人に尋ねて修練し、後堺に歸りて數奇を專とし、春花に歸雁の別れを惜む時は風爐の茶湯を出し、秋の紅葉に鹿の鳴くを聞けば圍爐裡にこぞりて長夜の樂みとせり。當時同町に

紹鷗の舊址

住める道陳は同じく茶道に名あり、或る夜紹鷗を訪ひしに、紹鷗は定家卿の「見渡せば花も紅葉もなかりけり浦の菅屋のあきの夕暮」の歌を自筆に書きて、已の數奇の心は此の歌を以て心とせりといひければ、道陳も數奇には座禪の心も捨てがたしと語り合ひ、共に其の頃堺に留錫ありし紫野大林和尚を請じて禪法に染心し、四大本來空を悟れり。晚年甲州武田家の聞え惡かりしかば、武田の姓を武野と改め、左記の歌を詠せり。弘治元年十月二十九日五十四歳を以て遂に此に病歿し、遺骸は南宗寺に葬らる。紹鷗の子を宗瓦といひ、宗瓦の子安齋は幼時朝藏主と呼びて、澤庵和尚の中瓶に隨侍たりしといふ。

たれまきておなし武田の末なれとあれてそ今は野となりける

道陳は復た同船松町北向の産にして、先祖より久しく此に住し、元來富有にして財寶珍器田島其の身に餘りしが、數奇の道に熱心し、某歳正月十八日五十九歳を以て病死せり。道陳の數奇の道に入りしは、京都東山銀閣寺に慈照院義政のありし時、其の御内の茶道に能阿彌・相阿彌といへる二人ありしが、能阿彌は老後當地に來り、剃髮して空海と名を改めければ、世人之を聞きて弘法大師と同名なりと難せしに、世には釋迦院・阿彌陀院とさへ名を附くるに、弘法の名を附けたりとて何か苦からんと答へしとぞ。道陳は此の老人の衣食住を心安くし、朝夕のあしらい、道具の次第を傳へられ、紹鷗と共に大林和尚の參徒にして、紹鷗死去の後には京田舎の數奇者の宗匠といへる名を取れり。

道陳の舊址

靈法寺

靈法寺は同町東二丁目字馬場町にあり、眞言宗大覺寺末にして聖觀世音を本尊とす。元和六年良清の開基なり。境内は壹百拾壹坪を有し、本堂・庫裏・客室・長家・門を存す。

長久寺

長久寺は同町字片原下の町にあり、凌雲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は六拾參坪を有し、本堂・庫庫・門を存す。

常滿寺

常滿寺は同町東三丁字寺町にあり、鳳靈山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は八拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

生善寺

生善寺は常滿寺の北にあり、神護山と號し、淨土宗長泉寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。僧正行基の開基なりと傳へ、天正四年五月二十二日覺譽了心の中興なり。文政十二年に再建せり。境内は六拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。外に觀音堂あり。

寶樹寺

寶樹寺は生善寺の北にあり、森榮山と號し、俗に梅の寺と呼び、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿七年然譽善永和尙の創立なり。境内は四百參拾坪を有し、本堂・庫裏・納屋・鐘樓・門を存す。

正法寺

正法寺は以上三ヶ寺の東なる九艘小路にあり、靈龜山と號し、淨土宗西山派禪林寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿二年良空の開基なり。境内は六百七拾六坪を有し、本堂・庫裏・客室・茶室・玄關・納屋・門を存す。外に觀音堂・辨天堂あり。

寶光寺

寶光寺は正法寺の東同九艘小路にあり、普邊山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。建長四年了順の創立なり、了順は伊豫國越智郡大濱の人河野七郎通廣の法名なり。後文明年間住職性順當所に移轉再建せり。境内は參百五拾壹坪を有し、本堂・庫裏・客殿・鐘樓・門を存す。

慈光寺

慈光寺は寶光寺の東同九艘小路にあり、無量山と號し、俗に紺屋道場と呼び、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。大和國吉野郡十津川楠太郎左衛門正吉出家して圓二房と號し、文明七年十月當寺を創立せり。境内は參百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・土藏・鐘樓・門を存す。

妙法寺

妙法寺は前記各寺の北にあり、長榮山と號し、俗に二疊半と呼び、日蓮宗妙顯寺末にして、題目寶塔・釋迦多寶二佛、上行・無邊行・淨行・安立行の四菩薩、持國・廣目・毘沙門・增長の四天王、文珠、普賢を本尊とす。貞和二年日祐の開基なり。境内は壹千參百八拾貳坪四合五勺を有し、本堂・拜所・庫裏・廊下・鐘樓・門・門番所を存す。外に祖師堂・帝釋堂・鬼子母善神堂あり。

長徳寺

長徳寺は同町にあり、崇興山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文二十年男興天阿和尙の開創なり。もと寺地町東三丁光照寺の東にありしが、萬延元年十月三日焼失したるを以て、明治二年十月十三日當所に移轉再建せり。境内は貳百七拾坪を有し、本堂兼庫裏・門を存す。

本成寺

本成寺は寺地町東三丁字寺町にあり、登寶山と號し、日蓮宗本法寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛、上行・無邊行・淨行・安立行の四菩薩、持國・廣目・毘沙門・增長の四天王、文珠、普賢を本尊

とす。嘉吉元年日親上人の開創なり。本法寺とは同基一本にして、當寺は本法寺より七年前の創建なれども、本法寺は老衲栖隱の所となりしを以て、當寺は却て其の末寺となれり。上人は發心の初めより其の志深く、法の爲めには身命を抛ちて盡瘁せしを以て、遂に將軍足利義教の爲めに捕へられて獄に投せられ、水火の責を受け、男根を惱まされ、舌頭を切られ、熱鐵を蒙らしめられしも、佛力に依りて恙なかりしかば、人皆之を感じ、俗に鍋被上人と呼び、名聲噴々たりしが、長享二年九月十七日八十二歳を以て示寂せり。境内は參百八拾八坪壹合八勺を有し、本堂・庫裏・客室・座敷・鐘樓・納家・門を存す。外に開山堂・妙見堂・擁護堂あり。

源光寺

源光寺は本成寺の南にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。大聖院權大僧都祐源本願寺覺如上人に歸依して、正和五年當寺を創建せり。境内は五百五拾參坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・土藏・門を存す。

光照寺

光照寺は本成寺の北にあり、天台宗眞盛派西教寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾九坪を有し、本堂・門を存す。本堂は安政六年十月燒失後の再建なり。

大阿彌陀經寺

大阿彌陀經寺は以上各寺の東にあり、甘露山と號し、旭蓮社と呼ばれ、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。正中元年後醍醐天皇の勅願に依りて智圓上人の開創なり。上人は其の何れの人なるを知らず、初め天台宗に入りて奥義を極め、中頃廣く諸宗に亘りて益を虎關に請ひ、文保元年四月宋に

入り廬山の東林禪寺に於て淨土宗惠遠流の法脈を繼ぎ、白蓮社の流を酌み、元亨元年歸朝し、正中元年に至り、彼の廬山に模して此に旭蓮社を草創せり、本朝に於ける蓮社號の權輿なり。乃ち天皇詔して菜田若干戸を納れ、延元二年光明院も貳千六百貫の租税を賜ひ、康永元年天下大に疫病流行して死するもの多かりしが、上人同院の勅を奉じて圓頓菩薩戒を修せしに、疫病忽ち終熄して民間喜悅の眉を開きしかば、大乘菩薩澄圓の號を賜ひ、後、後村上天皇は上人を宮中に召し、蓮教を講せしめて戒師と爲し、圓頓菩薩戒を稟承し、叡信斜ならずして紫衣並に大阿彌陀經寺の號を賜ひ、寺門益隆昌し、宗風世に弘まり、殿堂門廡三十八宇・塔頭の僧房三十餘舎に及びしが、應安五年七月二十七日上人忽焉として見えす、門人其の行く所を知らず、故に今其の日を記して寂日となせり。天正十四年豊臣秀吉に朱印四拾石を寄せられ、徳川氏に至りても舊の如くなりしが、明治四年正月上地せしかば、是れより寺門衰微し、同十年本堂・庫裏其の他十三棟の建物を擧げて大阪裁判所堺支廳々舎として賣却せしも、同二十八年に至りて寺有に復し、同年五月十六日本堂を除ける以外の庫裏・玄關・内玄關・茶室・待僧寮・浴室・納家等を改築して漸く舊觀に復せり。境内は壹千六百八拾六坪八合壹勺なり。

寺の北門前は謂はゆる九艘小路にして、九本松町或は舳松とも呼び、門内は村社舳松神社のありし所なり。社は一に九本松の明神とも呼び、勸請の年月等は詳ならざれども、社名は地名に因みしものなるべし。境内は壹百餘坪を有し、七社神社及び高津神社といへる末社を存し、七社神社はもと寺の

舳松神社の舊址

鎮守にして、高津神社は傳へて大仙陵の遙拜殿といひしが、社は明治四十年五月二十一日開口神社境内末社に合祀せられて今はなし。

淨専寺

淨専寺は少林寺町東二丁字大工町にあり、灰谷山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

少林寺

少林寺は同町東三丁字寺町にあり、萬年山と號し、臨濟宗大徳寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。嘉暦年中桃源和尚の開基なり。寺名は大檀那小林氏の姓を採りて小林寺と稱せしを、後達磨大師の少林寺に擬して少の字に改めしといふ。古は大伽藍にして、兆域は今の寺地町・少林寺町を包擁し、兩町の海濱にまで及びしも、織田氏に沒收せられて次第に衰微し、寺地は遂に寺地町・少林寺町の新市街を爲せり。然れども尙兩町の地子は寺に收め來りしが、寛永十一年七月全市各街の地子を免せらるゝに及び、兩町の地子も亦寺より之を免せり。豊臣秀吉は前田隱岐守・小西攝津守をして、當寺境内の竹木を猥に伐採するを禁せしことありといへば、其の崇信の厚かりしを知るに足る。明治三十九年十二月二十七日戎之町東四丁の禪通寺を合併す。境内は六百坪を有し、本堂・庫裏・下家・門を存す。庫裏と下家は明治四十五年五月二十三日・本堂は大正四年十月二十三日の再建なり。外に白藏主堂あり、白藏主稻荷を祀り、一に通心靈社とも呼び、毎月定例の祭日はもとより平日にても饗者群集す。其の由來を釋ぬるに、永祿年間當寺の塔頭耕雲庵に白藏主と稱するもの住せしが、深く寺の鎮守稻荷

明神を信仰して法施を怠らざりしが、偶社邊の森に三匹の野狐ありしかば、抱き歸りて愛養せしに、常に膝下にありて隨仕すること恰も侍童の如し、其の頃大藏某なるものありて技藝の擧高かりしが、來りて此の状態を見て、釣狐の狂言を作りて兒童の目を悦ばしめけるに、此の狐老翁に化して同狂言を見、且骨髓動作を口傳したりとなん。謂はゆる吼噓の狂言にして、當寺を俗に吼噓寺と呼べるは是れに因み、通心靈社の名は享保十八年京都の吉田家より與へられしものなりといふ。

引接寺の址

引接寺の址は少林寺の北に接する所即ち是れなり。寺は時宗にして勅定山と號し、貞和三年三宅十五郎の建立、智濟上人の開基なり。上人は信州の人、姓は源・氏は牧野、八歳にして鎌倉極樂寺の良觀律師に就き、祝髮して名を俊澄と改め、十五歳にして叡山に登り、台家の奥旨を究め、和州の石寺に詣りて彌勒菩薩の瑞示を得、専ら念佛の行者と爲り、錫を飛ばし來りて當地の高野堂に住せり。時に市人に三宅十五郎なるものあり、家素より富めり。其の父五郎三郎の沈痾に罹りて將に死せんとするを悲み、斷食潔齋すること一七日、以て平癒を住吉神社に祈りしに、靈夢あり告げて曰く、此の海濱に無量壽佛あり、其の像を索めて精舎に安置せば病自ら癒えんと。乃ち海邊に像を得て歸り、父母をして之を拜せしめしに、日ならずして父の病平癒せしければ、渴仰の念禁じ難く、直に伽藍七堂・支院十二宇を建立し、俊澄を請じて入佛供養の導師となせり。こと叡聞に達し、北朝の光明院は山號を勅定・寺名を引接と號せしめ給ひ、俊澄は後智濟上人と改め、十五郎もまた剃髮して專阿と號せり。建立當

時には寺の門前南はづれまで人家一字もなく、寺地は住吉の社領たりしも、應永八年社務國夏之を寺に寄附し、嘉吉二年十一月將軍義勝封田若干を寄附し、文明二年將軍義政寺領安塔の證印を施與し、豊臣氏は寺領拾石參斗を寄せ、徳川氏に至りても舊の如くなりしが、明治四年正月上地せしかば、縁由深き寺門も是れより法燈漸く暗く、遂に廢絶して其の名を留むるのみとなれり。

妙慶寺

妙慶寺は新在家町東二丁字石塔側にあり、榮松山と號し、日蓮宗妙顯寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。文龜元年日英上人の開基なり。境内は四百八拾七坪を有し、本堂・庫裏・拜所・鐘樓・門及び三光堂を存す。庭裡に日像上人自筆の石塔あり、故に世俗に石塔寺と呼ぶ。石塔は上人の嘗て西海に赴かんとせしとき、波上に法華題目を書して誓ふて曰く、我が法にして通すべくんば此の文字久しく消ゆること勿れと。然るに果して消えざりしかば、乃ち其の形を石に模寫して七國七所に立てし其の一なりといふ。

本要寺

本要寺は妙慶寺の南にあり、日蓮宗本満寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。寶徳十二年五月の創立、玉洞妙院日秀の開基なり。境内は壹百七拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本傳寺

本傳寺は本要寺の南にあり、壽量山と號し、日蓮宗大石寺末にして妙法曼荼羅及び開祖日蓮聖人を本尊とす。寛文二年の創立、日乗の開基なり。境内は參百拾坪を有し、本堂・書院・納家・長家を存す。

發光院

發光院は同町東三丁字寺町にあり、遍照山と號し、俗に愛染さんと呼ばれ、眞言宗大覺寺末にして愛染明王を本尊とす。元和八年風海上人の開創なり。境内は貳百貳拾七坪を有し、本堂・庫裏・客室・長屋・門を存す。

寶泉寺

寶泉寺は同町東四丁字寺町にあり、摩尼王山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長年中の創立、然譽永公の開基なり。境内は貳百八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に藥師堂あり。

阿彌陀寺

阿彌陀寺は寶泉寺の南に隣りて十萬小路に沿へり、護法山と號し、光明院と稱し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺傳に依れば、開山見生眞空は相模國白旗郷の人にして、信樂氏なり。幼年のとき洛南の泉涌寺に入り、俊苒律師に隨ひて得度修學し、安貞元年閏二月八日俊苒律師病死の後本國に歸り、鎌倉光明寺良忠上人の徒弟となりて同居し、建治二年九月良忠上人に隨ひて上洛參内し、同三年五月今の當地宿院町西三丁字濱六間筋川尻南へ入る西側約參百坪の地を拜領し、假に小堂を創建して慈覺大師作の阿彌陀佛を安置し、寺號を光明寺と名づけ、自ら住職して天台・眞言・律・淨土の四宗兼學を以て行法とし、獨立の無本寺たりしが、弘安四年三月十七日入寂し、徒弟寂性住職となりて本堂・庫裏を新建し、其の寂後は徒弟了性三世の住職となれり。了性は北條家の臣本間資貞と親族の間柄なりしを以て、若年の頃相州鎌倉にありて修學しける時、本間資貞之が學資の施主たりしが、

正慶二年二月本間資貞は同資忠等一族と共に上洛して六波羅在番中、眞如堂の佛像を寫して彫刻せる彌陀佛の像壹軀を當寺に納め、且其の供養料を寄附しけるに、同人等は、大佛陸奥守に與して同年三月河内の赤坂に戦死せしかば、了性之を聞きて彼の地に赴き、楠氏の陣所に就て本間父子の首を乞ひ、歸りて寺内に葬り、其の側に本間の寄せし供養料金を以て新に座敷を建て、裡に彼の佛像と父子の位牌を安置して供養し、寺は之に依りて堂舎全備したるに、了性も亦病死せり。依て大阿彌陀經寺の開山智圓上人の弟子性圓なるもの、了性とかねて約する所ありしを以て、入りて第四世となり、堂舎を營繕せり。爾來代々師弟相續して住職せるを以て、世に當寺を稱して小阿彌陀經寺と呼べり。降て十

八世自知譽の住職中、慶長二十年四月二十六日當地兵亂の際、堂舎并に什物等悉く類焼し、同年九月二十日（此年七月十三日元和元年とす）奉行長谷川左衛門より當所に移轉すべき旨を命せられて移轉し、後七年を経て本堂を再建し、且四宗兼學を止めて淨土宗となる、故に自知譽を以て中興とす。然るに自知譽は元和九年閏八月二日病死し、京都智恩寺に修學中の諦譽は自知譽の肉弟なりしを以て、招請せられて中興第二世となり、庫裏を再建し、寛永年中に至りて智恩寺の末となれり。境内は參百五拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・茶室・納家・門を存す。外に觀音堂・辨天堂あり。

長泉寺

長泉寺は十萬小路を隔て、阿彌陀寺の南にあり、天龍山玉光院と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文龜元年十萬上人の開創なり、故に南十萬を以て通稱せらる。明治四十二年四月六日末寺なる東隣の護念寺を合併す。同寺は天正十三年岩載長連の開創に係れるものなり。境内は七白六坪を有し、本堂・庫裏・臺所・玄關・鐘樓・納家・土藏・門を存す。外に地藏堂あり。寺寶中、傳圓光大師筆畫像壹幅・傳熊谷蓮生坊所持の鉦鼓の外、傳陸信忠筆絹本着色閻魔王の繪畫壹幅は明治四十三年四月二十日國寶となる。

鹽穴寺

鹽穴寺は長泉寺の南にあり、寺名は鹽穴郷の名に因めるなり。光明山實相院と號し、眞言宗仁和寺末にして十一面觀世音を本尊とす。本尊は海中より出現せしものと傳へ、今に蠟殼の其の體に附着せるものあり。和銅元年僧正行基の開基なりといふ。中世の寺歴は舊記紛失して詳ならず。境内は參百六拾八坪を有し、本堂・庫裏・客室・門を存す。外に歡喜天堂あり。

賢清寺

賢清寺は鹽穴寺の東にあり、玉鉾山と號し、淨土宗清淨華院末にして阿彌陀佛・觀世音・勢至菩薩を本尊とす。天正年間の創建、聖譽賢清法師の開基なり。境内は八拾七坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。

延命寺

延命寺は阿彌陀寺の東にありて十萬小路に沿へり、明眼山と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならざれども、中興瑞蓮社莊譽慶嚴は天正二年三月二十五日の入寂なりといへば、其の以前なるを知るべし。俗に多田の満仲寺と稱するは、満仲の持念佛たりし三尊の畫像あるに依る。同畫像は満仲の歿後多田庄なる寶徳寺に納められたるものなりしが、如何なる曲折のあ

りけん、後樋口氏淨徳の妻妙喜なるもの當寺に納め、世に之を眼明本尊と呼べり。満仲の室其の子美女丸を哀みて明を失ひたるも、此の畫像を信仰して兩眼忽ち開きたるより此の名ありと。山號の眼明山といへるも之に因めり。境内は壹百參拾參坪を有し、本堂・後堂・庫裏・座敷・門を存す。

圓龍寺は延命寺の北にあり、北向山二階堂と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は不詳。往時は天台宗にして今市院と稱せしが、中興良壽眞宗に歸依して今の寺名に改め、慶長八年堂宇を再建して本願寺末となる。境内は五拾參坪を有し、本堂兼庫裏・門を存す。

圓明寺

圓明寺は圓龍寺の東にあり、廣照山と號し、日蓮宗本國寺末にして十界曼荼羅を本尊とす。文明十一年の創立、大僧都印俊日辨和尚の開基なり。境内は壹百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

長慶寺

長慶寺は圓明寺の南にありて十萬小路に沿へり、萬年山と號し、臨濟宗大徳寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。三好修理太夫長慶の開基なり。もと大坂天滿の傍にありて 後奈良天皇の勅願寺たりしと傳ふ。境内は六百四拾參坪を有し、本堂・庫裏・文庫・納屋・門を存す。外に辨財天堂あり。

幸徳寺

幸徳寺は十萬小路を隔て、長慶寺の南にあり、無量山と號し、淨土宗長泉寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正七年岩清圓宗の開創なり。境内は壹百參拾壹坪を有し、本堂・庫裏・納屋・門を存す。

專稱寺

專稱寺は幸徳寺の南にあり、松凉山と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長四年稱譽上人の開創なり。初め專稱庵と稱せしが、寛永十六年八月十六日今の寺名に改む。境内は壹百參

拾六坪を有し、本堂・庫裏・土藏・門を存す。外に觀音堂あり。多、の僧徒を有し、且寺寶多し。寺寶中特に優秀なるものは、筆者不詳鳥瑟賦沙最勝總持繪壹幅・傳惠心僧都筆觀音經曼荼羅壹幅・傳珠磨法眼筆彌陀三尊立像壹幅・傳弘法大師筆辨財天像壹幅・傳慈覺大師作阿彌陀佛座像壹軀・越秦證大師作阿彌陀佛立像壹軀にして、何れも鑑査狀附なり。

正明寺

正明寺は專稱寺の東にあり、寶乘山と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。應永五年三月十五日然譽周香和尚の開創なり。境内は貳百八坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。外に觀音堂あり。

光澤寺

光澤寺は正明寺の北にありて十萬小路に沿へり、圓輪山と號し、天台宗延暦寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。天正十五年八月及意上人の開創なり。寛文元年念海法師之を再建せり。境内は壹百四拾參坪を有し、本堂・庫裏・納屋・藥醫門を存す。

願正寺

願正寺は南旗籠町東二丁字妙光寺町にあり、松影山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正十年玄徳の開創なり。境内は參百七拾參坪を有し、本堂・庫裏・長屋・門を存す。

南宗寺

南宗寺は同東三丁にあり、龍興山と號し、臨濟宗大徳寺末にして釋迦如來を本尊とし、脇檀に文珠・普賢を安す。當市第一の巨刹にして、普通國師の開山なり。國師姓は藤氏・諱は宗套・字は大林、京都の人なり。少にして業を龜岡の天源院元嚴禪師に受け、後大徳寺に入りて大に宗風を振興し、後奈良

天皇より佛印圓澄禪師の號を授けられ、ついで正親町天皇は正覺普通國師の號を賜ひしが、晩年居を泉州船松の邊に卜し、庵を結びて屏居しけるに、三好長慶其の德風を慕ひて傾心敬仰の餘、弘治二年庵を此の地に移して先考元長の菩提所と爲し、長慶は河州飯盛城より檢校して諸材を運搬せしめ、工事を監督して巨刹の造營に着手し、本堂・佛殿・禪堂・七層塔・鐘樓・經藏・山門・總門・九拾貳間の廻廊・百八間の塔頭・衆寮・寶藏・方丈・小方丈・庫裏・浴室・大書院・小書院・對面所・知客寮・施藥所・花月亭等の巍然たる大伽藍成り、莊嚴なる靈場現出しければ、同國師を請じて開山の祖となし、龍興山南宗寺と名づけしもの即ち當寺にして、寺名は元長の法名南宗院殿に因めるならん。翌三年五月長慶は參萬貫の地を寄せて支持の資と爲し、同十一月十五日更に供養を行ひしが、導師は普通國師・大檀那は三好長慶にして、諸山の徳錫を曳き、京師の公卿駕を枉げ、遠近の道俗群集して一代の盛事たりしといふ。神廟には三好氏の祖長輝の靈を祀り、武装して馬上弓箭を持したる長さ八寸の黄金像を安置し、廟前には拾貳間の寶藏を建て、長輝の兵器を藏め、廟資に貳千貫を寄せ、天正元年本山より輪番地と定めて、禪院拾刹の格に上せられるに、桑田碧海の習は免れ難く、同二年松永久秀の兵亂入して當寺の金像を奪ひ、且火を放ちければ、善美を盡せし堂宇の過半は回祿の災に罹りて燒燼し、元和元年四月二十七日二たび兵火に罹りて殘餘の建物も全く烏有に歸し、僅に照堂と座雲亭を殘せるのみなりしが、翌二年澤庵和尚入寺して堂宇を經營するに及び、町奉行喜多見忠勝・岸和田城主小出吉英・但馬國山名全高・市人中村左衛門等大に力を戮せ、資を捐て、工を助け諸堂竣成せり、即ち現在の伽藍是れなり、依て澤庵和尚を以て中興の祖とす。是れより先、豊臣秀吉は朱印壹百拾石を寄せ、元和九年七月十日將軍徳川秀忠・同年八月十八日同家光參拜して復た壹百拾石の朱印を寄せ、以て永世不朽の資と爲し、且寺の修繕は町奉行の達に依りて一切南北兩莊の負擔たらしめられしも、寺領は明治四年正月上地せしかば、維持の方法に苦み、遂に本山一派専門の道場となし、以て今に至る。塔中に本源院・天慶院・臨江庵・徳泉庵あり。徳泉庵には明治四十一年六月二十三日當町字内農人町の同宗禪樂寺を合併せらる。

往時にありては東南に鹽穴池を控へ、西に公儀堀あり、堀に一橋を架して臨江庵に通じ、境内に幅參間の水道を引きしが、今は東南に土堀川を繞らし、東西七拾參間・南北九拾六間・總坪數八千七百坪の境内を有して長松落落、幽寂の仙境を爲して本堂及び客殿・庫裏・廊下・鎮守堂・浴室・鐘樓・山門・總門・門番所・土藏貳棟(以上寛永年中の建築)、御廟・拜殿・唐門(以上文政年中の建築)、座雲亭・照堂(以上弘治年中の建築)・茶席(正年中の建築)及び客寮・禪室(明治年中の建築)等の諸堂舎其の間に錯落せるが中に、本堂、其の中央にありて大雄寶殿と呼び、清嚴和尚の額を掲げ、其の他方丈には東坡・浴室・客室・照堂には澤庵和尚の筆に成れる扁額を掲げ、山門に掲げたる甘露門の額は玉室の筆、總門に掲げたる龍興山の額は江雪の筆なり。又座雲亭は元和九年將軍秀忠、同家光の當寺參拜のとき、上りて風光を賞せし所にして、以前は紀淡の

翠黛・茅海の白帆を雙眸に收めたりしも、松竹に遮られて其の觀を失ひしは惜むべし。茶室は實相庵と呼び、もと鹽穴寺にありしものにて、利休の好み二疊臺目起式の濫觴なり。其の床框は弘法大師の筆に成れる卒塔婆なりと傳ふれども、一説には治承の昔俊寛僧都の鬼界ヶ島より流せし卒塔婆の漂着せしを充用せしものなりともいふ。其の前なる手水鉢も復た鹽穴寺より移せしものにして、利休の好み袈裟形の手水鉢と稱し、石燈籠は向泉寺傳來の六地藏形と呼び、紹鷗の愛翫せしものなりと傳へ、方丈の庭園は古田織部の作にして、樹竹幽凄を極め、中に一缸ありて湖心橋と呼び、唐土の湖心橋に模せしものなりと、苔蘚之を覆ひて古色翊すべし。

本堂と庫裏の間に東照宮の廟あり、其の傍にあるは照堂にして即ち開山堂なり。堂の床下に無銘の塔あり、安國院無銘塔といふ、是れなん疑問の塔なり。寺の舊記に依れば、元和元年大坂の役に徳川家康は攝・河兩國の境なる平野に陣せしが、敵雷火を放ちて之を襲ふ、謂ゆる平野の燒打是れなり。家康僅に免れて葬輿に乘じ、通れて和泉の半田寺山(藏池といふ)に至る。偶後藤基次の紀州より歸り來れるに會す。基次之を認め怪みて其の輿を刺す、彦左衛門驚きて其の槍を斫る、基次顧すして去る。而して之が爲め家康は創を負ひて終に起たず、侍臣密に遺骸を携へて當寺に來り、第二世本光禪師に請ひて之を照堂の下に斂む、時に元和元年四月二十七日なり、(難波戰記及眞田三代記には家康の遺骸を五月四日とす) 戰役平定の後之を駿州久能山に改葬すと。一説にはいふ、元和元年五月大坂夏の陣に家康は城兵の亂射せる銃丸に中

り、其の創を以て薨せしかば、堺の町人海部屋初の七名(系割符連中)に密旨を下し、南宗寺住職に命じて密に其の遺骸を此に葬り、上に紫雲石を安置せしも、當時之を知るものなく、唯石を祀ること神の如くなりしが、後七人の町人より幕府に願ひて其の石を日光廟に奉納することを許され、七人之を護衛して日光に赴きしは、實は家康の遺骸を改葬せしなり。此の秘密の功勞あるを以て、七人の系割符商は爾後毎年正月交るゝ參府謁見の上、即日日光に詣し、三家三卿の外には許されざりし内殿拜を特許せられし例規ありしと。事の眞偽は固より詳ならざれども、元和九年七月十日に將軍秀忠・同年八月十八日に家光の當寺に參拜ありしは、此の無名塔を拜せんが爲めにして、且其の時照堂床下の土を掘取りて之を關東に送るには、念佛寺即ち大寺の僧某扈從したりとも傳へ、且由來何等の由緒なき當寺に此の廟及び此の塔あり、代々の町奉行は就任の際まづ拜廟の儀あり、加之、當寺の修繕費を南北兩莊に負擔せしめたるが如き、觀じ來れば其の間に深き緣由のなきにしもあらざるべし、其の精査は後賢を俟つになん。

寺は陰曆四月十七日の權現祭を初め、誕生會・涅槃會・達磨忌等には賽者群集するを常とし、且寺寶に富み、傳弘法大師作辨財天座像壹軀・顏輝筆絹地彩色達磨圖壹幅・徽宗皇帝筆紙地書壹幅・顏直筆絹地彩色野臺繪壹幅・唐畫紙地釋迦誕生圖壹幅・唐小僊筆絹地彩色樵漁問答二幅對・雨宮元叔筆絹地彩色十六善神壹幅・唐畫絹地觀音像壹幅・同上絹地出山佛之像壹幅・仙臺大守綱宗筆絹地墨畫達磨

及び猿鶴圖三幅對・狩野元信筆絹地彩色達磨像壹幅・自畫彩色大應國師像壹幅・筆者不詳彩色大燈國師像壹幅・同上絹地彩色開山國師像壹幅・唐畫絹地彩色徑山虛堂像壹幅・同上絹地百丈之像壹幅・同上絹地彩色臨濟之像壹幅・開山國師筆紙本黑書遺偈壹幅・繪旨(天文五年二月十五日)・雲谷等與筆紙地墨畫十六羅漢像拾六幅・狩野秀信筆墨畫方丈襖五拾枚・三好氏傳來躑躅洞陣太鼓壹箇・朝鮮國傳來香爐壹箇の外、作者不詳木彫華嚴會上釋迦像壹軀・同上鍍金毘沙門天立像壹軀・同上厨子(外面青貝繪畫朝鮮製内部土作畫)の三品は鑑査狀を有す。特に記すべきは、歐陽修の眞筆なりと傳ふる論語及び其の版本なり、論語卷尾の跋の末に、「天文癸巳八月乙亥、金紫光祿太夫拾遺清原朝臣宣賢法名宗心」と記し、帝國內に於ける古版中の尤物なりといふ。而して墓地には牡丹花宵柏の塔・紹鷗の塔・千利休の塔・趙陶齋の塔を初めとし、町奉行贊安藝守・頼山陽の甥頼達堂・國學者渡邊重春・尾崎正明・畫家橋本桂園、其の他家の墳塋擧げて數ふべからず。然れども利休の墓は京都大徳寺にあるもの其の遺骸を葬りし所にして、當寺にあるものは門人等の其の遺髪を埋めし假墓なり。紹鷗は茶道の正宗たりし故にや、其の塔に耳を當つれば湯の沸く音聞ゆとん。又牡丹花宵柏は豊能郡池田町に居りしが、後來りて今の向井町大字中筋の紅谷庵に住し、趙陶齋は戎島に居住せしが、其の死するに及びて二人とも當寺に葬られしものなり。

玉の横野

南宗寺境内利徳庵(今はなし)の南邊の野は、古詠に見ゆる玉の横野なりといふ。

新拾遺

よもすから露の光をみかくなり玉の横野の秋の月かけ

讀人しらす

藻鹽草

雲さそふ峯のこからし吹なひき玉の横野にあられふるなり

讀人しらす

海會寺

海會寺は南宗寺の東にあり、宿松山と號し、臨濟宗東福寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。元弘二年前太政大臣從一位藤原公賢の草創、廣智國師の開基なり。國師諱は士曇・字は乾峯、東福寺の聖一國師三世の法孫にして、正平十二年北朝後光嚴院に召されて入内し、清涼殿に於て壽祝法演願る叡慮に叶ひ、諸山の甲利たるべき繪旨を賜ひ、同十六年十二月十一日示寂の後、勅して廣智國師の號を諡せられ、實に一世の高徳たり。寺はもと今の開口神社の西門前にありて、寺傳に依れば境内は方八町を有し、七堂伽藍備はり、塔頭六院ありしといへば、其の境域の廣濶にして堂宇の壯嚴なりしを推想するに足る。然るに元和元年の兵燹に罹りて堂塔悉く烏有に歸せしかば、翌年南宗寺の境内に移りて一坊を構へしもの即ち現在の當寺是れなり。舊地には彼の有名なる金龍井を殘し、今に甲斐山口筋を海會寺の前といへるは當寺に因めるものなり。豊臣氏の時より寺領參拾石を寄せられ、徳川氏に至りても舊の如くなりしが、明治四年正月上地せり。寺域は參百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・文庫・俗室・門を存し、外に龍王堂あり。寺寶に筆者不詳十六善神畫像壹幅・同上十六羅漢畫像拾六幅等あり。

妙光寺

妙光寺は海會寺の東北角にあり、義弘山と號し、日蓮宗妙顯寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛、

上行・無邊行・淨行・安立行の四菩薩、文珠、普賢、宗祖日蓮、日明、日像、鬼子母天、十惡羅刹女を本尊とす。應永年間大内左京太夫義弘の創建にして、山號は之に因めり。禪宗なりしが、慶長年間以要院日普上人當地弘法の際入りて改宗せり、故に同日普上人を開基とす。もと南旅籠町東一丁にありしも、轉宗の時當所に移れり。境内は五百九拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓・納家・門・門番所及び妙見堂を存す。俗に水の寺と呼ばれる、清水井あるに依る。清水井はもと二ヶ所なりしも、一は已に埋れて今其の一を殘せり。

大安寺

大安寺は同町南宗寺の東側にあり、布金山と號し、臨濟宗東福寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。後小松天皇應永元年德秀禪師の開山なり。禪師は東福寺開山聖一國師五世の法孫實仲和尚の神足にして、足利義滿・同義持も深く歸依し、今の新在家町東三丁字絹屋町六丁目に當寺を創建するに及びて寺領を寄せ、境内方貳町、塔中六ヶ院を存したりしが、天正元年失火の爲め塔中五院を失ひ、元和元年の兵火に罹りて堂宇灰燼となりしかば、慶安年間當所に移りて再建し、朱印地貳拾九石五斗を有し來りしが、明治四年正月上地せり。境内は壹千壹坪を有し、本堂・方丈・居間・玄關・廊下・鐘樓・納屋・門及び祖師堂・地藏堂を存す。塔中に獨嚴庵あり。方丈は有名なる納屋助左衛門の故宅を移せしものにして、結構閑雅、西湖の繪襖四枚・同壁紙三ヶ所・同腰障子六枚は金箔子或は金箔押にて古法眼元信の筆、藤畫の襖四枚・松畫の襖四枚(もと八枚なりしも、明治二十一年二月盜難に罹りしといふ)・檜畫の襖六枚・猿猴畫の襖六

枚・同腰高障子六枚・梅畫の襖四枚・鶴畫の襖七枚・同壁紙四ヶ所・同腰高障子二枚は金箔押にして狩野永徳の筆なり。永徳の松の畫は其の嘗て描けるとき、駿府公の命ありて遽に旅裝を整へ尾州鳴海驛に至りしに、其の壹枝足らざるを思出し、忽ち引返して描き添へたるものにて、世に枝添の松と呼ばれて其の名高し。又松永久秀刀痕の柱あり。方丈の庭園は幽靜瀟洒にして愛すべく、利休の時雨の井及び利休好みの棗、手水鉢あり、手水鉢は一に虹手水鉢と呼ばれる。寺寶中、傳弘法大師筆兩界曼荼羅繪畫貳幅・傳來不詳本尊釋迦如來座像壹軀・獅子香爐壹個は共に鑑査狀を有し、他に傳聖德太子作聖觀音立像壹軀・同上 山釋迦佛立像壹軀・魚屋助左衛門の呂宋國より傳來せし茶壺壹個・同鳳凰踏足の香爐壹個等あり。

納屋助左衛門

同寺の方丈に因みある納屋助左衛門は、一に魚屋助左衛門とせるもあり。堺の商賈たりしが、天性豪宕勇敢にして、常に海外の貿易に従事せり。當時天下亂れて麻の如くなりしかば、此の機に乗じて天正年中壯丁百餘人を率ゐて海に航し、呂宋に渡りて其の大守を攻めしに、大守兵少くして拒ぐこと能はず、幣を厚くして和を請へり。依て多くの國産を載せて文祿三年七月二十日歸朝し、自ら稱して呂宋助左衛門と呼び、代官石田木工頭政澄に依りて豊臣秀吉に傘蠟燭壹千挺・活麝香貳匹を獻じ、眞壺五拾個を上覽に供せしに、秀吉大に悦びて之を西丸の廣間に陳列し、千利休等に品質を鑑別せしめて價を附し、所望の人々に頒つべき由を發表せしに、所望するもの頗る多く、五六日にして三個を剩

臙脂屋某と
木澤長政

すのみとなり、其の残れる分は秀吉自ら之を取られしかば、助左衛門は忽ち萬金の富者となりしといふ。志貴城主松永久秀參千石を以て麾下となさんとせしも應せず、金錢のあるに任せて建築の工を起し、家屋の結構善美を盡しけるに、一日久秀來訪し、之を見て其の壯麗を歎じたりしが、忽ち刀を抜き柱を斫りて曰く、諺に満つるものは必ず缺くといへり、今我吾子の爲めに後患を除くなり、今大安寺の方丈にある久秀刀痕の柱即ち是れなり。後豊臣氏の爲めに亡びしといひ、又亡ぼす所となれりといへども、其の事歴は詳ならず。復た其の邸址及び墳墓の如きも所在を知るに由なく、其の故宅のみ大安寺の方丈となりて全盛當時の俣を殘せり。而して史上に見ゆる納屋某(納屋は一に榮屋に作る)は、此の助左衛門の先代ならんか。畠山義豊に攻められて河州正覺寺に生害したる畠山政長の子尙順の家人なる木澤長政は、常に肺肝を碎きて怨を報せんことを謀り、落魄して此の堺に居りしが、或夜深更に及び、納屋某の家の前を過ぎ、門限の木に倚りて履齒の雪を敲きしに、少女ありて扉を開き、木澤の袖を捕へて内に入れ、屏風の裡に置きしが、暫くありて女房二人燈を挑げ來り、木澤を見ていたく驚き怖れ、茫然として言なし。是れ納屋某の交易の爲め高麗に渡りし留守中、其の妻他夫に密通しけるが、履齒の雪敲を密夫の來れるものと誤りて木澤を入れしなり。されば密事の忽ち露れんことを恐れ、金銀を出して木澤に賄賂しけれども、木澤之を聽かずして、床上にありし壹管の笛を把りて歸れり。然るに笛は納屋の秘藏物なりしかば、數日を経て彼の妻の父臙脂屋某木澤の宅に來りて歎じていふ、庶幾くば

公其の笛を返して我が女の命を助けよ、我も復た公の爲めに財寶を盡して之に報せんと。木澤乃ら彼と堅く誓約して笛を臙脂屋に返し心中の大事を語りしに、臙脂屋大に悦服せり。故に其の後は杉原・齋藤・丹下・貴志・宮崎・安見・遊佐等と臙脂屋の宅に會して軍事を評議し、終に攝州平野城を攻落し、畠山義豊を自殺せしめて宿意を達し、畠山尙順は高屋城に入れりと。蓋し臙脂屋某は彼の十人衆の一なる紅屋なるべし。

鉾塚

鉾塚は同町字農人町高田某の宅前にありて拾數坪の地なり。俗に住吉明神の三韓より凱旋のとき旗鉾を埋め給ひし所なりと傳へ、或は鉾は住吉神社の神庫に秘せられて其の旗のみを藏め給ひし所なりといふ。周圍に石垣を築き、矛神社と呼びて氣長足姫を祀りしが、明治四十年五月二十一日開口神社の末社松風神社に合祀せられて今はなし。然れども人口に膾炙せる名蹟なるを以て、四方觀光者の訪へるもの絶ゆることなし。

乳守神社

乳守は南半町東一丁邊の地名なり、其の名は乳守神社に關聯せり。社は泉州志に、道守ちまもり氏の族の其の祖神を祀れるものならん、道守氏は姓氏錄和泉皇別に「道守朝臣、波多朝臣同祖、八多八代宿禰之後也」と見ゆるもの是れなりと載せ、俗説には、應神天皇に乳を奉りし神を勸請せしものなりといひ、又地主神を祭りて津守明神と崇め奉りしに、乳の出ざるを歎きし女の社名を乳もりと聞き誤りて此の神に祈りしに、靈驗新にして乳汁出でたるより乳守神社と呼ぶに至りしともいふ。臨江庵の内にありて

臨江庵

今井家の墓
十王堂の址

乳守の遊廓

今も尙乳を守るの神として崇敬し、參詣するもの多し。社側に自然石の一碑あり、表面に「乳守之舊蹟」と題し、裏面には季尊の「なへて世の袖にもつゝめ梅ヶ香の昔にかほるその、春風」の歌を刻せり。而して臨江庵は南宗寺の塔中にして、公儀堀に臨めるより此の名あり。觀世音を本尊とし、庭園に多くの萩を栽えければ、秋色の賞すべきものありて雅客の杖を曳くもの少からず、故に一に萩寺の名あり。且今井家累代の墓あり、墓のある所は復た十王堂の址なりと傳ふ。十王堂は織田信長の江州安土に居りし時、堺浦の魚市に重税を貢せしめしに、時の十人衆命に従はざりしかば、信長之を召して自裁せしめしが、其の中の二人は遁れ歸り、北の端にて其のことを堺の町中に告げ知らせ、終りて二人も亦自殺しければ、十王十體を作りて追弔せしものなりと。

社邊の市坊は謂はゆる乳守の遊廓にして、其の區域は南旅籠町東一丁字高須町と南半町東一丁字南半町とに亘り、字南半町を揚屋町と呼べるは此の遊里のあるに依れり。其の濫觴の年代は詳ならざれども、毎年住吉神社に於て行はせらるゝ陰曆五月二十八日の御田植祭には、此の地の遊女五人薄衣の衣裳を着け、花笠みやびやかに被ぎ、住吉の神前に出て田植の式を勤め、住吉御田の植女と呼び、後鳥羽天皇の御宇、家隆の歌に「早苗とるみ田の植女もいろ／＼に袖をつかねていはふけふかな」と見ゆれば、古くより存せしなるべし。植女の起原として俗に傳ふる所に依れば、むかし官女の惡瘡に苦むもの宮中を出で、來りて此の地にさまよひ、住吉の神に祈りけるに、或る曉の神託に、諸人に面をさら

し、卑しきわざを爲すべしとありしかば、賤の女に交りて御田を植えけるに、惡瘡忽ち癒えければ、此の例を以て乳守の遊女ども田植女となりしといひ、又一説には、明神御歸陣の時、長門國より植女を召連れ給ひしに、植女の子孫遊女と成りしを以て其の例に依れるなりともいふ。而して青樓の暖簾に紫の房を附するは、神式の植女の粧ひは官女に比して、他の遊女と異なるを示せるの意に出で、其の徽章に串刺の團子を畫けるは、神功皇后御歸陣の時、蜜垂らし團子を獻じ奉りしに生まれりとなん。慶長十九年十月十二日大坂方軍勢の堺に攻め入るに當りて、町奉行柴山小兵衛の弟五助の遊女高間と訣別して後事を託せしことの見ゆるは、後に記するが如し。享保の頃には高須町に傾城屋拾七軒・揚屋町に四軒ありて、遊女は揚傾城八人・端傾城九拾四人、外に禿四拾九人なりしといふ。降て寛政の頃には常に酣歌の聲舞曲の音絶えず、「男なき寢覺はこはい蚊帳かな」の句を詠じたる遊女咲花の出でしも此の年代ならん。享和元年宿院近傍にありし茶屋を戎島と此の地に移し、明治五年二月二十七日遊里を新地と此の地とに制限せられ、大正五年一月末には貸座敷の數參拾六軒、藝妓七拾六人・娼妓參人を存し、日夜尙絃歌の聲を放ちて今に至れるも、從來勤め來りし住吉神社の田植女は、明治七年より大阪新町の妓女之に代り、此の地の遊女は四月十三日に行はるゝ大鳥神社の花摘祭に、花摘女を出すの習となれり。

植女來て乳もりそたてる若苗や青田の色をみつゝおの神

班 竹

遊女高間と五助

此の遊里に於ける古來の遊女中、其の名の最も顯れたるものは前記の高間なり。慶長十九年十月十日二日大坂方の軍勢堺に攻め入りて、當時の町奉行柴山小兵衛を討ち取らんとしけり。然るに小兵衛眼病に罹り、戦場に出づること能はずして岸和田に走りしかば、其の弟五助は之に代りて陣頭に立たんとし、此の遊里の傾城高間を訪ひぬ。若年にして妻子なき身の、高間とはかねて契りし間柄なれば、名殘の酒を酌みかはし、酒酣にして五助は懷を探り、黄金百兩を與へて死後の冥福を祈らんことを望みけるに、高間は身を全うして敵を亡ぼすこそ良將ならぬ、妄に身を輕んじ給ふべからず、然れども若し不幸にして君の戦利なからんか、疑ふことなけれ、妾鄙賤なりとも剃髮して染衣の身となり、長へに君の菩提を弔はんと、涙と共にいと懇にぞ答へけり。五助大に喜び、馬に跨りて已に駈け出でんとす、高間餞るに參拾餘人の兵糧を以てし、且壹寸八分の観音像を鎧の袖に納めしめ、門外に出で、目送せしは是れぞ現世の永訣なれ。五助は一鞭を揚げて柳之町に馳せ向ひしが、敵軍已に此にも攻め來り、瞬く間に味方散々に打惱まされければ、五助無念に堪へず、死物狂ひに敵を斬り廻りたる後、草履取の虎八に後事を囑し、腹十文字に搔切りてぞ果てにける。虎八甲斐々々しくも主人の屍を馬背に乗せて急ぎ高間の許に來り、殿の御歸りといひ捨て、其の身は再びもとの戦場に立ち返り、主人の後を追ひ己も切腹してぞ死しにける。然るに高間は虎八の聲に驚き、手燭を執りて馬の轡に手をかけ見れば、こはいかに敢なき五助の死骸の横はりけるにぞ、却々に涙も出で得ず、緑の黒髮切り捨て、

高渚寺の址

主なき駒の口を牽き、其の遺言に従ひて百舌鳥野の草の露を分け、鶴鶴庵に入りて屍を一片の煙となし、身は黒染の衣に褰れ、朝暮念佛讀經して餘念なかりしが、四十九日の曉に往生なしけるとぞ。後世其の庵を傾城庵と稱し一に題目堂とも呼び、其の址は今に舩松村にありといふ。(或はいふ、其の邊の田あり、表に清譽妙泉禪尼・側に明暦二年閏四月二十七日と刻す、是れ或は遊女高間の碑ならん、蓋し明暦二年は慶長十九年より四十三年目に當る、高間が四十九日に死せりといふが如きは悉く信すべからず、六十以上の高齡を傷ちたるものならん)

同遊廓のある所は舊名高須町なり。高須は高渚寺の高渚に同じ、萬葉集にも渚を淵と訓せり。高渚寺は高須町にありしならんも、高須町といへるは北莊にもあるを以て疑を生じ、泉州志は北莊の高須町を以て同寺の舊蹟なりと爲せるも、和泉志は此の南莊なる乳守の地なりとし、全堺詳志には和泉志の説を引きて、高須は南莊乳守にあり、北莊に其の名あるは妓樓を兩所に分けたるよりのことなり、舊名六間町、古老の知る所なりと記せり。想ふに北莊の地は攝津國なれば、和泉國に屬する高渚寺のありし所は此の南莊の高須町ならん。同寺は其の廢絶の年紀等明ならざれども、僧正行基の建てし所にして、光仁天皇の寶龜四年十一月に田地參町を寄せ給ひしこと續日本紀に見ゆれば、左に之を掲記すべし。

續日本紀 光仁天皇寶龜四年十一月辛卯、勅、故大僧正行基法師戒行具足智德兼備、先代之所推仰、後生以爲耳目、其修行之院惣

廿餘處、或先朝之日有施入田、或本有田園供養得濟、但其六院未預施例、由茲法藏燼廢無復住持之徒、精舍荒涼空餘座禪之跡、

弘道由人實合獎勵、宣大和國菩提、登美・生馬・河内國石凝・和泉國高渚五院、各捨當郡田三町、河内國山崎院二町、所屬眞鑿秘

曲永治東流、金輪寶立恒齊北極、風雨順時年穀豐稔、

町名及び區畫の變遷表

元祿年間	文久三年改正	明治五年二月	同年四月	同七年	同九年	同十三年	同十六年	同十七年
地圖の町名	地圖の町名	公文町名	同町名	同町名	同町名	同町名	同町名	同町名
市之町	市之町	市之町	市之町	市之町	市之町	市之町	市之町	市之町
東六間筋	東六間筋	東六間筋	東一丁	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
南大小路町	市山の口	南大小路町	東一丁	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
南蛇谷町	南蛇谷町	南蛇谷町	東二丁	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
大寺町	大寺前町	大寺前町	東三丁	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
	橫小路町	橫小路町	東四丁	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
	本在家北上の町	本在家北上の町	東五丁	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
	本在家塗師屋町	本在家塗師屋町						
目上の町	本在家目町	本在家目町						
目町	本在家目町	本在家目町						
南井領町	金物町	南井領町						
南井領町	南井領町	南井領町						
南井領町	南井領町	南井領町						
市之町寺町	市之町寺町	市之町寺町						

裏農人町	市之町内農人町	市農人町	東六丁	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
中筋村	市之町農人町	市農人町						
	南大小路町	南大小路町	東六丁	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
甲斐町	甲斐町	甲斐町	甲斐町	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
東六間筋	東六間筋	東六間筋	東一丁	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
海會寺前町	甲斐山口	甲斐山口町	東一丁	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
長慶町	本在家の内	大寺片原町	東二丁	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
上の町	本在家上の町	本在家町	東二丁	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
塗師屋町	塗師屋町	塗師屋町	東三丁	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
火鉢屋町	火鉢屋町	火鉢屋町	東三丁	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
	甲斐町寺町	甲斐町寺町	東四丁	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組	第九區 小區一番組
裏農人町	中馬屋町							
中筋村	甲斐町農人町	甲斐町農人町						

元禄年間
地圖の町名
文久三年改正
地圖の町名
明治五年二月
公文町名
同年
同年四月
改正町名
同年
同月廿二日
同九年
同十二年
同十四年
同十六年
同十七年

軸松村	中之町農人町	中の町農人町	第九區	寺地町	第九區	東一丁	第九區	第三小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
寺地町	寺地町	寺地町	第九區	東六間筋	第九區	東一丁	第九區	第三小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
東六間筋	東六間筋	東六間筋	第九區	十間筋	第九區	東一丁	第九區	第三小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
十間筋	下十間筋	下十間筋	第九區	馬場東一丁目	第九區	東二丁	第九區	第三小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
馬場東一丁目	大工一丁目	南大工一丁目	第九區	絹屋四丁目	第九區	東二丁	第九區	第三小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
絹屋四丁目	絹屋四丁目	絹屋四丁目	第九區	樽屋	第九區	東三丁	第九區	第三小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
樽屋	樽屋一丁目	南樽屋町	第九區	裏農人町	第九區	東三丁	第九區	第三小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
裏農人町	寺地町内農人町	寺地町農人町	第九區	軸松村	第九區	東三丁	第九區	第三小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
軸松村	寺地町農人町	寺地町農人町	第九區	少林寺町	第九區	東三丁	第九區	第三小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
少林寺町	少林寺町	少林寺町	第九區	鍛冶屋町	第九區	東三丁	第九區	第三小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
鍛冶屋町	東六間筋	東六間筋	第九區										

軸松口町	軸松口の町	軸松口の町	第九區	東一丁	第九區	第四小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
十間筋	十間筋	十間筋	第九區	東二丁	第九區	第四小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
馬場東二丁目	大工二丁目	南大工二丁目	第九區	東二丁	第九區	第四小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
絹屋五丁目	絹屋五丁目	絹屋五丁目	第九區	東二丁	第九區	第四小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
樽屋	樽屋二丁目	南樽屋町	第九區	東三丁	第九區	第四小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
裏農人町	少林寺町内農人町	少林寺町農人町	第九區	東三丁	第九區	第四小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
軸松村	少林寺町農人町	少林寺町農人町	第九區	東三丁	第九區	第四小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第八聯合	第八	戸長役場
新在家町	新在家町	新在家町	第九區	新在家町	第九區	第四小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第十聯合	第十	戸長役場
懸屋町	東六間筋懸屋町	東六間筋懸屋町	第九區	東一丁	第九區	第四小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第十聯合	第十	戸長役場
灰屋町	灰屋町	灰屋町	第九區	東一丁	第九區	第四小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第十聯合	第十	戸長役場
大工三丁目	大工三丁目	南大工三丁目	第九區	東二丁	第九區	第四小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第十聯合	第十	戸長役場
大工東町	大工三丁目	大工三丁目	第九區	東二丁	第九區	第四小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第十聯合	第十	戸長役場
新町	南宗寺前町	南宗寺前町	第九區	東三丁	第九區	第四小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第十聯合	第十	戸長役場
絹屋六丁目	絹屋六丁目	絹屋六丁目	第九區	東三丁	第九區	第四小區	第一大区四番組	第一大区二小區	第十聯合	第十	戸長役場

元祿年間 地圖の町名	文久三年改正 地圖の町名	明治五年二月 公文町名	同年 同月	同年四月 改正町名	同年 同月	同七年 一月廿二日	同九年 十月廿五日	同十五年 三月廿五日	同十六年 三月一日	同十七年 七月一日
鹽穴町	鹽穴町	鹽穴町	第九區	東四丁	第九區 四小區	第一大區四 小區二番組	第一大區 二小區	第十聯合 戶長役場		
裏農人町	新在家町内農人町	新在家町農人町	第九區	東二丁	第九區 五小區	第一大區四 小區二番組	第一大區 二小區	第十聯合 戶長役場		
軸松村	新在家町農人町	新在家町農人町	第九區	東一丁	第九區 五小區	第一大區四 小區二番組	第一大區 二小區	第十聯合 戶長役場		
旅籠町	南旅籠町	南旅籠町	西六間筋 第九區	南半町	第九區 五小區	第一大區四 小區二番組	第一大區 二小區	第十聯合 戶長役場		
高須町	高須町	南高須町	第九區	東一丁	第九區 五小區	第一大區四 小區二番組	第一大區 二小區	第十聯合 戶長役場		
妙光寺町	妙光寺町	妙光寺町	第九區	東二丁	第九區 五小區	第一大區四 小區二番組	第一大區 二小區	第十聯合 戶長役場		
南宗寺片原町	妙光寺町	南旅籠町寺町	第九區	東三丁	第九區 五小區	第一大區四 小區二番組	第一大區 二小區	第十聯合 戶長役場		
裏農人町	南旅籠町内農人町	南旅籠町農人町	第九區	東一丁	第九區 五小區	第一大區四 小區二番組	第一大區 二小區	第十聯合 戶長役場		
軸松村	南旅籠町農人町	南旅籠町農人町	第九區	東一丁	第九區 五小區	第一大區四 小區二番組	第一大區 二小區	第十聯合 戶長役場		
半町	南半町	南半町	西六間筋 第九區	南半町	第九區 五小區	第一大區四 小區二番組	第一大區 二小區	第十聯合 戶長役場		
高須町	東半町	東半町	第九區	東一丁	第九區 五小區	第一大區四 小區二番組	第一大區 二小區	第十聯合 戶長役場		
揚屋町	東半町	東半町	第九區	東一丁	第九區 五小區	第一大區四 小區二番組	第一大區 二小區	第十聯合 戶長役場		

南莊西部

市之町西一丁・同西二丁・同西三丁・同西四丁・同西五丁、甲斐町西一丁・同西二丁・同西三丁・同西四丁、大町西一丁・同西二丁・同西三丁・同西四丁・宿院町西一丁・同西二丁・同西三丁・同西四丁、中之町西一丁・同西二丁・同西三丁・同西四丁、寺地町西一丁・同西二丁・同西三丁・同西四丁、少林寺町西一丁・同西二丁・同西三丁・同西四丁、新在家町西一丁・同西二丁・同西三丁・同西四丁、南半町西一丁・同西二丁・同西三丁・同西四丁、同西五丁、南半町西一丁・同西二丁

(四十二ヶ町)

此の四十二ヶ町は西六間筋以西にして、表町筋に中濱筋・濱筋あり、濱筋は大濱筋又はくわんたい筋とも呼び、別に五貫屋筋とも稱す、即ち北莊に於ける廣い町筋にして、西六間筋は裏町筋なり。西六軒筋の西側は中濱筋附なるも其の東側は大道筋附なり。公稱の町名は、もと中濱筋に市之町中濱・甲斐町中濱・南材木町・今市町・石屋町・寺地町中濱・少林寺町中濱・新在家町中濱・南旅籠町中濱・舞臺町・南馬場町の十一ヶ町、濱筋に市之町濱・甲斐町濱・大町濱・宿院町濱・南中之町上濱・南中之町下濱・紺屋町・少林寺町濱・新在家町濱・蘆原町・釜町・江川町・小農人町の十三ヶ町、合計二

十四ヶ町なりしが、明治五年二月區畫制定當時にも變更する所なし。而して以上各町は同五年四月改正せられて現在の四十二ヶ町となれり。

新町名の改正の跡を已に記せるが如く、大道筋の町名を題として順次西方に亘れる各堅筋の舊公私町名に依り、現在町の區域を調査すれば、市之町中濱に西六間筋の一部(他の一部は市之町に入る)及び海老屋町の一部を加へて市之町西一丁、市之町大濱筋に海老屋町の一部を加へて市之町西三丁、西穀物町に東穀物町の残部及び山本町の一部を加へて市之町西四丁、山本町の残部を市之町西五丁、甲斐町中濱に西六間筋の一部(他の一部は甲斐町に入る)及び墨屋町の一部を加へて甲斐町西一丁、甲斐町大濱筋に墨屋町の一部及び甲斐濱アツヤ町の一部を加へて甲斐町西二丁、甲斐下濱筋に甲斐濱アツヤ町の一部及び甲斐濱木屋町の一部を加へて甲斐町西三丁、甲斐濱柴屋町に甲斐濱木屋町の一部及びイキ町の一部を加へて甲斐町西四丁、信濃町にイキ町の残部を加へて甲斐町西五丁、南材木町に鹽風呂町の一部(他の一部は大町に入る)及び檢校町の一部を加へて大町西一丁、大町大濱筋に檢校町の一部及び大町濱壺屋町の一部を加へて大町西二丁、大町濱納屋町に大町濱壺屋町の一部及び大町濱新町の一部を加へて大町西三丁、大町濱新鎮町・大町濱・大町濱に大町濱新町の残部を加へて大町西四丁、今市町に西六間筋の一部(他の一部は宿院町に入る)及び藥師町の一部を加へて宿院町西一丁、宿院大濱筋に藥師町の一部及び宿院濱松屋町の一部を加へ

て宿院町西二丁、宿院濱材木町に宿院濱松屋町の一部及び宿院木挽新町の一部を加へて宿院町西三丁、宿院濱新屋敷町・宿院町濱・宿院町濱に宿院木挽新町の残部を加へて宿院町西四丁、石屋町に西六間筋の一部(他の一部は中濱の之町に入る)及び北石切町の一部を加へて中之町西一丁、中之町大濱筋に北石切町の一部及び木挽町の一部を加へて中之町西二丁、中之町材木町に木挽町の一部及び中之町濱小船町の一部を加へて中之町西三丁、中之町濱薩摩屋町・中之町濱・中之町濱に中之町濱小船町の残部を加へて中之町西四丁、寺地中濱に西六間筋の一部(他の一部は寺地町に入る)及び南石切町の一部を加へて寺地町西一丁、紺屋町大濱筋に南石切町の一部及び紺屋町の一部を加へて寺地町西二丁、紺屋町濱船場町・紺屋町濱に紺屋濱船場町の一部を加へて寺地町西四丁、少林寺町中濱に西六間筋の一部(他の一部は少林寺町に入る)及び北鍋屋町の一部を加へて少林寺町西一丁、少林寺町大濱筋に北鍋屋町の一部及び少林寺濱繩船町の一部を加へて少林寺町西二丁、少林寺濱十八軒町に少林寺濱繩船町の一部及び紺屋町二丁目の一部に加へて少林寺町西三丁、紺屋町下二丁目・紺屋町濱・紺屋町濱に紺屋町二丁目の一部を加へて少林寺町西四丁、新在家町中濱に西六間筋の一部(他の一部は新在家町に入る)及び南鍋屋町の一部を加へて新在家町西一丁、雪駄屋町に南鍋屋町の一部及び新在家濱篠屋町の一部を加へて新在家町西二丁、新在家濱コマヤに新在家濱篠屋町の一部及び新在家濱矢頃屋町の一部を加へて新在家町西三丁、新在家濱レウシ町・新在家濱出屋敷町に新

在家濱矢頃屋町の残部及び新在家濱の一部を加へて新在家町西四丁、新在家濱・新在家濱に新在家濱の残部を加へて新在家町西五丁、南旅籠町中濱に西六間筋の一部(他の一部は南旅籠町に入る)及び馬屋町の一部を加へて南旅籠町西一丁、小農人町に馬屋町の残部及び徳成寺町の一部を加へて南旅籠町西二丁、江川町に徳成寺町の残部及び鑑町の一部を加へて南旅籠町西三丁、蘆原東筋・蘆原町・コミチスチ・蘆原中筋に鑑町の残部及び蘆原大濱筋の一部を加へて南旅籠町西四丁、蘆原大濱に蘆原大濱筋の残部を加へて南旅籠町西五丁、舞臺町に西六間筋の一部(他の一部は南)及び蘆原町の一部を加へて南半町西一丁、蘆原町・蘆原コミチ・蘆原中筋・蘆原大濱・蘆原大濱・蘆原大濱・蘆原大濱・蘆原大濱・蘆原大濱に蘆原町の残部を加へて南半町西二丁と改めたるものとす。而して現在町名を割出したる舊公私町名は各堅筋に存するものなれども、尙横筋に南大小路町あり、同町は市之町の北側大道より西方に亘れるを以て、市之町西一丁乃至同西五丁に分屬せしものと知るべし。

舊公私町に異名の存するものあり、即ち甲斐濱アツヤ町には河邊町、甲斐濱木屋町には納屋筋、大町濱納屋町には材木町、中之町濱薩摩屋町には阿免寺町、寺地町の紺屋町には千代町、紺屋濱船場町には柱下町、少林寺濱十八軒町には石屋町、雪駄屋町には火吹竹町、新在家濱矢頃屋町には虎紺屋町、新在家濱には貝殻町、江川町には桝檀の木筋の稱あり。横筋即ち東西筋にも通稱を存するものあり、即ち大町と宿院町の間の大道より西へ中濱筋迄を駄屋小路、同中濱以西住吉橋迄を川尻、新在家町北

横手大道より西を鹽物店と呼べり。而して舊鹽風呂町の名は鹽風呂のありしより起り、鹽風呂のある所は守覺法親王集(鹽風呂の條に附記す)に依れば新家と呼びしが如し。泉州志には其の邊は昔新家村にして、後新在家町と爲す、其の號今は四五町南にありと記せり。是れに依れば今の大道筋の新在家町は、其の新家村の名を残せるものならん。

此の區域は西に内川及び西堀川、南に土堀川を繞らせり。土堀川の南半町以西及び西堀川は、天保七年の開鑿なりと舊記に見ゆるも、元祿時代の地圖に已に土堀川の川形を示せるに依れば、西堀川は當時の開鑿なるべきも、土堀川は從來の川を手入若しくは浚渫せられしものならん。西邊の一帶は北莊の西部に連りて往時の海濱なり。中濱筋・濱筋及び其の以西の町名に濱の名を存し、又は材木・納屋・船等に因める町名の多きは之に因み、蘆原の名は當時に於ける蘆葦叢生の遺影を語れるものなるべし。寶永元年の地圖に依れば、今の宿院より住吉橋筋の中央に小流を通じて「タフリラ川」と記せるを見る、今の其の地を川尻といへるは同川に因めるの稱ならん。然るに寛永四年戎島の湧出せしより、海面は漸次に淺渚と變じ、附洲と化し、文化七年堺港及び堅川・内川成り、天保七年復た西堀川の成りてより形勢は一變し、急轉直下の勢を以て土地は次第に發展し、遂に現況を爲せり。而して今此の區域内に屬する市之町西三丁・四丁・五丁の字東穀物町・西穀物町及び山本町の三ヶ町は、もと戎島の地にして、元祿八年町奉行佐久間丹後守の町割ありし戎島十三ヶ町の内たりしものなれば、其の今

の如くなりしは、内川の開鑿に依りて地形を變せしものならん。延寶五年戎島に芝居及び茶屋の許可せらるゝや、前記山本町・西穀物町・東穀物町は同じく青樓酒肆の巷となり、西大小路附近に波及し、大小路兩側の邊を大小路南島と呼べり、蓋し戎島を北島と呼べるに對せるの稱ならん。當時大小路には謂はゆる大茶屋あり、茶屋は一場の舞臺を設けて遊客の求めに應じ、妓をして雀踊と稱する歌舞を演せしむるの習ありしといふ、其の盛況なりしを推想すべし。天保十三年八月十五日町家の間にある茶屋商賣を禁止せられて、悉く戎島及び新地に移轉せり。然れども有名なる料亭播辰の如きは、依然として今の般通組合の所に残り、遊里の餘影は間もなく再燃して、何れの頃よりか復た東西穀物町及び山本町の裏通邊に現れ、往時の盛況を見るには至らざりしも、遊里の巷となり來りしが、明治五年二月二十七日六間町・甲斐農人町・戎島穀物町・吾妻橋の町々・永保町の遊女屋を廢して、遊里を新地の榮橋・旭橋・勇橋・住吉橋四橋の内と、南高須町の二ヶ所に限り、廢止せられし分は、翌三月晦日限り四橋の内に移轉せしめられて、初めて此の地に絃歌の聲を絶てり。

一 光庵

一光庵は市之町西四丁字戎島にあり、護法山と號し、淨土宗光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。享保十三年の創立、澤了上人の開山なり。境内は壹百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・客室・座敷・納屋・門を存す。外に地藏堂あり。

扇屋甚右衛門の舊址

甲斐町中濱は扇屋甚右衛門の居りし所なり。一休禪師の住吉なる牀榮庵に住ひしころ、時々同家に訪ひ來られけるに、甚右衛門の家貧にして萬事不如意なるを見て之を憐み、扇の地紙を多く取寄せしめ、禪師自ら店頭に座して之に烏の繪又は銀臺の畫など描きて賣らしめられしに、世人之を賞翫し、特に烏の繪を望むもの多く、顧客市を爲しければ、甚右衛門は暫時にして富裕の身となれり。之が爲め當時一休禪師は扇屋に入聲せられたりとの俗説を傳へて興じけりとなん。

あるものこれを見て狂歌をよみける

一休か墨ころもきて聲入は扇にかいた烏なるらん

畫 烏 扇 行

奥野 小山

- 扇上一揮一大烏 兩翼如搖墨柄濡 借問此畫誰所寫 云是一休老慈藹 一休當日遊泉府 屢過扇匠某氏居 某氏產傾雖技拙
- 百計無由償宿逋 一休忽出一奇策 此策能活涸轍魚 自携筆硯座其鋪 千扇千畫筆如趨 舖前群衆人爭買 瞬息賣去一柄無
- 塗使扇匠致暴富 贊聖之名任人呼 一休僧中狂曼倩 遊戲三昧名獨擅 雖然遊戲非遊戲 中存菩薩普濟念 到處達人架津梁
- 且說且論不知倦 誰知罵佛乃敬佛 憐憫窮民是其驗 若不見昔時風流蘇長公 揮筆能救杭民窮 和漢暗合事阿妙 儒佛雖異
- 意則同 嗚呼世衰儒佛皆失其道 俱墜利辭名夢中 願借此扇醒大寐 願借此扇記清風

鹽 風 呂

鹽風呂は大町西一丁字鹽風呂町にあり、其の由來を釋ぬるに、往時此の邊は一帯の海濱なりしが、僧正行基巡錫の途此に來り、井を穿ちて海水を湧出せしめ、中に藥師如來の石像を安置し、衆庶沐浴の場たらしめしもの其の起原にして、初めは凡家の邸内なりしが、後八百屋妙徳なるものゝ宅となりしに、文龜二年正月三日妙徳の夢に多聞天現れ、此の井寺物たらずんば井水退轉せんと告げしかば、妙

徳は之を旭蓮社に寄進し、寺内に寶塔を建立して弘法大師一刀三禮の多聞天像を安置せり。是れより旭蓮社の鹽風呂と稱へ、衆病に効驗ありとなして遠近の貴賤來浴するもの晝夜市を爲し、天正年中には豊臣秀吉も有馬湯治の後に來りて入湯し、不日にして持病平癒したりといふ。足利氏以來溫室の條目を定めて、諸役を免除せられし古來有名の鹽風呂なり。然るに旭蓮社は明治維新の後漸次衰微し、同二十九年井を除きたる浴場全部を擧げて賣却せしかば、今は百數拾坪の地と浴室は私人の有に歸し、鹽風呂に關係の書類、傳行基作の藥師佛・御朱印と刻せる額面、及び秀吉入浴當時に於ける浴場の木片等は旭蓮社に保有せり。而して井は寺有として現存し、浴室の前にあり、海邊より六七町を隔つれども、晝夜の満干今も尙昔のごとし。

守覺法親王集

和泉國新家といふ所にて、しほゆあみしけるに、源中納言雅頼のもとよりかくなん

かきりあれば身こそ數にもいらさらめ心の行をいとばさらなん

かへし

雅頼
守覺法親王

ことのほのたよりの風にちる時にかよふ心も色にみえける

しほゆあみはて、都へ歸るとてよめる

同

日數へしひなのすまひを思ひ出はこひしかるへき旅の空かな

豊臣秀吉の與へし制狀

當寺境内寄宿并鹽風呂諸役之罪令免除畢、聊不可有違背者也、

文祿二年後九月十七日

秀吉判

千利休の舊址

宿院町西一町の字今市町は千利休の居りし所なり。利休姓は千、名は與四郎・屋號を納屋と呼びて魚問屋なり、故に納屋與四郎ともいへり。先祖より久住の人にして、十七歳の頃より茶道に心を寄せ、道陳に従ひて學び十九歳となりしが、道陳ある時紹鷗と物語の序に、千與四郎といふものあり、茶道に心を罩めて我が方に來れるが、茶の湯見苦しからず、雜談も詞やさしく聞え侍りぬと語りければ、紹鷗は茶を吞ませ候はんと答へしかば、是れより紹鷗を師として妙手を傳習しければ、奥義を究めて其の名遂に天下に鳴るに至りしが、其の數奇屋は竹屋町即ち市戎町にありしといふ。利休或る時門弟に語りけるは、我が數奇の道の心は家隆卿の歌に、「花をのみ待つらん人に山里の雪間の草の春を見せはや」とあるもの是れ我が茶道の口傳なりと。此の道を以て織田信長に仕へ、しばし安土に伺候せり。後紹鷗改めて請待しける其の且剃髮して宗易と稱し、抛笠齋といへり。豊臣秀吉に召されて祿三千石を與へられしが、當時利休は常に閑居隱遁の心ありしかば、世に出づるを本意とせざるにや、慈鎮和尚の「けかさしと思ふみのりをともすれば世わたる橋となすそかなしき」の歌を口吟しけりとなん。秀吉は利休の風流を愛し、之を師として茶道を學びしが、利休あるとき、珠光の茶法は紹鷗の追加する所ありしも未だ完璧ならざる由を述べしに、秀吉は汝改めて宗匠となるべしと命じ、秀吉も作意を加へられしかば、茶道此に大成して遍く海内に行はれ、利休も是れより諸國の侯伯に重んぜられ、秀

吉の西征に従ひて箱崎の松原に茶を點せり。秀吉の寵遇極めて厚く、後秀吉は大徳寺の僧古溪に命じて利休居士の號を授けしめらる。然るに利休は君寵を待みて漸く驕奢に趨り、私僻の意を蓄へて器財を檢するに至りしかば、秀吉の意平ならざるものあり、時に利休に女あり、吟子といひ、艶麗比なかりしに、秀吉之を黒谷の山徑に認め、其の美を慕ひて措く能はず、聘して侍妾たらしめんとせしも、利休固辭して應ぜざりしより、秀吉また之を恚りけるに、讒言之に乗せしかば、天正十九年二月二十八日中村一氏等を監使として死を其の家に命せらる。或はいふ、利休資財を抛ち、闇を紫野山門上に架して諸尊像を置く、秀吉之を怒りて死を命すと。利休は命を拜しければ、花を活け茶を點じ、重器を分配し、數奇屋の床上に默座し、恬然として絶命の偈を賦し、腹を割きて死せり。弟子宗巖乃ち首を直垂に裹みて一氏に呈しけるに、秀吉は石田三成に命じて之を一條戻橋に梟せしといふ。其の遺骸は紫野聚光院に葬らる、時に年七十一なり。子あり、長子道庵・次子宗淳(子繼)共に茶道の妙手にして、利休の死後流罪に處せられしも、後共に赦免せられ、道庵は後筑後に至りて其の跡絶えしも、宗淳は少庵と號して家を嗣ぎ、京都宗旦の親にして、宗旦の子宗左は表流の祖・宗室は裏流の祖なり。而して其の邸址には今も椿井を存し、水は清冽にして甘味あり、利休の汲みて茶湯に用ひしものなりと。

東光寺は宿院町西二丁字五貫屋町にあり、瑠璃山と號し、眞言宗仁和寺末にして薬師如来を本尊とす。寛平年中化翁道者の開基なり。初め化翁此の海中に日夜光明の出現せるを見て奇異の想を爲し、

東光寺

網を入れて摸取せしもの即ち此の薬師如来なりしかば、當寺を建て、其の像を安置せしものなりといふ。故に世人は濱の薬師と呼びて崇敬し、毎年六月五日より八日に至る間に大護摩を執行し、縁日は開かれて日夜頗る雜鬧せり。境内は參百九拾坪を有し、本堂・庫裏・客室及び門を存す。門の扉に梟の彫刻あり、左甚五郎の作なりと傳へて其の名高し。

阿免寺

阿免寺は中之町西三丁字阿免寺町にあり、安養山報土院と號し、淨土宗阿彌陀寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿元年五月光阿淨林和尚の開基なり、境内は壹百四拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

常通寺

常通寺は寺地町西三丁字紺屋町にあり、龍泉山と號し、俗に今市御堂と呼び、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寛永元年本堂を再建し來りしが、明治三十八年九月三十日更に之を再建し、同四十四年八月四日庫裏・玄關・廊下の改築成れり。外に鐘樓・鼓樓・門を存す。境内は貳百五拾六坪四合貳勺なり。

光乗寺

光乗寺は少林寺町西二丁五貫屋筋字蒲鉾町にあり、蘆原山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。延徳年中の創立、道光の開基なり。境内は壹百拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

久の森

久の森は同町西四丁にあり、俗に久の辨天と稱す、辨天祠のあるに依る。然れどもとは稻荷社にして、辨財天は後の合祀ならん。久家の鎮守として同家の邸内に祀られしものなり。久家は舊家にし

て魚問屋なりしが、豊臣秀吉嘗て回家に遊び、初めて久の姓を與へしと傳へ、同邸は寺地町西三丁にあつて、其の北に接せり。

善宗寺

善宗寺は新在家町西一丁西六間筋にあり、多聞山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。明暦三年の創立、圓證の開基なり。境内は參拾九坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

南通寺

南通寺は新在家町西二丁字雪駄屋町にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長五年の創立なり。境内は參拾五坪を有し、本堂・門を存す。

教蓮寺

教蓮寺は同町同字の五貫屋筋にあり、龍徳山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文五年の創立、寶曆六年三月二十九日之を再建せり。境内は壹百八拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

明現寺

明現寺は同町同字同筋にあり、普賢山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文龜三年九月の創建、宗體の開基なり。境内は貳百七拾七坪を有し、本堂・門を存す。

觀月院

觀月院は南半町西一丁字舞臺町にあり、眞言宗東寺派寶輪院末にして地藏菩薩を本尊とす。寛文二年の創立、賴辨の開基なり。境内は九拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關・門を存す。

辨順寺

辨順寺は同町同字にあり、無上土山と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長五年空心和尚の開創なり。もと花屋町にありしが、承應三年當所に移轉再建せり。境内は壹百貳拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

沅南江の舊址

有し、本堂・庫裏・門を存す。

蘆原の海濱は沅南江の居りし所なり。南江は濃州の人、相國寺雲溪和尚の上足にして、諱は宗沅、南江は其の字なり。永享四年此の海濱に草庵を結びて隱居し、自ら漁庵と號し、又鷗巢ともいへり。一休和尚に隨ひ、狗子無佛性の活則に依りて左記投機の頌を作りて歎稱せられしといふ。寛正四年の夏七十七歳を以て逝けり。

妾是多情郎滿情 長門春雨醜愁成 銀屏宛轉還飛散 乍有乍無啼鳥聲

町名及び區畫の變遷表

元祿年間 地圖の町名	文久三年改正 地圖の町名	明治五年二月 公文町名	同年四月 改正町名	同年七月 一月廿二日	同九年 十月廿五日	同十四年 四月廿五日	同十六年 三月一日	同十七年 七月一日
西六間筋	西六間筋	市之町中濱	市之町西 一丁	第十區 第一大區三 一小區	第十區 第一大區三 二小區	第十區 第一大區三 二小區	第十區 第一大區三 二小區	第六聯合 戶長役場
市中濱	市之町中濱	市之町中濱	市之町西 一丁	第十區 第一大區三 一小區	第十區 第一大區三 二小區	第十區 第一大區三 二小區	第十區 第一大區三 二小區	第六聯合 戶長役場
下六間筋 海老屋町	市之町大濱筋 下	市之町大濱筋 下	市之町西 二丁	第十區 第一大區三 一小區	第十區 第一大區三 二小區	第十區 第一大區三 二小區	第十區 第一大區三 二小區	第六聯合 戶長役場
市の下濱 下	市之町濱米藏 下	市之町濱米藏 下	市之町西 三丁	第十區 第一大區三 一小區	第十區 第一大區三 二小區	第十區 第一大區三 二小區	第十區 第一大區三 二小區	第六聯合 戶長役場
大濱東穀物町	市之町濱	市之町濱	第十區 西三丁	第十區 第一大區三 一小區	第十區 第一大區三 二小區	第十區 第一大區三 二小區	第十區 第一大區三 二小區	第六聯合 戶長役場

濱町	山本町	西六間筋	西六間筋	甲斐中濱	甲斐町中濱	下六間筋	墨屋町	甲斐上濱	甲斐町大濱筋	下濱	甲斐濱アツヤ町	大濱	甲斐濱木屋町	海濱町	甲斐濱柴屋町	イキ町	信濃町
西六間筋	西六間筋	甲斐町中濱	甲斐町中濱	甲斐町中濱	甲斐町中濱	甲斐町中濱	甲斐町中濱	甲斐町中濱	甲斐町中濱	甲斐町中濱	甲斐町中濱	甲斐町中濱	甲斐町中濱	甲斐町中濱	甲斐町中濱	甲斐町中濱	甲斐町中濱
西四丁	西四丁	西五丁	甲斐町西一丁	西二丁	西三丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁
第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區
第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組
第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區
第六聯合	第六聯合	第六聯合	第六聯合	第六聯合	第六聯合	第六聯合	第六聯合	第六聯合	第六聯合	第六聯合	第六聯合	第六聯合	第六聯合	第六聯合	第六聯合	第六聯合	第六聯合
戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場

西六間筋	鹽風呂町	南材木町	南材木町	下六間筋	檢校町	下濱	大町濱壺屋町	下濱	大町濱納屋町	大町濱	大町濱新町	大町濱	大町濱新鎮町	大町濱	大町濱	今市町	今市町	今市町	下六間筋	藥師町	宿院濱	宿院濱		
西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	西六間筋	
西四丁	西四丁	西三丁	西二丁	西二丁	西三丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	西四丁	
第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區
第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組	第一區三番組
第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區	第二區
第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合	第七聯合
戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場

第三篇 國郡市町村志

第三章 和泉國

第一節 堺市

の稱あると共に、新田はまた新地に外ならざるを以て、之を此に併記することゝなせり。此の区域内にありて堅川は内川より分れ、吾妻橋通と榮橋通との間を西に流れて堺港に入り、堺港は南北の兩灣を爲し、旭川は堅川の南岸なる榮橋通二丁目と大濱通一丁目との間より南東に向ひて、西堀川と内川との會合點に聯絡せり。其の地は戎島と共に堺市街の西端なる海面なりしが、寛文四年八月戎島の湧出せし前後より漸次淺渚の所と變じ、寶永元年新大和川の開鑿成りし以來、同川の流出せる土砂は海潮の爲めに寄せられて、俄然寄洲の地となり、享保十三年戎島の南端に小形の堀割を設けて、風浪避難の要壁に供するに至りしもの、此の區域開發の初音なり。後文化七年吉川儀右衛門の堺港の南灣及び堅川・内川の掘鑿成るに及び、入津船舶は増加して埠頭は貨物積卸の爲め殷賑を加へ、河川は貨物漕運の爲め晝夜柁聲の絶ゆる間なきに至りしかば、水利に關する上下市民の頭腦を刺戟し、是れより開發の度を進むるに至れり。

天保二年三月より大坂に於て市中諸川の浚渫あるに際し、堺に於ても復た同年七月町奉行より町年寄一同を濱新地役所(今の入津料取立所の所)に召出して、波戸内川筋を殘らず浚渫すべきことを命じ、與方三人・同心二人を川役と爲し、惣年寄・濱方取締等をして事に當らしめ、平田船十艘を一坪に積りて一坪銀五匁壹分五厘と定め、翌三年八月濱方諸問屋及び一般市民に川筋の土砂運搬を命じ、同四年四月朔日今の榮橋の所に無錢渡船を置き、同六月二十日より土砂持始まり、土砂を積みし所を駿河山と呼べり、

新地開發の
徑路

町奉行矢部駿河守の徳を表せしものなりといふ。當時米價騰貴し、従前白米壹石の價九拾匁内外なりしもの、同年四月には百貳匁となり、十一月には百四拾五匁となり、細民の苦むもの多し。米價騰貴の爲め貝塚の米商中西某を堺の米問屋と爲して、此の新地に其の家を建てしむ。同五年六月新川に榮橋成り、同月三日橋開の祈禱あり、少林寺町寺町の和泉吉兵衛(八十四年)鶴孫一人を伴ひて渡初を爲せり。同月上旬より旭川の開鑿に着手し、翌七月五日竣成す。八月三日旭橋を架し、十一月十日堅川に勇橋成り中濱二丁目中屋善右衛門(九十年)の渡初あり。同年新地一統建家を願出て町名を定む。同六年閏七月旭橋の西詰に龍神堂を建て善法寺といふ。同月六日大風雨あり、水溢れ新地大に破損す。同年旭橋より西方に沼田・狹山兩藩等の藏屋敷建つ。然るに前々年より引續きたる凶歲は米價をして益騰貴せしめ、翌七年に至りては壹石の價百六拾匁乃至百八拾匁の高値を見るに至り、細民飢餓に迫り、救助を要するもの多きに至りしかば、此等の窮民を救助せんが爲め、中之町濱より南半町迄の運河を開鑿して、砂持に出でたる者には一荷何程と定めて錢を附與するに決し、九月十九日より工事に着手し、其の土砂を以て一小丘を築きて御影山といひ、一に困窮山又は天保山とも呼べり。天保山の名は年號に依り、困窮山といへるは困窮者の手に成りしより起り、御影山の稱はお蔭に依りて凶歲の苦を凌ぎたるの意を表したるものならん。同九年二月二十一日住吉橋北二丁目に芝居小屋の建設あり、三月三日龍神橋成りて渡初の式を擧げ、同十三年正月六日新地鎮守の旭神明宮の社殿成り、八月十五日町中の茶屋は

取拂を命せられて、悉く之を戎島及び此の新地に移されて、今の龍神及び榮橋通の遊廓起り、新地内の大勢は此の時に至りて略ぼ定まれり。

新地は此くの如く港灣河川の開鑿せられたる結果として成りしが、地は海岸の埠頭に臨めるを以て移住するもの多く、其の繁榮は意外に速なりしが如し。舊記に依れば、吉川俵右衛門の豎川及び内川を開鑿せし當時に於ては、内川に住吉橋の一橋を存したる島形の地にて、平砂漠々蘆荻のみを生じ、文政四年八月の頃には橋の西南に一軒の人家ありしといふ。然るに是れより八年後に當れる天保五年に至りては已に建家を出願し、町名を定めたりといへば、此の間に於ける新地發展の勢を推知するに足らん。然れども當時人家の立並びしは旭川以東の地にして、同川以西は尙茫漠たる一帯の蘆原なりしが、以後漸次陸地を増し、安政二年二月南北大濱に砲臺の築設あり、翌三年十二月二十九日北新港灣の古川に通ずる所に永保橋成り(此の通水及び橋、共に今はなし)、萬延元年六月二十二日北新船溜浪除端に住吉神社を移轉す。同社は當港開鑿の時、攝津國住吉神社禰宜の勸請に係り、年所を経て社殿廢頽しければ、町奉行修理を加へて此に移されたるものなり。而して此の前後より漸次開鑿に従事するものありて、田畑の耕作を爲し、後旭橋の西岸に旭野屋と呼べる料亭を設くるものあり、大濱には數戸の漁家あり、濱渚には葭簣張の掛茶屋を爲して、春秋の交遊覽客を迎ふるものあるに至りしも、今の繁榮は明治十二年公園設置後の發展なり。

新地に於ける舊町名は、文久三年改正の地圖に依れば、吾妻橋通一丁目・同二丁目・榮橋通一丁目・同二丁目・同三丁目・龍神橋通一丁目・同二丁目・同三丁目・住吉橋通北一丁目・同二丁目・同三丁目・住吉橋通一丁目・同二丁目・同三丁目・住吉橋通南一丁目・同二丁目・同三丁目・堀留町一丁目・同二丁目・旭町・入船町・夕榮町・老松町一丁目・同二丁目の二十四ヶ町なりしが如し。然れども各町の全部が天保五年に定められたる町名なるや否やは詳ならず。明治五年二月區畫制定當時の町名には、榮橋通一丁目・同二丁目・龍神町一丁目・同二丁目・住吉橋通北一丁目・同北二丁目・同北三丁目・同南一丁目・同南二丁目・同南三丁目・南堀留町一丁目・同二丁目・旭町・入船町・夕榮町・吾妻橋通一丁目・同二丁目・同三丁目・老松町・永保町の二十ヶ町を記して、新に吾妻橋通三丁目及び永保町の二ヶ町を加へたるも、榮橋通三丁目・龍神橋通三丁目・住吉橋通一丁目・同二丁目・同三丁目の五ヶ町を減じ、且老松町一丁目・同二丁目を單に老松町とせり。是に依りて見れば、此の間に於て町名の改正ありしが如くなるも、舊記又は口碑の共に徴すべきものなければ之を知るに由なし。其精査は後の賢者に俟つになん。現在の十四ヶ町は明治五年四月の改正なり。例に依り舊町名に依りて現在の區域を調査すれば、吾妻橋通一丁目に老松町一丁目・同二丁目を加へて吾妻橋通一丁目、同二丁目を吾妻橋通二丁目、同二丁目以西は明治五年二月區畫制定當時に見ゆる同三丁目を吾妻橋通三丁目、同永保町を吾妻橋通四丁目、榮橋通一丁目を榮橋通一丁目、同二丁目・同三丁目を合併して榮橋通二丁目、龍神

橋通一丁目・住吉橋通北一丁目と合併して龍神橋通一丁、龍神橋通二丁目・同三丁目・住吉橋通北二丁目を合併して龍神橋通二丁、堀留町一丁目・住吉橋通二丁目・同南一丁目を合併して住吉橋通一丁、堀留町二丁目・住吉橋通二丁目・同三丁目・同南二丁目を合併して住吉橋通二丁、旭町を大濱通一丁、住吉橋通北三丁目・同南三丁目を合併して大濱通二丁、入船町を大濱通三丁、夕榮町を大濱通四丁と改めたるものとす。各町中吾妻橋通は吾妻橋のあるに起り、橋名は吉川俵右衛門の舊郷江戶に因みて名づけ、住吉橋通は住吉橋のあるに起り、橋は住吉神社の宿院の御旅所の前に當れるを以て名づけ、龍神町の名は天明年間出羽國秋田濱善法寺の僧此の地に來りて龍神を祈り、同六年より三ヶ年間に港灣を九尺の深さに爲すべしと唱へ、其の事終に効なかりしも町名は是れより起れりといふ。また舊堀留町の名は吉川俵右衛門の内川開鑿のとき、同川堀留の所なりしより此の名をなし、同旭町の名は旭神社に因み、且旭町・旭橋の名も同社名に據りしものならん。而して龍神町一丁・同二丁及び榮橋通一丁・同二丁は、前に記せしが如く、天保十三年八月十五日町家の間に介在せる茶屋を廢して、戎島及び此の地に移せしより初めて遊廓の所在地となり、爾來次第に發展して、青樓酒亭は軒を並べ、後戎島の芝居及び遊廓も亦漸次此に移轉し來りしのみならず、明治五年二月二十七日市内に於ける遊里の地を南高須町と此の新地の榮橋・旭橋・勇橋・住吉橋の内とに限り、六間町・甲斐農人町・戎島穀物町・吾妻橋の町々・永保町の遊女屋を廢して、翌三月晦日限り此の四橋の内に移轉せしめられしか

新地の遊廓

は、益繁榮して今に至れり。芝居は一起一臥常なかりしが、今はなし。

新田の開発

新田はもと紺屋町附洲新田・新在家町附洲新田・蘆原町附洲新田・南半町附洲新田・新地附洲新田・戎島附洲新田・梅ヶ香町附洲新田・海船町附洲新田の八ヶ新田にして、堺地先新田・堺地續新田又は附洲新田と概稱せられ、舊石高四拾九石參斗貳升參合の地たりしが、明治十二年堺の市街に編入せられて、同年十一月十三日紺屋町附洲新田・新在家町附洲新田・蘆原町附洲新田・南半町附洲新田を合併して南附洲新田、新地附洲新田を中附洲新田、梅ヶ香附洲新田・海船町附洲新田を合併して北附洲新田と改稱せらる。新田名の舊稱は各其の新田名に冠する町名の地先なるより起り、改正名の南・中・北は其の所在の方位に依りて命名せしものならん。北附洲新田は吉川俵右衛門の櫻之町濱より錦之町濱まで二十五間川の川幅を四間幅に埋立てたる時に成れりといひ、南・中・戎島三ヶ新田の開発に關しては、舊記に接せざるを以て之を知るに由なきも、已に記せしが如く安政二年南北兩砲臺の築設ありし前後に成りしものと思はる。文久三年改正の地圖に依れば、中新田の東端舊堀留町二丁目に對する旭川の邊に堀留三丁目の名あり、戎島新田の戎島に接する邊に吳竹町一丁目・同二丁目・元穀船場町等の名を存す、蓋し其の地の漸次町家を爲したるより起りし稱なりしなるべし。元穀船場町は石錢場のありし所なり。各新田とも今は大に發展して人煙繁昌の巷と化し、以前の俵はまた認むべきものなし。

堺港は新地の中央に抱擁せられたる當市唯一の港にして、港口は西北に面し、其の形は恰も人體の胃脘に似たり。今其の沿革を釋ぬるに、已に記せしが如く北莊西部の海船町濱先は、往時の埠頭に於て船舶輻輳の所なりしも、星霜を経るに従ひて其の海濱は土砂停淤し、漸次淺渚となるに従ひ、埠頭も埋没しければ、港灣設置の必要を生じたるも、其の設備を爲すに至らず、しかも淺渚の地は寶永元年新大和川の成りし以來、急速の度を以て寄洲と化しければ、港灣の設置は益其の必要を感じ、享保十三年戎島南部の地に小形の堀割を設け、且西方海中に石垣(長百五拾間、高貳間、馬踏貳間、駁幅七間)を築きて風浪避難の要壁に供し、併せて沿岸一帯を浚渫せしものは是れ堺港開鑿の創始なり。然るに安永年間暴風怒濤の侵害する所となりて、石垣堀割共に埋没して殆ど其の形跡を認め難くなり、遂に船舶出入の迹を絶たんとせり。當時江戸淺草福川町に吉川俵右衛門なるものあり、安永六年來りて大小路の吉野屋新右衛門の河州三軒家より伐出せし材木を買取り、此の堺浦より船積せんとしけるも、風濤の爲めに廻船自由ならずしかば、止むを得ず劔元船にて大坂に積み出し、大坂より積換へて更に江戸に廻船し、多くの入費を要し、且不便を感じければ、一時多額の金員を費消するとも、此の堺浦に築港せば其の利便大なるべく、特り堺浦の繁榮に資するのみならず、國益の一端たるべしと、茲に初めて築港の大志を立てしは、翌安永七年なり。即ち江戸に於て老中・若年寄・勘定奉行・江戸町奉行等に其の趣旨を願出で、天明四年正月に至り江戸町奉行牧野大隅守・同曲淵甲斐守に堺町奉行への添書を出願し、同年三月二日堺町奉

行山崎大隅守への添翰を下渡されしを以て、直に堺町奉行所に進呈し、其の取調中山崎大隅守は同年七月京都町奉行に轉任し、同年十一月六日其の後任たる贊安藝守着任せり。然るに與力同心の取調は五ヶ年の久しきに亘れるも、贊安藝守直接の取調尋問等なきが爲め、俵右衛門は大に難澁を極めければ、同八年七月五日贊安藝守の大坂よりの歸路を要し、天下茶屋に於て駕籠訴訟を爲し、同月初めて同奉行直接の取調ありしが、其の後しばしば取調を受け、寛政三年二月に至りて聽許せらる。

當初に於ける築港の見積銀は參千六百拾四貫七百五匁にして、翌三月より着手し、七月五日竹垣を拾貳町の間結廻し、木戸門參ヶ所、與力・同心・惣代詰役所小屋貳ヶ所、銀主世話方總會所貳ヶ所、人足湯呑小屋貳ヶ所、黒鐵人足小屋五棟竣成の折柄、不幸同年八月二十日晝七時海嘯の爲めに、矢來材木等悉く流出し、大坂の銀主また違變して出銀せざるに至りしかば、俵右衛門の困難いはん方なかりしに、掘方請負人山口屋直七銀貳百貫目を出銀せしかば、再び目論見を替へて銀高壹千九百參拾八貫貳百四匁四分八厘と爲し、辛うじて銀主を大坂に得て、寛政四年七月小屋掛等に着手せり。然るに又もや銀主異變を唱へ、俵右衛門の困難甚だしく、安永七年より計畫したる勞苦も爲めに殆ど水泡に歸せんとしければ、堺市中より醸金の儀を堺町奉行所に歎願しけるに、贊安藝守は其の願意を容れ、町年寄中へ築港の必要なる所以を懇諭せしも、負擔の重を唱ふるものあり、或は故障を述ぶるものありて協議容易に調ふべくもあらざりしが、俵右衛門は遂に總請地所得の九分を堺町中の得益と爲し、

残る一部を自己の所得と定め、築港は十ヶ年間に落成せしむることゝなして、協議漸く整へり。依て寛政六年三月三日より港の波止場普請に着手し、五月より町中砂運を始め、老幼男女貳萬人揃ひの衣裳を着け、幟吹貫を樹て鐘太鼓を鳴らして之を助け、其の股賑いふ許りなし。かくて文化七年に至り南灣一圓・南北大波止・堅川筋の掘割・大小路濱筋より中之町濱に至る内川筋の掘割、並に櫻之町濱より錦之町濱に至るまで二十五間川の川幅を四間幅に埋立の工事を竣成し、俵右衛門は其の宿志を達し、堺浦は茲に初めて船舶入津の便を得るに至れり。爾來歲月を経るに従ひ、入船次第に増加し、港灣の狹隘を感じ來れるを以て、嘉永六年十一月より新港を其の北部に掘鑿して南灣と聯絡せしめ、翌七年四月二日竣成して船舶の收容に遺憾なからしめたるもの、即ち今の北灣是れなり。是に於て港灣は現在の形を爲せしも、安政元年六月には波止場南手に長さ貳百間の石垣を増築し、降て明治四年には其の二月より港内浚渫の爲め數百艘の浚渫船を使用せり。然るに該浚渫工事は其の半なる同年五月十八日夜暴風激浪來りて、港内は更に土砂の埋没する所となりしかば、年々一時的の浚渫を爲し來りしも、其の填塞益甚だしく、船舶の出入に困難を感ずるに至りしを以て、同七年五月二十二日波止場増築乃至土砂浚渫の爲め、縣税金中より五千九百餘圓の補助を得、同年八月八日浚渫土砂捨出入通路として北砲臺の東西砲臺際より新規掘割に着手し、九月三日に至りて竣成し、同月二十四日波止場増築の許可ありて、大阪出張土木寮官吏及び御雇米人アーチツセン出張測量せしも、同八年四月六日波

止場増築土砂浚渫の事業を中止し、前年縣税金中より受けし補助を返付せしは、土木寮の目論見書に反對の意見を有するもの多かりしに依る。然るに同年五月六日に至り、衆議は復た官金を借用して再び波止場増築及び土砂浚渫の議に決し、九日願書を縣廳に提出し、十二月十日之が許可を得たるも、官金借用のことは採許なくして、前年の如く單に縣税金中より五千九百拾八圓を補助せらる。是に於て同月十三日各區の區戸長集會して、浚渫は之を後日に期し、先づ波止場工事のみを施行するの議を決し、同九年一月七日波止場増築費の償却に充つる爲め、同月八日より入港船より入津料を徴收し、四月十五日波止場増築掛を選擧し、五月二十八日起工式を擧げて工事に着手し、八月八日内務少輔兼土木頭林友幸一行の出張檢分あり、同月十九日新築波止場竣成し、翌十年七月九日横濱燈臺局より燈臺機械到着し、同局雇英人ビグルストーン職工六名を伴ひ來りて据附工事に従ひ、九月十五日竣成して同夜より點火せり。燈臺は高さ五丈壹尺、白色不動の洋式にして十海里を照らし、經費は貳千壹百貳拾五圓餘・据附費參百六拾圓を要せしといふ。同二十五年七月經費參百六拾圓餘を投じて、更に南部海濱に沿ひて延長參百六間の波除堤を新設し、以來石垣の修繕及び港灣の浚渫は年々府費の補助を得、入津料を徴し、市費を以て經營して今に至る。港内碇繫所の廣表は約參千餘坪・水深拾尺にして、干潮時にも七尺を保てり。

大濱は新地西端の總稱にして、吾妻橋通四丁及び戎島附洲新田の西端を北大濱といひ、大濱通四丁

大濱砲臺

及び中附洲新田の西端を南大濱といふ。南北大濱に公園あり、北なるを北公園と呼び、南なるを南公園と稱す。公園は共にもと砲臺のありし所にして、砲臺は已に記せしが如く安政二年二月の築設に係る。是れより先、嘉永六年六月三日米艦の初めて相州浦賀に來りて互市を請ひしより、上下邊防の急を説きて人心恟々たりしが、安政二年二月海岸檢分として石河土佐守來津して總會所に泊し、町奉行は旨を承けて、海岸防備の爲め市民に課して築きしもの即ち該砲臺なり。ついで同年四月大坂城代土屋采女正砲臺を巡見し、同五年六月立花飛彈守鑑寛に砲臺預を命せられ、同六年二月間部下總守の巡見あり、文久三年四月二十八日將軍家茂の巡視あり、明治元年正月土佐藩警備の任に當り、ついで彦根藩兵來りて之を守りしが、後陸軍省の所屬となる。然るに堺縣は同十二年七月二十一日陸軍省より其の砲臺敷地貳萬九百拾五坪五合五勺を、海防上須要の時は除却すべきことを條件として、無料使用の許可を得て公園と定め、金貳千圓を投じて之が設備を爲したるもの、即ち此の南北兩公園の創始にして、同十四年堺縣の廢せらるゝに及びて大阪府の管轄に移り、同二十二年府會の決議に依りて堺市の所屬となり、同三十六年第五回内國勸業博覽會の大阪市に開設あるに際し、水族館を此の南公園に設置せられ、同博覽會の閉會するに及び、政府は同水族館を堺市の經營に移し、同水族館は同市に於て永遠に保存經營することゝなれり。同水族館構内南方丘陵の下に神明擁護紀念碑あり、裏面に左記の文を勒せり。安政元年(嘉永七年十一月二十七日改元)の地震に津浪襲來しければ、其の顛末を記して後人を戒めしものに係り、もと中附洲新田の御影山にありしを、明治二十八年の交に移轉せしものなり。

大濱公園

神明擁護紀念碑

嘉永七寅の年六月十四日地震あらしく、またも十一月四日朝・五日夕につよく揺り動き、五日はその沖の方おとろしくなりふためき、暮なんころ俄に津浪たちて川すちへけはしく込入り、引もまたほけしく、川通に繋し船ともは碇觸され、棹さすちからたらす、矢庭に走入り、そこよこへつきあて、橋八つも崩落たり、船はわれ或はつよく損して見るもおそろしさいわんかたなし、地震津浪に家潰れ、ぬりこめかたむきたるはさわなれと、里人は神社の廣庭に集りてさけ居たるか、これかため一人も怪我したる人のなきこそいて、目出たかりける、餘所の入江川筋には地震をよけるに小舟に乗り家うち圍居し、したりかほにありけるか、大船はやかて高汐のためにはせ入に敷かれて、命落せしもの數知れずとかや、まさに川へ逸餘たるゆへなり、ゆめく地震つよく川筋へ船に乗りさけることすまじきなり、むかし寶永年中にもこたひにおなし地震つよく津浪もあり、船に除け居て命をとらるゝもの多しとかや、かゝるためしもおきらかなれば、地震つよければ津浪ありと知るへきなり、堺の人のつゝかもなきありかたさに、産神神明宮・三村宮・天満宮にそのよるこひの幣を捧げ、後の世までも患のなきを祈りて爰に祭るに

なん、

公園の舊砲臺を後にせる砂濱の一帶は、公園の設置以前漁家の點在せし所にして、僅に霞篋張の掛茶屋を爲して、春秋の交遊覽客を迎ふるものあるに過ぎざりしが、同公園の設置せらるゝに及びて形勢一變し、園地の貸下を望むもの相踵ぎ、忽ちにして茶店酒肆は彼此に設けられ、殊に南大濱には三層五層の高樓軒を接して起り、來遊するもの常に車轍の跡を絶たず、紅燈綠酒の下歡話笑語は濤聲と相和するの樂土と化せり。今試に樓に登りて雙眸を放たんか、後には舊砲臺を控へ前は海に臨み、淡路

堺の浦
櫻鯛

の翠黛は北方明石の海門より南に曳きて阿・淡の海門を扼し、播・攝の諸山を左に眺め、紀・泉の連峰を右に望み、海面は一碧鏡の如く、波濤に聲なく、漁舟は眠れる鷗の如く、奇帆仄帆戯るゝが中に一抹の黒線長く鬩けるは、汽船の雲際に入れるなり。渾然たる其の景其の象は、人をして座ろに世の憂苦を忘れしめずんばあらず。風光は管に四時の觀に富めるのみならず、朝に夕に月に雪に一として佳ならざるはなし。北大濱も復た風光を同うし、只其の異れるは、南大濱の宏壯なるに反して瀟洒たるのみ。海濱は遠淺にして蛤貝の産多ければ、子女を伴ふて來遊するもの多く、特に陰曆上巳の日は退潮最も甚だしきを以て、汐干狩を爲すもの幾千人なるを知らず。其の海は茅渚海の一部にして、謂はゆる堺の浦なり、一に八祖浦又は葦邊ともいふ。葦邊の名は葦の生せし所なるより起り、八祖浦の名は開口神社に八祖神あるに依れりといひ、一説には八祖は八十艘にして、神功皇后の御世に新羅の朝貢船八十艘着津せしに因めりともいふ。櫻花の盛季に漁獲する櫻鯛は、當浦の名産なり。

夫 木 夏と秋と堺の浦の松風にかたへす、しくよする白波
同 行春のさかひの浦のさくら鯛あかぬかたみにけふひぐらん
堺浦 晚望
洋心一點夕雲飛 風送輕帆箇々歸 舟子豫知今夜雨 摩耶山邊漸依微
堺浦 舟中
廣瀬 旭莊
藤井 竹外

波戸無風漁市腥 夕陽舟過古茅渚 淡山看入浮嵐去 還自鷗邊露寸青

奥野 小山

海濱別關溫柔郷 新醜餘 喚客嘗 無端一陣晚風急 吹落櫻々脂粉香

魚市場

魚市場は大濱通一丁旭橋の西詰にあり。已に記せしが如く、當津は地の利を占めて其の集散場に適しければ、夙に魚商賣行はれて、建久年中已に魚市場起り、他國より輸入せる魚類をも取扱はれ、其の販路の如きも漸次擴張して、南北朝時代には畿内の各地に供給せしといふ。降て元祿年間に至りては仲買人の數六百餘名の多きに及び、山陽・九州・四國・南海の漁船も此に輻輳し、其の販路區域殆ど五畿内に亘り、寛政元年以後は禁裡御用并に伏見宮御用をも勤め、今の相生橋東詰にありし魚市場は、其の後同橋の西詰に移りて鐘市と呼ばれ、爾來一盛一衰年を重ね、明治維新後交通の便の大に開くると共に輸入の區域は一層擴張したるも、其の販路は却て縮少しければ、衰微して舊問屋中に倒産するもの多く、新舊合せて七八戸の間屋と貳百餘名の仲買とを存するのみとなり、明治二十一年三月二十三日其の相生橋西詰より此に移轉し、毎年十一月一日より翌年四月三十日迄は此の地に市場を開くも、五月一日より十月三十一日迄は大濱通四丁の海岸に開くを例とし、以て今に至る。以前は俗に微鮮魚賣と呼べるものありて、今も人口に膾炙せり。そは大暑の候魚市場より鮮魚の微なるを撰び聚めて難波の町々を賣り歩けるの稱にして、木綿の立縞に染の襦袢を着け、賣聲張上げていさぎよかり

天誅組の上陸地

しは、魚の鮮けさを知らすが爲めなりしと。

榮町通二丁旭橋の東側なる豎川に沿へる濱側は天誅組志士の上陸せし所にして、其の楡の木は當時志士の舟を繋ぎしものなりといふ。即ち同志士は文久三年八月十四日京都を發して、十五日の朝大坂土佐堀常安橋の舟宿坂田屋に投じて身支度を爲し、早船二艘を仕立て、其の夜半此に着して上陸し、翌十六日の拂曉櫛屋町大道の旅宿扇屋より支度を取寄せ、中山侍從卿には白木の三寶を用ひて朝餉を獻じ、終りて一同甲冑に身を固め、大小路より高野街道を経て河内に入れり。今此の上陸地は四方に柵を繞らし、裡に一碑ありて「天誅組義士上陸蹟」の八字を刻せり。矢半田安朗氏が志士上陸地の湮滅せんことを虞れ、明治二十八年十一月以來保存に着手し、同二十九年五月許可を得、有志の贊助に依りて同三十一年十一月建設せしものなり。

神明神社

神明神社は榮橋通二丁字新地にあり、天照大神・豊受大神を祀れり。もと旭神明と稱して旭町にあり、天保七年川凌の時、社殿の普請九日にして成りしかば、九日を一字に縮めて旭社と名づけしものなりといふ。其の現在の所に移りしは慶應元年なり。新地の鎮守にして明治五年村社に列し、同四十二年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は七百壹坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・社務所・倉庫を存す。末社に六柱神社あり。氏地は榮橋通一丁・同二丁、龍神橋通一丁・同二丁、住吉橋通一丁・同二丁、大濱通一丁乃至四丁、吾妻橋通一丁乃至四丁にして、例祭は十月十七日なり。

吉川井

吉川井は吾妻橋通一丁堺停車場前字吉川裏にあり、吉川俵右衛門の邸地なりしといふ。井は民家の内庭に存して今も清水湧出せり。井側に小碑あり、正面に「天地四方恣獨歩 奇計百功百三寸 文者班馬俱低昂 辨者蘇張相上下」と題し、其の左側に「衆頂院奏譽信現居士」、右側に「うらやまし八十路にあまる年を積みなき跡もまたあふかるゝ身は」、裏面に「文化七年午二月二十日、新川開發人吉川俵右衛門墓」と刻せり、蓋し俵右衛門の歿後親族知己の人々に依り其の邸地に建てられし記念碑ならん。今は移されて屋外にあるも、一小碑なるを以て人の目を注ぐものなく、從て此の井の清水を掬して俵右衛門の昔を偲ぶもの少きが如し、憾むべし。俵右衛門は堺港を開鑿し、間もなく歿して其の墓は錦之町西二丁の梅翁寺にありしも、後移されて今は神明町東二丁の超願寺にあり。明治三十三年堺市有志の發企に依り一大紀念碑を北公園に建設せられて、其の功績は善く世に表彰せらる。

妙圓寺

妙圓寺は戎島附洲新田にあり、法入山と號し、本門法華宗妙蓮寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。文祿元年九月二十三日本山妙蓮寺十三世權大僧都法印日舜上人の開創なり。其の後大破に及びしを以て、年月不詳食滿藤平財を喜捨して再建し、京都上京區六軒町出水下る七番町にありしが、明治二十九年十一月二十八日當所に移轉せり。境内は五百九拾壹坪を有し、本堂・土藏・納家・門・門番所を存す。

町名及び區畫の變遷表

新地

文久三年改正	明治五年二月	同年一月	同年四月	同年一月	同七年一月廿二日	同九年十月廿五日	同十三年同月廿五日	同十六年三月一日	同十七年七月一日
地圖の町名	公文町名	町名	町名	町名	町名	町名	町名	町名	町名
吾妻橋通 一丁目	吾妻橋通 一丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第六聯合	第六聯合
老松町 一丁目	老松町 一丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第六聯合	第六聯合
同 二丁目	老松町 二丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第六聯合	第六聯合
吾妻橋通 二丁目	吾妻橋通 二丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第六聯合	第六聯合
同 三丁目	同 三丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第六聯合	第六聯合
永保町 一丁目	永保町 一丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第六聯合	第六聯合
同 二丁目	同 二丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第六聯合	第六聯合
同 三丁目	同 三丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第六聯合	第六聯合
龍神橋通 一丁目	龍神町 一丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合
住吉橋通北二丁目	住吉橋通北二丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合

合 聯 四 一 街 市 堺

詳 不

龍神橋通 二丁目	龍神町 二丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合
同 三丁目	同 三丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合
住吉橋通北二丁目	住吉橋通北二丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合
堀留町 一丁目	南堀留町 一丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合
住吉橋通 一丁目	住吉橋通南二丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合
同 南二丁目	住吉橋通南二丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合
同 三丁目	同 三丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合
住吉橋通 二丁目	住吉橋通南二丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合
同 三丁目	住吉橋通北三丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合
旭 町	旭 町	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合
住吉橋通北三丁目	住吉橋通北三丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合
同 南三丁目	同 南三丁目	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合
入 船 町	入 船 町	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合
夕 榮 町	夕 榮 町	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第十區	第七聯合	第七聯合

新田

(開墾地)
(國田ナリ)

新地附洲新田	明治五年一月廿二日	同七年十月廿二日	同九年十月廿二日	同十二年十一月十三日	同十三年四月廿三日	同十四年三月五日	同十六年三月一日	同十七年七月一日
紺屋町附洲新田								
新在家町附洲新田								
蘆原町附洲新田								
南半町附洲新田								
戎島附洲新田								
梅ヶ香町附洲新田								
海船町附洲新田								
第二區		第二大區一 小區六番組		第二大區 一小區		中附洲新田		第七聯合 第七戸長役場
				南附洲新田		北附洲新田		第九聯合 第九戸長役場
				戎島附洲新田		北附洲新田		第六聯合 第六戸長役場
				北附洲新田		北附洲新田		第一聯合 第一戸長役場
				合 聯 團 一 街 市 堺				
				詳		不		

第二節 泉北郡

位 境 面 山
置 界 積 川

地 勢

本郡設置

本郡は和泉國の北部に位置し、東は河内國中河内郡及び南河内郡に界し、南は紀伊國伊都郡及び泉南郡に接し、北は堺市及び大和川を以て攝津國東成郡に隣り、西方一帯は茅渚海に瀕せり。南北四里貳拾八町・東西六里參拾町にして、拾參方里參歩の面積を包容す。東南の國境に葛城・七越・槇尾・天野の群峯隆起し、其の脈蜿蜒して一は郡の中央なる北池田・北上神谷の部落に及び、一は東陶器村に至りて盡く。故に地勢は東方に高く、漸次西方に低下せり。石津川は源を陶器の溪間に發して、數多の支流は上神谷村大字片藏に至り合して一となり、濱寺町に流れて海に注ぎ、大津川は東横山村大字槇尾の槇尾山より發し、山瀧村の牛瀧山より發する牛瀧川を併せ、大津村に至りてまた海に入り、海は煙波縹渺として遙に淡路島に對せり。

もと大烏・和泉の兩郡たりしも、明治二十九年四月一日兩郡を合併して、新に一郡を置かれたるものなり。郡名は和泉の北部に位置せるを以て、泉南郡に對して名づけられしものなるべし。故に新郡設置に至るまでの沿革は、舊郡別に依りて分記せん。

大烏郡

當郡は和名抄に「於保止利」と訓せり。郡に大鳥神社あり、同社に因みて大鳥里・大鳥郷の名出で、遂に郡名を爲すに至りしものならん。郡名の史上に現れしは、日本書紀持統天皇三年秋八月の條に、「河内國大鳥郡高脚海」と見ゆるもの、是れ其の初めにして、續日本紀靈龜二年四月の條に、「甲子、割大鳥・和泉・日根三郡、始置和泉監焉」と見ゆるもの之に次ぎ、日本後紀延暦二十三年冬十月の條には、「丙午、至和泉國、遊獵于大鳥郡」と見え、續日本後紀承和十二年七月の條には、「和泉國大鳥郡人正六位上巫部連繼麻呂・從七位下巫部連繼足白丁・巫部連吉繼等、賜姓當世宿禰」と見え、三代實錄貞觀五年八月十七日の條には、「和泉國大鳥郡人大藏大錄正七位上當世宿禰高門、改本居貫附左京職」と見ゆ。和名抄に大鳥・日部・和田・上神・大村・土師・蜂田・石津・鹽穴・常凌の十郷を載せ、常凌郷は後深井郷となり、郷名廢して陶器莊・綾井莊・高石莊等の名あり。中世國郡界の錯亂に依り、直尻村は河内國八上郡に、日置村は同國丹南郡に轉出し、又綾井村は和泉郡に轉出せしならん。又堺の市街は施政上の取扱を區別せられたるを以て、自然他の郡村と別區の形を爲すに至れり。

明治四年九月國界の改定に依り、大和川以南に於ける攝津國住吉郡に屬せる遠里小野村の一部(七百四拾壹石五斗八合九勺)・七道領の一部(五拾五石七斗八合九勺)・庭井村の一部(四拾貳石四斗壹合九勺)・庭井新田(壹百七拾石參斗四合九勺)・庭井村流作新田(拾四石壹斗四合)・淺香山流作新田(貳拾八石八斗五升參合)・萬屋新田(九石五斗五合)・奧村(參百貳拾壹石貳斗七升參合)・花田新田(六拾壹石八斗壹合)・北花田村(九百貳拾石六斗參升參合)・大豆塚村(參百六拾石九斗壹升九合)・船堂村(五百四拾石參斗壹合九勺)・彌三次郎新田(四拾石貳斗參合)・南島

新田(貳拾六石壹斗四升壹合)・西萬屋新田(八斗貳升貳合)・北莊村(貳千七百九拾七石五斗六升壹合)の拾七ヶ村(六千貳拾石壹斗五合八勺)を當郡に編入し、同五年二月には此の編入せられし拾七ヶ村と、從來當郡所屬たりし若松新田・鹽濱新田・平田新田・山本新田・松屋新田・中筋村・船松村・湊村・戎島附洲新田・梅ヶ香町附洲新田・海船町附洲新田・新地附洲新田・紺屋町附洲新田・新在家町附洲新田・蘆原町附洲新田・南半町附洲新田(以上八新田は堺・地續新田といふ)・上石津村・下石津村・踞尾村・市村・船尾村・東下村・西下村・山内下村・長承寺村・北王子村・大鳥村・野代村・高石南村・高石北村・今在家村・新村・富木村・市場村・南出村・土生村・新家村・大園村・草部村・菱木村・上村・原田村・八田寺村・北村・堀上村・南村・毛穴村・家原寺村・平岡村・深井村・土塔新田・畑山新田・百濟村・高田村・赤畑村・西村・梅村・夕雲開・東村・金口村・土師村・土師新田・小坂村・東村・平井村・伏尾新田・和田村・東山新田(向山新田)・北村・見の山村・上之村・岩室村・福田村・田園村・辻の村・深坂村・土佐屋新田・高藏寺村・大庭寺村・太平寺村・小代村・野々井村・三木閉村・片藏村・豊田村・田中村・梅村・富藏村・釜室村・畑村・逆瀬川村・鉢ヶ峯寺村・上村・檜尾村・大森村・別所村の九拾七ヶ村を併せたる壹百拾四ヶ村たりしが、同七年八月四日七道村に飛地となれる攝津國住吉郡七道領の内を同七道村に編入し、同八年五月九日東下・西下・山内下の三ヶ村を合併して下村、庭井村・庭井新田・庭井村流作新田の三ヶ村を合併して庭井新田、淺香山・淺香山流作新田の兩村を合併して淺香山と改稱したる爲め、五ヶ村を減じて壹百九ヶ村となり、

同十二年戎鳥附洲新田・梅ヶ香町附洲新田・海船町附洲新田・新地附洲新田・紺屋町附洲新田・新在家町附洲新田・蘆原町附洲新田・南半町附洲新田の八ヶ新田は堺市街に入りしかば、また減じて壹百壹ヶ村となる。同十三年十月二十六日伏尾新田を伏尾村、同十五年三月十日東村を八田村・北村を八田北村と改稱し、同十六年四月二十五日^{檜葉}向山新田は其の向山新田を小坂村に合併せられて單に檜葉新田となる。同十八年二月市場・南出の兩村を合併して綾井村と改め、同十九年一月二十三日土佐屋新田を深坂村に合併せらる。依て町村数は更に貳ヶ村を減じて九拾九ヶ村となり、同二十二年四月一日の町村制施行に際し、左記の如く貳拾參ヶ村・九拾七大字となる。

- | | | | |
|-------|--------------------------------------|-------|---------------------------------|
| 三寶村 | 松屋新田・南島新田・山本新田・平田新田・彌三次郎新田・鹽濱新田・若松新田 | 五箇莊村 | 奥・北花田・船堂・大豆塚・淺香山・萬屋新田・花田新田・庭井新田 |
| 向井村 | 北莊・中筋・遠里小野・七道・西萬屋新田 | 湊村 | |
| 神石村 | 上石津・市・踞尾 | 鳳村 | 長承寺・北王子・大島・野代 |
| 高石村 | 高石南・高石北・今在家・新 | 鶴田村 | 草部・藁木・上・原田 |
| 八田莊村 | 八田北・畑上・南・八田寺・毛穴・家原寺・平岡 | 西百舌鳥村 | 百濟・高田・西・赤畑 |
| 中百舌鳥村 | 梅・夕雲開・東・金口 | 久世村 | 小坂・八田・平井・伏尾・和田・東山新田・檜葉新田 |
| 東陶器村 | 北・見の山・上之・岩室・福田 | 北上神村 | 大庭寺・太平寺・小代・野々井・三木開 |
| 中上神村 | 片藏・豊田・田中・梅 | 美木多村 | 上・檜尾・大森・別所 |
| | | 南上神村 | 富藏・釜室・畑・逆瀬川・鉢ヶ峯寺 |
| | | 西陶器村 | 田園・辻之・深坂・高藏寺 |
| | | 東百舌鳥村 | 土師・新田 |
| | | 取石村 | 富木・綾井・土生・新家・大園 |
| | | 深井村 | 深井・土塔新田・畑山新田 |
| | | 濱寺村 | 船尾 |
| | | 船松村 | 下石津・下 |

領主及び石高

然るに同二十四年二月二十五日神石村を分ちて踞尾村を置き、同二十七年二月十日向井村大字七道を割きて堺市に編入し、同年十一月十日中上神・南上神の兩村を合併して上神谷村と改稱せられしかば、貳大字を減じて貳拾參ヶ村・九拾五大字となれり。

徳川時代に於ては、各藩領・預所・麾下の采地・社寺領及び代官支配等に轉換分屬して其の末造に至りしが、其の末造に於ける當郡の石高は、四萬五千四百八拾石壹斗七升貳合四勺にして、各領管は左記の如くに分布せり。

- | | |
|-------------|------------------|
| 伯太藩渡邊丹後守章綱領 | 四千六百六拾六石參斗八升八合八勺 |
| 豊田村 | 八百四拾九石四斗九升九合五勺 |
| 釜室村 | 參百八拾七石六斗四合 |
| 富藏村 | 壹百貳拾五石九斗五升參合 |
| 畑村 | 貳百八拾石八斗八合 |
| 片藏村 | 四百九拾石壹斗五升參合 |
| 逆瀬川村 | 貳百四石四斗參升四合 |
| 三木閉村 | 壹百六拾參石四斗五升五合四勺 |
| 太平寺村 | 四百拾五石八斗九升五合四勺 |
| 大庭寺村 | 五百八拾七石六斗四升八合五勺 |
| 小代村 | 參百四拾壹石壹斗 |
| 田中村 | 四百八拾石九斗九升六合 |
| 鉢ヶ峯寺村 | 參百參拾八石八斗四升貳合 |
| 關宿藩久世大和守廣業領 | 四千七百九拾五石參升 |
| 平井村 | 六百八拾七石貳斗壹升九合 |
| 東山新田 | 四百八拾九石壹斗九升八合 |

伏尾新田 壹百貳拾六石四斗壹升參合

小坂村 參百五拾壹石八斗四升貳合

東村 參百貳拾貳石參斗貳升壹合

和田村 貳百七拾七石七斗七升壹合

榎葉新田 九拾貳石參斗九升四合

野々井村 四百九石四斗貳升

榎村 壹百九拾壹石四升貳合

別所村 貳百六拾八石五斗參升壹合四勺

上村 六百拾壹石四斗四升四合

大榎立會新田 拾八石七斗六升四合

大森村 壹百四拾八石貳斗四合

檜尾村 八百石四斗六升六合六勺

一橋大納言茂榮領 參千六百八拾八石壹斗六升參合貳勺

長承寺村 五百八拾九石九斗貳升八合

富木村 七百四拾石八斗四升四合

菱木村 壹千參百八拾參石壹升八合貳勺

大園村 貳百六拾九石九斗八升八合

南出村 貳百六石參斗四升九合六勺

新家村 壹百四拾八石八斗貳升壹合四勺

土生村 壹百四拾石四斗九升

原田村 貳百八十七石七斗貳升四合

田安大納言慶頼領 壹萬參千九 拾參石四斗貳升九合參勺

船尾村 壹千壹百拾貳石四斗九升壹合

東下村 參百七拾參石七斗八升貳合五勺

西下村 參百四拾八石六升壹合四勺

山内下村 壹百五拾七石八斗四升九合八勺

市村 壹百五拾參石貳斗八升

今在家村 六百四拾六石七斗六升五合

大鳥村 參百參拾七石九斗八升參勺

北王子村 六百九拾九石八斗貳升九合

上村 六百七石四斗八升七合

草部村 壹千壹百參拾五石參斗八升七合

西村 貳百八拾參石貳斗五升貳合

百濟村 六百拾五石八斗參升貳合

高田村 六百六拾貳石參斗八升參合

梅村 四百八拾五石九斗六升參合

土師村 壹千壹百六石七斗八升八合

土師新田 壹百拾四石貳斗六升

金口村 參百五拾參石五斗貳升貳合

東村 六百四拾五石九斗參升

畑山新田 壹百五拾六石壹斗六升七合

土塔新田 五拾參石壹斗參升七合

深井村 壹千六百七拾九石六斗八升六合參勺

家原寺村 壹百八拾壹石八斗九升貳合貳勺

南村 貳百貳拾四石六斗五升參勺

堀上村 參百貳拾壹石貳斗八升八合參勺

平岡村 貳百貳拾九石壹斗五升八合六勺

八田寺村 參百五石四斗六升七合

毛穴村 參百七拾九石壹斗參升貳合

八田北村 五百四拾貳石七合六勺

岸和田藩岡部美濃守長職預所 四千五百五拾九石壹升八合四勺

上石津村 壹千貳百拾參石七斗四升七合

下石津村 壹千七拾四石六斗八升八合

高石北村 五百七拾參石四斗九升參合六勺

市場村 參百四拾貳石四斗四升七合八勺

高石南村 壹千參百五拾四石六斗四升貳合

堺町奉行支配地 四拾九石參斗貳升參合

堺地續新田 四拾九石參斗貳升參合

代官内海多次郎支配地 八千四百參拾六石七斗七升六合七勺

中筋村 貳千五百四拾參石 斗九升八合

舩松村 貳千九百九拾七石五斗四升壹合

湊村 七百六拾石九斗四合

新村 貳百拾七石壹斗六升九合

大鳥村 七百拾七石貳斗貳升八合七勺

野代村 壹百九拾石八斗七升

夕雲開 貳百八拾九石九斗七合

赤畑村 參百五拾壹石七斗參升五合

山本新田 九拾六石六斗九升六合

平田新田 六石八斗壹升七合

鹽濱新田 八拾壹石參斗貳合

若松新田 貳拾石壹斗七升八合

松屋新田 壹百六拾參石壹斗參升壹合

麾下小出主水采地 四千貳百五拾九石六斗七升參合

下石津村 壹百五拾九石七斗四升貳合

踞尾村 參百拾壹石八斗壹升七合

上之村 參百貳拾參石貳斗九升四合

岩室村 七拾石壹斗九升五合

北村 六百拾九石貳斗九升九合

見の山村 五拾石參斗六升七合

福田村 八百參拾七石九斗參升五合

高藏寺村 四百參拾四石四斗六合

深坂村 五百七石八斗四升五合

辻之村 五百五拾貳石五斗

田園村 參百參拾六石參升四合

土佐屋新田 五拾六石貳斗參升九合

菅原神社領 貳百貳拾石

踞尾村 貳百貳拾石

開口神社領 八拾石

踞尾村 八拾石

方違神社領 九拾石

踞尾村 九拾石

堺本願寺掛所領 貳百八拾壹石四斗七升

踞尾村 貳百八拾壹石四斗七升

南宗寺領 壹百拾石

踞尾村 壹百拾石

禪通寺領 六拾石

踞尾村 六拾石

北十萬領 五拾石

踞尾村 五拾石

旭蓮社領 四拾石

踞尾村 四拾石

海會寺領 參拾石

踞尾村 參拾石

大安寺領 貳拾九石五斗

踞尾村 貳拾九石五斗

顯本寺領 貳拾七石

踞尾村 貳拾七石

經王寺領 貳拾六石

踞尾村 貳拾六石

極樂寺領 貳拾石

踞尾村 貳拾石

金光寺領 拾九石

踞尾村 拾九石

光明院領 拾八石

踞尾村 拾八石

引接寺領 拾石參斗

踞尾村 拾石參斗

櫛笥寺領 壹石壹斗

踞尾村 壹石壹斗

各領地の統一及び區畫の變遷

堺町奉行支配地・代官内海多次郎支配地及び一橋大納言茂榮領・田安大納言慶頼領は、明治元年の初め新に御料となりて、一橋・田安兩家領及び代官内海多次郎支配地は岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締に移り、堺町奉行支配地は大阪裁判所農局の支配となり、代官内海多次郎の支配地も岡部・渡邊兩藩の當分取締を解かれて同年二月二十四日同司農局の支配に入り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、社寺領は同五月十日、麾下の采地は同月二十四日また同司農局の支配に入る。同月晦日一橋・田安兩家藩屏に列し舊領故の如くせられたる爲め、岡部・渡邊の當分取締を解かれて兩家領に復す。同年六月二十二日大阪府司農局支配地は堺縣の管轄に轉じ、同縣は同二年二月十二日關宿藩領、及び管轄界改定の結果同月二十四日大和川以南拾七ヶ村石高六千貳拾石壹升五合八勺の地を攝津縣より收め、同年六月諸藩版籍を奉還して知藩事を置かれしかば、堺縣及び伯太・岸和田・一橋・田安四藩の管

治たりしも、一橋・田安の兩藩管地は同年十二月二十六日、岸和田藩預所は同三年十二月共に堺縣の管轄に移り、同四年七月十四日の廢藩置縣に依りて堺縣及び伯太縣の管治となり、同年十一月二十二日の大改革に依りて全郡初めて堺縣の統管する所となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月には第一區乃至第六區に分たれ、同七年一月二十二日には第二大區に屬し、同年四月十三日一區内の一區乃至十番組・二小區内の一區乃至九番組・三小區内の一區乃至四番組・四小區内の一區乃至二番組に入りしも、同九年十二月七日小區内の番組は廢止せらる。同十三年四月十四日湊郡役所(後大島郡)部内となり、同月二十三日四ヶ聯合に分れ、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日の毎町村制には七拾七ヶ村は獨立し、貳拾四ヶ村は例外に依りて九ヶ聯合を爲し、壹ヶ村は和泉郡の壹ヶ村と聯合し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び、貳拾五ヶ戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

和泉郡

當郡は神功皇后の新羅を征し給へるの年、清泉の湧出せしを以て泉郡と名づけ給ひしといふ。泉は伊豆美と訓じ、出水の義にして後和泉と改む。和の字は泉の柔和を稱美するの意にして、民政部に「凡諸國部内郡里等名並用二字、必取嘉名」とあるに依りて冠せしめたるものならん。日本書紀欽明天皇十四年の條に、「夏五月戊辰朔、河内國言、泉郡茅渟海中有梵音、震響若雷聲、光彩晃耀如日色」と見ゆるもの、是れ當郡名の史上に現れし初めにして、續日本紀元正天皇靈龜二年の條に、「三月癸卯、割河内國和泉・日根兩郡令供珍努宮、同四月甲子、割大鳥和泉・日根三郡始置和泉監焉」と見ゆるもの之に次ぐ。後泉南郡を分ちしも、分郡の年紀は詳ならず。和名抄に信太・上泉・下泉・輕部・坂本・池田・山直・八木・掃守・木島の十郷を載せ、山直以下の四郷は泉南郡に入り、當郡に屬するものは信太以下の六郷にして、後上泉郷は上條郷・下泉郷は下條郷と呼びしが、郷名廢して下條郷の地は我孫子莊・坂本郷の地は郷の莊と呼び、其の他に横山莊・宇田莊・松尾莊(又は春木莊)・牛瀧莊等の名あり。中古郡界の錯亂に依りて、泉南郡に屬せし内畑村は當郡に入り、又大鳥郡に屬せし綾井村も當郡に入りしものならん。

明治五年二月には太村・中村・上村・舞村・上代村・王子村・尾井村・富秋村・助松村・千原村・尾井千原村・森村・綾井村・南曾根村・北曾根村・二田村・下條大津村・宇多大津村・忠岡村・上馬瀬村・下馬瀬村・北出村・高月村・豐中村・板原村・辻村・長井村・穴田村・池浦村・宮村・虫取村・府中村・上泉村・輕部新田・井の口村・肥子村・和氣村・小田村・伯太村・伯太在住・池上村・黒鳥村・南王子村・觀音寺村・桑原村・今在家村・一條院村・坂本村・寺門村・今福村・池田下村・坂本新田・伏屋新田・室堂村・寺田村・箕形村・唐國村・内田村・納花村・萬町村・和田村・三林村・浦田村・鍛冶屋村・平井村・國分村・黒石村・岡村・福瀬村・九鬼村・横尾山・善正村・南面利村・下

宮村・北田中村・坪井村・佛並村・小野田村・父鬼村・大野村・久井村・春木村・松尾寺村・若樫村・春木川村・内畑村・大澤村・牛瀧山の八拾八ヶ村たりしが、同六年一月三十一日小野田新田を加へ、同八年五月九日府中村・上泉村・輕部新田の三ヶ村を合併して府中村、上馬瀬・下馬瀬の兩村を合併して馬瀬村と改め、牛瀧山と大澤村も何れの時にか合併して大澤村となり、同十九年七月十六日伯太在住を伯太村に合併し、同二十年五月十三日辻村・長井村の兩村を合併して我孫子村と改稱したる爲め、五ヶ村を減じて八拾參ヶ村となり、同二十二年四月一日の町村制施行に際し、左記の如く拾七ヶ村・八拾貳大字となれり。

- 信太村 太・中・上・舞・上代・王子・尾井・宮秋・小野新田
- 上條村 助松・千原・尾井千原・森・綾井・南會根・北會根・二田
- 大津村 下條大津・宇多大津
- 忠岡村 忠岡・馬瀬・北出・高月
- 穴師村 豊中・板原・我孫子・穴田・池浦・宮・虫取
- 國府村 府中・井の口・肥子・和氣・小田
- 伯太村 伯太・池上・黒鳥
- 南王子村
- 郷莊村 觀音寺・桑原・今在家・一條院・坂本・寺門・今福
- 北池田村 池田下・坂本新田・伏屋新田・室堂
- 東横山村 岡・福瀬・九鬼・横尾山・善正・南面利
- 南池田村 納花・萬町・和田・三林・浦田・鍛冶屋・平井・國分・黒石
- 西横山村 下宮・北田中・坪井・佛並・小野田
- 南横山村 父鬼・大野
- 北松尾村 寺田・箕形・唐國・内田
- 南松尾村 久井・春木・松尾寺・若樫・春木川
- 山瀧村 内畑・大澤

高領主及石

徳川氏時代に於ては各藩領・預所・麾下の采地・寺院領及び代官支配等に轉換分屬して其の末造に至りしが、其の末造に於ける當郡の石高は、參萬壹千六拾參石壹斗壹升壹合九勺にして、各領管は左記の如くに分布せり。

- 伯太藩渡邊丹後守章綱領 壹千八百貳拾七石參升八合八勺
- 春木川村 九拾九石六斗五升七合
- 伯太村 五百七拾壹石壹斗四合六勺
- 板原村 四百七拾貳石六斗貳合
- 下條大津村 六百八拾參石六斗七升五合貳勺
- 三上藩遠藤但馬守胤城領 貳千貳百八拾七石壹斗參升壹合參勺
- 父鬼村 壹百參拾五石八斗九升五合
- 若樫村 參百參拾四石四斗參升五合
- 南面利村 壹百貳拾八石九斗參升四合
- 善正村 壹百參拾七石貳斗五升
- 福瀨村 貳百四拾八石四斗貳升參勺
- 大野村 貳百五石參升六合
- 佛並村 四百拾參石六斗參升八合
- 坪井村 貳百參拾八石七斗參升七合
- 大澤村 四百四拾四石七斗八升六合
- 淀藩稻葉美濃守正邦領 九百貳拾八石參升參合六勺
- 井の口村 七拾壹石八斗貳升參合壹勺
- 忠岡村 壹百拾參石貳斗貳升壹合參勺
- 高月村 壹百四拾九石八斗九合六勺
- 和氣村 五百九拾參石壹斗七升九合六勺

關宿藩久世大和守廣業領 五千六百九拾九石九升八合參勺

- 室堂村 五百四拾石壹斗五升參合
- 和三田村 貳百九拾五石四斗五升五合參勺
- 三林村 壹百七拾七石四斗五合七勺
- 黑石村 參百五拾參石貳斗壹升七合
- 鍛冶屋村 貳百四拾四石參斗四升壹合
- 平井村 參百八拾壹石參斗壹升五合參勺
- 納花村 壹百六拾五石貳斗貳升參合
- 春木村 四百七拾參石四斗九升六合
- 久井村 四百壹石七斗貳升
- 下宮村 壹百九拾九石五斗七升九合
- 國分村 五百六拾五石壹斗六升七合
- 唐國村 四百九拾四石四斗貳升壹合
- 松尾寺村 參百拾八石六斗參合
- 內田村 五百五拾七石貳斗七合
- 九鬼村 壹百八拾七石七斗八升六合
- 小野田村 參百四拾四石九合
- 小泉藩片桐主膳正貞篤領 壹千九百九拾四石壹斗七合
- 肥子村 七拾貳石七斗貳升貳合
- 池上村 六百五拾參石七斗八升參合
- 下條大津村 貳百六拾壹石四斗五升六合
- 豐中村 六百拾四石六斗五升五合
- 北出村 貳百參拾七石貳斗參升九合
- 高月村 壹百五拾四石貳斗五升貳合
- 岸和田藩岡部美濃守長職預所 壹千九百拾參石七斗參合四勺
- 大津村出作 四拾九石貳斗七升四合四勺
- 助松村 八百八拾五石七斗六合貳勺
- 肥子村出作 五拾九石五斗七升參合貳勺

宇多大津村 六百八拾八石七升壹合六勺

肥子村出作 五拾九石五斗七升參合貳勺

一條院村 貳百參拾壹石七升八合

一橋大納言茂榮領 壹萬五千貳百四拾石四斗貳合四勺

- 池田下村 壹千參百五拾九石六斗壹升貳合五勺
- 坂本村 四百九拾四石四斗壹升貳合五勺
- 坂本新田 四拾七石六升五合
- 伏屋新田 六拾六石貳斗壹升
- 萬町村 六百拾七石四斗參升七合
- 浦田村 四百拾八石壹斗壹升參合
- 舞村 參拾壹石八斗五升五合
- 上代村 參百參拾四石壹斗壹升七合
- 王子村 參百貳拾參石七斗壹升八勺
- 尾井村 貳百參拾參石九斗參升七合
- 富秋村 壹百九拾五石參斗五升
- 上村 參百參拾貳石壹斗壹升八合
- 中村 四百拾石壹斗九升五合貳勺
- 太村 四百貳拾四石貳斗壹升貳合
- 北曾根村 壹百八拾四石壹斗八合四勺
- 二田村 貳百五拾石壹斗貳合七勺
- 森村 參百九拾四石壹斗九升九合九勺
- 南曾根村 壹百七拾九石參斗九升六合參勺
- 今在家村 參百拾四石九斗貳升八合參勺
- 南王子村 壹百四拾參石壹斗參升參合
- 桑原村 壹百參拾六石貳斗貳升六合
- 黑鳥村 七百八拾六石八斗七合七勺
- 池浦村 四百八拾六石六斗壹合
- 辻村 壹百貳拾五石八斗五升八合

- 穴田村 七拾八石參斗七升貳合
- 長井村 貳百八拾七石八斗七升
- 上馬瀬村 壹百七石貳斗八升五合
- 忠岡村 壹千壹石貳斗參升九合四勺
- 寺門村 壹百拾壹石九斗七升
- 觀音寺村 貳百四拾石五斗八升五勺
- 内畑村 壹千貳百參拾石九斗四升九合壹勺
- 千原村 壹百八拾五石六斗參升七合壹勺
- 府中村 壹千參百貳拾七石五升八合六勺
- 輕部新田 九拾四石八斗壹升壹合八勺
- 代官小堀數馬支配地 六百六拾四石五斗六升五合壹勺
- 三林村 參百五石八斗四升壹合四勺
- 北田中村 貳百五石參升八合
- 堂上施樂院領 壹百四石貳斗五升九合
- 尾井村 壹百四石貳斗五升九合
- 虫取村 貳百五拾七石六斗八升
- 宮村 貳百參拾參石九斗七升七合
- 下馬瀬村 六拾八石九斗五升六勺
- 寺田村 貳百六拾參石壹斗壹升六合參勺
- 今福村 壹百貳拾九石六斗四升貳合
- 小田村 七百拾五石壹斗四升貳合四勺
- 箕形村 四百七拾石四斗七升壹合參勺
- 綾井村 九拾參石參斗七升六合
- 上泉村 五拾貳石五斗六升七合
- 福瀬村 六拾五石壹斗六升四合七勺
- 岡村 八拾八石五斗貳升壹合

各領地の統一及び區畫の變遷

- 麾下林大學采地 壹百六拾石四斗四升八合
- 尾井村 貳拾石
- 麾下稻垣藤九郎采地 壹百九拾七石四斗七升五合
- 觀音寺村 壹百九拾七石四斗七升五合
- 細川家々臣長岡帶刀采地 貳拾壹石參斗七升
- 尾井村 貳拾壹石參斗七升
- 松尾寺領 拾七石參斗
- 松尾寺村 拾七石參斗
- 施福寺領 六石
- 槇尾山 六石
- 大威徳寺領 貳石壹斗八升
- 牛瀧山 貳石壹斗八升

尾井千原村 壹百四拾石四斗四升八合

一橋大納言茂榮領及び代官小堀數馬支配地は、明治元年の初め新に御料となりて、一橋家領は岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締に移り、代官小堀數馬の支配地は同年二月大阪裁判所農局の支配となり、寺領も同年五月十日・堂上家領及び麾下の采地も同月二十四日共に同大阪府司農局の支配に移

る。同月晦日一橋家藩屏に列し舊領故の如くせられたる爲め、同家領は岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締を解かれて其の領に復す。翌六月二十二日大阪府司農局の支配地は轉じて堺縣の管轄となり、翌二年二月十二日關宿藩の領地も復た同じく同縣の管轄に屬し、同年六月細川家臣長岡帶刀の采地は熊本藩の支配となり、同月諸藩版籍を奉還して知藩事を置かれしかば、堺縣及び伯太・三上・淀・小泉・岸和田・一橋・熊本七藩の管治たりしが、一橋藩管地は同年十二月二十六日・熊本藩管地は同年四月・岸和田藩預所は同年十二月ともに堺縣の管治に入り、同年七月十四日の廢藩置縣に依り、堺縣及び伯太・三上・淀・小泉五縣の管治たりしも、同年十一月二十二日の大改革に依りて全郡初めて堺縣の統管する所となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月には第十一區乃至第十四區の四區に分たれ、同七年一月二十二日には第二大區に屬し、同年四月十三日三小區内の五番乃至十一番組・四小區内の三番乃至八番組・五小區内の一番組・四番組に入りしも、小區内の番組は同九年十二月七日廢止せらる。同十三年四月十四日湊郡役所(後大鳥和泉郡役所と稱す)部内となり、同月二十三日參ヶ聯合に分れ、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日の毎町村制には六拾ヶ村は獨立し、貳拾五ヶ村は例外に依りて拾貳ヶ聯合を爲し、壹ヶ村は大鳥郡の壹ヶ村と聯合し、同十七年七月一日戶長役場管理區域の設定あるに及び、拾七ヶ戶長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

新郡設置後の町村異動

舊石高・反別・人口の現在町村別

かくて大鳥・和泉の兩郡は、四拾ヶ村・壹百七拾七大字を爲し來りしが、同二十九年四月一日本郡を設けられ、同三十一年六月一日より郡制を施行せられて自治の法人となり、同三十六年五月一日東横山・西横山の兩村を合併して横山村と改め、大正二年十一月一日向井村を向井町・同三年四月一日濱寺村を濱寺町・同四年一月一日高石村を高石町・同年四月一日大津村を大津町・同年十月一日湊村を湊町と改稱し、同八年四月一日西百舌鳥村・中百舌鳥村を合併して百舌鳥村と改められしかば、七ヶ村を減じ五ヶ町を増して、差引五ヶ町・參拾參ヶ村となる、其の壹百七拾七大字には異動なし。見稻薄に依れば、大鳥郡は米四萬參千貳百零六石參斗參升七合・和泉郡は同貳萬八千六百四拾貳石七斗六升四合と記せり。而して徳川氏の末造に於ける現在各町村の村高及び其の以後に於ける反別・人口等は、左に記する所の如し。

町 村 名	舊 石 高	町村制施行		町村制施行	
		明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 現在人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
三 寶 三 村	四三〇・二六〇	一四三・五〇七	四〇六	三七一・七〇〇	一、七七八
五 箇 莊 村	二、三六二・七六八	一、一七〇・六三三	一、五〇六	二、四〇・四〇六	二、三三七
向 井 町	六、〇八八・一、八九九	三、三三三・九〇一	一、一八六	一、一八六	二、三三一
輪 松 村	二、九七五・五五〇	一、五九一・〇〇五	一、一八六	一、一八六	五、三三四
湊 町	七、〇〇〇・九〇〇	四、六二二・三〇〇	二、五九六	六、二七〇	八、九三三
					四、七七六
					七、三三〇

町村名	舊石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口	町村制施行		大正元年十月末日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
		有租地	反別		當時の反別	當時の人口		
神石村	一、三六〇・〇三〇	一八、七〇〇	一、六七七	一、六七七	一、六八一元	一、六八〇	二、四五四	二、四六〇
踞尾村	一、四三〇・一八七〇	一八、七〇〇	一、七七七	一、七七七	一、八五七・七九八	一、八五三	二、三〇六	二、三三〇
濱寺町	三、三六六・六四七	三、四〇・五二七	三、三七一	三、三七一	三、三三〇・〇〇六	三、三三三	四、九四〇	八、五一一
鳳村	二、五五八・八三〇	一、五〇・四七四	二、四八七	二、四八七	二、六六〇・〇一〇	二、五七四	三、二七三	三、二五八
高石町	二、七九二・〇六九六	三、八六・六三九	三、三〇七	三、三〇七	三、四八・八六三	三、三五四	四、六七八	六、四〇四
取石村	一、八四八・九四〇八	一、四〇・〇三五	一、五三九	一、五三九	一、四八・六一六	一、七〇七	二、一三三	二、一〇八
鶴田村	三、三三四・六二六	二、六四・九六七	二、九三三	二、九三三	四、六六・〇六五	三、二六四	二、八四三	三、五三三
八田莊村	二、一八三・五五六〇	二、〇五・七四四	一、七六一	一、七六一	二、九一・一六六	一、八九九	二、一四九	二、二二五
深井村	一、八八八・九九〇	二、〇九・九九五	二、五〇九	二、五〇九	三、〇三・七一九	二、五九六	二、四六七	二、八三三
百舌鳥村	三、六八八・五三四〇	三、五二・三三二	三、二六六	三、二六六	四、四八・四九六	三、三三〇	四、〇一三	四、一八一
東百舌鳥村	一、三二一・〇四八〇	一、七三・三二七	一、八九五	一、八九五	二、三三・五三〇	一、四七九	二、一三七	二、四四六
久世村	二、四四七・五八〇	二、四二・八一七	二、七一九	二、七一九	三、八〇・〇〇〇	二、九二〇	三、〇八五	三、〇六六
東陶器村	一、九〇一・〇九〇〇	三、〇二・八一五	二、九五三	二、九五三	四、四〇・八九二	三、三三三	三、九三四	四、〇五一
西陶器村	一、八八七・二四四〇	二、四八・八八四	一、八九元	一、八九元	四、四八・五三三	一、九九三	二、一三六	一、八八五
北上神村	一、九七五・五九九	二、二五・一四二	一、四四〇	一、四四〇	二、三二・一〇二	一、四八八	一、五五五	一、五五八
上神谷村	三、三四九・三二五	八、二六・七七七	二、七六四	二、七六四	一、一四三・二三七	三、二九六	三、七七七	三、五二二

町村名	舊石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口	町村制施行		大正元年十月末日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
		有租地	反別		當時の反別	當時の人口		
美木多村	一、八四七・四一〇〇	一、五〇・四三三	一、六五六	一、六五六	八、七三・三二六	一、八七七	二、一三七	二、一五一
信太村	二、四二一・二四〇〇	一、八七・三二八	一、六三三	一、六三三	六、八一・四〇六	一、七五五	二、三九九	二、四二七
上條村	二、三三二・九七四六	一、五二・四八〇〇	一、九六六	一、九六六	二、七三・四〇八	二、〇六五	二、九六六	二、九四五
大津町	一、六八二・四七七三	一、五〇・三三〇	三、三三三	三、三三三	二、四一・六二二	三、四九一	五、四九九	七、六六九
忠岡村	一、八三一・九九六九	一、六二・一三三	二、〇三三	二、〇三三	二、三三・〇八八	三、三三三	三、〇〇〇	三、一七七
穴師村	二、五五七・六一五〇	二、二五・一三三	二、四四〇	二、四四〇	二、六九・四一八	二、二四六	二、六三七	三、四四四
國府村	二、九六六・八七七七	二、一八・九四三	一、九九七	一、九九七	二、五八・三三〇	二、〇二一	二、五二五	二、八二二
伯太村	二、〇一一・六九三三	一、五七・〇九三	二、一三四	二、一三四	二、七六・六五〇	二、四〇一	二、三三三	二、三三三
南王子村	一、四三三・三三〇	九、九三二	二、一四五	二、一四五	一、三三・五六〇	二、七九	三、六四七	二、七四三
郷莊村	一、八五六・三二二	一、五七・七二二	一、四六三	一、四六三	二、九七・七五〇	一、九六六	一、六四九	一、七六六
北池田村	二、〇一三・〇四三	一、七三・三〇七	二、一一四	二、一一四	三、七七・〇七七	二、三三三	二、八七一	二、七八五
南池田村	三、五三三・五五七七	三、四二・八九六	二、五四七	二、五四七	八、四二・七四四	三、一〇〇	四、一七九	四、一九七
横山村	二、二六三・〇七〇	八、四四・〇三九	二、六三三	二、六三三	一、三四・四七九	三、一七三	四、四六八	四、三三六
南横山村	三、四〇〇・九三〇	一、四三・五三二	一、二二八	一、二二八	三、五三・一六八	一、四三三	一、九七七	一、七七七
北松尾村	一、七六五・二五五六	一、四〇・〇二二	一、二五八	一、二五八	三、三〇・一八〇	一、四四三	一、八五五	二、一五五
南松尾村	一、六四五・二一一〇	三、三六・六〇九	一、八四一	一、八四一	五、六〇・二二六	二、一五五	二、七七三	二、四八五
山瀬村	一、六七七・九五一	五、五八・八〇八	一、七五七	一、七五七	六、六一・三〇三	二、四四六	二、三三三	二、四一一

合	計	八、四、五、一、五〇〇	九、一、五、一、九〇〇	七、九、六、三、三	一、五、一、五、九、三、三	六、三、五、四	一、三、六、二、二	一、三、三、六、三
---	---	-------------	-------------	-----------	---------------	---------	-----------	-----------

備考 前に記せる大鳥・和泉兩郡の幕末に於ける各領管石高の七萬六千五百四拾參石貳斗八升四合參勺に比し、五千九百拾四石九斗七合七勺を増加するは、明治四年九月國界の改定に依り、攝津國住吉郡より編入したる諸村の六千貳拾石壹升五合八勺を加へたるも、同十二年十一月堺地續新田・同二十七年二月向井村大字七道領を堺市に編入したる爲め、堺地續新田の四拾九石參斗貳升參勺及び七道領の五拾五石七斗八升五合壹勺、合計壹百五石壹斗八合壹勺を減じたるに依る。又大正九年十月一日國勢調査の本郡人口は拾壹萬六千人なるも、そは本書脱稿後堺市に合併せられたる向井町・湊町を省けるものなるを以て、本表には同調査に依れる向井町の八千九百九拾貳人・湊町の七千貳百九拾人、計壹萬六千貳百八拾貳人を堺市の人口より除きて、本郡人口に加算せり。

歴代郡長

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
小菅 清直	明治十三年四月十六日	明治十四年二月廿四日	
大草 三重	同 十四年二月廿五日	同 十四年八月廿六日	病死
森田 稔	同 十四年九月五日	同 十六年十二月廿二日	

湊郡役所 (大島郡役所)

松山 範治	同 十六年十一月廿二日	同 十七年十月一日	
鈴木 信道	同 十七年十月一日	同 十九年八月廿五日	
小向 寛雄	同 十九年八月廿五日	同 二十年十一月廿九日	堺區長より兼務
櫻井 義起	同 二十年十一月廿九日	同 二十二年九月十一日	
島田 祐信	同 二十二年九月十一日	同 二十六年五月卅一日	
川越 重德	同 二十六年五月卅一日		

泉北郡役所

川越 重德	明治二十九年四月一日	明治二十九年四月廿一日	
小河 忠夫	同 二十九年四月廿七日	同 三十五年十月十七日	死亡
本多 常行	同 三十五年十二月十日	大正二年五月廿七日	
木村 寛	大正二年五月廿七日	同 七年十一月廿二日	
清水 篤太郎	同 七年十一月廿二日	現任	

第一項 三寶村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、南島新田・山本新田・平田新田・彌三次郎新田・鹽濱新田・若松新田・松尾新田の七新田は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、各新田中人口を有するものは南島・山本・松屋の三新田のみにして、此の三新田は寶曆年間に開墾せられし所なるを以て、其の意を探りて三寶村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて大島郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

大字 南島

本地は古來攝津國住吉郡に屬し、大和川流末の南岸なる敷津浦の寄洲なりしが、同國東成郡敷津村大字北島(即ち舊北島新田)の條に記せしが如く、同地と本地とは大坂淡路町二丁目加賀屋甚兵衛の河内國丹北郡油上村土橋彌五郎と共に開拓せし所にして、本地は寶曆元年十一月竣成檢地を受け、住吉郡に屬して南島新田と名づけ、大和川の北なる北島新田を加賀屋甚兵衛の所有となし、同川の南なる本地を土橋彌五郎の所有と爲せり。開發當時の反別は拾貳町九畝六歩なりしも、其の後異動せる所有者に於て増墾

せり。即ち大坂の人長濱屋源右衛門(姓は板倉)は貳町貳反參畝貳拾四歩を開墾して寶曆六年十一月に檢地、堺の人小間物屋嘉兵衛(姓は高田)は貳反四畝六歩を開墾して安永七年十二月に檢地、大島郡深井村の人外山平七郎は四反八畝貳拾七歩を開墾して嘉永二年十二月に檢地せられ、以て現形を爲し來りしが、明治四年九月和泉國大島郡に轉屬し、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字南島と稱す。大和川堤防に沿へるを以て、同川堤防決潰の害を蒙りしこと少からず。即ち享和元年五月十五日同川堤防決潰の爲め土砂入の被害を受け、同川堤防に水神と呼べる叢祠のある所は當時決潰の址なり。文化元年八月二十九日同川堤防破壊の爲め再び土砂入となり、同川堤防の字工藤の切所といへる所は當時決潰の址なり。此の兩回に亘れる土砂入の爲め、水田は皆無に歸して畑地のみとなる。

月洲神社は東北字工藤にあり、住吉大神・水分大神・生玉大神を祀れり。寶曆四年九月二十三日日本地開發者彌五郎の勸請に係り、社名の月洲は築洲の換用にして、社地の築洲なるより附せし稱ならん。圓形を爲して四百參拾貳坪の境内を有し、前面には石の玉垣を繞らし、後方は大和川の堤防に沿ひ、老楠鬱茂して本殿・拜殿・神具納家を存し、天保五年六月の再建なり。末社は西小社・幸高神社・水神社あり。明治五年村社に列し、同四十四年五月神饌幣帛料供進社に指定せらる。氏は本地一圓にして、例祭は十月五日なり。

本地は開發の初めより徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め

新に御料となりて、同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年二月二十四日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制度あるに及び、同五年二月和泉國第二區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まり、同年四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日山本新田・平田新田・彌三次郎新田・鹽濱新田・若松新田と六新田聯合し、同十七年七月一日第五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字山本

本地は堺の人山本茂兵衛の開墾せる所にして、寶曆二年十月檢地を受け、開發者の姓を採りて山本新田と名づけ、大鳥郡に屬し、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字山本と稱す。萬延二年四月火災に罹り、部落全部の拾餘戸を焼失し、土地に關する書類等も悉く燒亡せしといふ。

本地は開發の初めより徳川氏代官の支配となり、以後の管轄及び區畫の變遷は、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月二十四日大阪裁判所司農局の支配に移るまでの間、岡部筑前守・渡邊丹後守

の當分取締となりたるの外は、大字南島に同じ。

大字平田

本地は大和川の流末にして、平田川といへる支流なりしを、大坂の人長濱屋源右衛門(姓は板倉)に開墾せられて壹町六段七畝歩を得、明和二年三月檢地を受け、平田新田と名づけて大鳥郡に屬し、後壹町貳畝貳拾壹歩を増墾して、天保五年八月檢地せられ、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字平田と稱す。

本地は開發の初めより徳川氏代官の支配となり、以後の管轄及び區畫の變遷は、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月二十四日大阪裁判所司農局の支配に移るまでの間、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりたるの外は、大字南島に同じ。

大字彌三次郎

本地は延享三年十二月幕府の許可を受け、河内國丹北郡油上村土橋彌五郎開發に着手し、壹反四畝歩竣功して安永七年十一月に檢地を受け、長子彌三次郎の名を採りて彌三次郎新田と名づけ、攝津國住吉郡に屬し、ついで參反七畝貳拾四歩を増墾して明和二年三月に檢地を受け、明治四年九月和泉國

大鳥郡に轉屬し、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字彌三次郎と稱す。大字南島と同じく享和元年五月十五日・文化元年八月二十九日の兩度大和川堤防破壊し、同川流出の土砂に埋められ、水田皆無に歸して畑地のみとなる。

本地は開發の初めより徳川氏代官の支配となり、以後の管轄及び區畫の變遷は、大字南島に同じ。

大字 鹽濱

本地はもと海濱製鹽の地なりしが、大鳥郡深井村の外山平七郎・堺の小山屋久兵衛(姓は野)の兩人共同して、天保十二年八月之が變換開拓着手し、弘化四年三月竣成せり。依て鹽濱新田と名づけ、大鳥郡に屬し來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字鹽濱と稱し、南方・北方に分る。此の南方・北方といへるは、開發竣成のとき、開發者兩人の出資高に依り、外山平七郎の歩合を六一四・小山屋久兵衛の歩合を三八六とし、以て其の所屬を定め、外山平七郎の分を南方・小山屋久兵衛の分を北方と呼びしより、因襲して今に至るものなりといふ。明治十五年十一月十五日海岸の堤防高浪に破壊せられて全部其の害を被りしも、多額の費用を投せられて復舊せり。

本地は弘化三年より徳川氏代官の支配となり、以後の管轄及び區畫の變遷は、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月二十四日大阪裁判所司農局の支配に移るまでの間、岡部筑前守・渡邊丹後守の當

分取締となりたるの外は、大字南島に同じ。

大字 若松

本地は松屋新田の接續地たりしを、住吉郡北花田村澤池久三郎(今の大字南島黒田恒治氏の父なり)の妻つる、幕府の許可を得て嘉永元年四月之が開拓に着手し、同六年十一月竣功せり、依て若松新田と名づけ、大鳥郡に屬し來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字若松と稱す。然るに是れより先、明治四年五月十八日海嘯の爲め防波堤全部破壊し、部落の人家拾貳戸は流失し、人口六拾餘人の内四拾參人は溺死せり。其の後防波堤復舊工事成りしも、僅少部分の原野地に起返りたるの外は再墾計畫中に屬し、今尙鐵下年季中の無稅地なり。

本地は安政七年より徳川氏代官の支配となり、以後の管轄及び區畫の變遷は、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月二十四日大阪裁判所司農局の支配に移るまでの間、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりたるの外は、大字南島に同じ。

大字 松屋

本地は大和川流末海邊に沿へる所なりしを、延享二年三月堺の人松屋作右衛門埋立の許可を得て開

發に着手し、四町五反七畝拾五歩を竣成し、寶曆二年七月檢地を受け、其の屋號を探りて松屋新田と名づけ、大鳥郡に屬す。是れ本地開發の初めにして、以後數次に増墾せられて現狀を爲せり。即ち堺の小山屋吉兵衛の手に成りて檢地ありしは、安永七年十月の壹反九畝貳拾四歩・明和元年八月の參町五反參畝拾八歩・同七年十月の五畝拾貳歩・寛政十一年十月の壹町八反貳畝歩、大坂淡路町小西屋ゑいの手に成りて檢地ありしは、文化十二年十月の五町參反八畝拾八歩・文政八年十月の拾町七反八畝九歩・天保十一年八月の貳町壹反參畝拾八歩・同十三年五月の拾貳町五反九畝拾七歩・弘化四年の八反參畝六歩、及び澤池つる(澤池久三の妻)の文化元年に出願して開發したる戌開(俗に鶴松と呼ぶ)の參町五反四畝拾貳歩是れなり。明治四年五月十八日海嘯の爲め海岸堤防破壊せられて、本地及び他の各大字に亘りて新田全部鹽入の被害あり、同二十四年八月十六日復た海嘯の爲め海岸堤防破壊して本地の全部は再び鹽入の害を蒙れり。同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字松屋と稱す。

田守神社

田守神社は東北字宮の前にあり、天照皇大神・天兒屋根命・譽田別命を祀れり。本地開發者松屋作右衛門の延享二年八月二十三日に勸請せし所なりといふ。明治五年村社に列し、大正四年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百參拾貳坪を有し、本殿・拜殿・神具納家を存す。末社に茅渟社・若松神社・籠守神社・興津神社あり。氏地は本地一圃にして、例祭は十月五日なり。

本地は檢地のありたる寶曆二年より徳川氏代官の支配となり、以後の管轄及び區畫の變遷は、明治元年の初の新に御料となりて、同年二月二十四日大阪裁判所司農局の支配に移るまでの間、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同十四年三月五日聯合を離れて一村獨立したるの外は、大字南島に同じ。

大字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 現在人口	町村制施行 當時の人口	町村制施行 當時の人口	大正元年三月三十一日 現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
南島	二六・四一〇	一〇・六三三	一一七	二六・〇〇〇	一四五	—	—
山本	四六・六六〇	三二・七〇七	六	五二・九三六	六九	—	—
平田	六八・一七〇	三二・九一八	—	五・六三九	—	—	—
彌三太郎	四〇・〇三〇	一四・三三三	—	三一・五二三	—	—	—
鹽濱	八一・〇一〇	二五・〇三三	—	四・六二四	—	—	—
若松	一〇・一七〇	七・六二二	—	七・六二二	—	—	—
松屋	一六・一一〇	五・一四七	一一	一六・〇一五	二二	—	—
計	四四・六六〇	一四・五〇七	四六	二七・六二二	四六	—	—

第二項 五箇莊村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、船堂村・花田新田・庭井新田・萬屋新田・淺香

山・大豆塚村・奥村・北花田村の八ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地の多くは往時の五箇莊に屬せしに依り、其の舊莊名を採りて五箇莊村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて大島郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

大字船堂

本地は古來攝津國住吉郡に屬し、もと五箇莊の内にして船堂村せんどうと稱し、明治四年九月和泉國大島郡に轉屬す。字地に東船堂・西船堂・觀音といへるあり、攝津志村里の條に「船堂屬邑三」と記せるは、此の字地を指せるものならん。寶永元年新大和川の開鑿に依りて、反別參町貳畝貳拾六步半・村高參拾四石七升八合壹勺の地は同川敷地となる。

白王寺は字新堀にあり、摩尼珠山と號し、黃檗宗萬福寺末にして藥師如來を本尊とす。傳へいふ、僧空海如意輪觀音堂を建て置きしに、白河法皇高野參詣の途次御輦の雙輪破損せしを以て、此の地の逗留三日に及びし時、堂下に淨泉阿闍井あり、空海の加持に依りて得たるものなりと聞き、大に讚美して白王子と號せしめ給ひしと。七堂伽藍備はりて宏壯華麗を極めたりしが、慶長年間兵燹に罹りて灰燼と化し、爾後篤信者に依りて再建せられたるも、遂に往時の觀に復する能はずして今に至る。境内

白王寺

正覺寺

心念寺

は五百八拾九坪を有し、本堂・庫裏・土藏・表門・地門を存す。

正覺寺は字北にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開創の年月は詳ならず。天和三年四月本願寺に歸參の節寺號を定め、本尊を安置す。本尊は其の彫刻頗る奇拔なり。境内は壹百五拾四坪を有し、本堂・太鼓樓・門を存す。

心念寺は字田中にあり、融通念佛宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は六拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に地藏堂あり。

本地は延寶元年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに新に御料となりて、同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、翌二月二十四日堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同年四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字花田

本地は古來攝津國住吉郡に屬し、もと五箇莊の内にして池沼の地なりしを、元祿年間開拓して花田新田と呼び、明治四年九月和泉國大鳥郡に轉屬し、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字花田と稱す。

本地は寶永元年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至る。以後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日萬屋新田・庭井新田と三新田聯合したるの外は、大字船堂に同じ。

大字庭井

本地は古來攝津國住吉郡に屬し、もと五箇莊の内にして庭井村・庭井村流作新田・庭井新田の三ヶ村たりしが、寶永元年大和川の開鑿に依り、庭井村高貳百拾貳石六斗七升參合の内四拾貳石四斗壹合九勺・庭井村流作新田高貳拾四石壹斗四合・庭井新田高壹百七石參斗四升參合の地は、同川以南となりて、明治四年九月和泉國大鳥郡に轉屬し、同八年五月合併して庭井新田と改め、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字庭井と稱す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日萬屋新田・花田新田と三新田聯合したるの外は、

大字船堂に同じ。

大字萬屋

本地は古來攝津國住吉郡に屬し、享保七年堺の人萬屋善兵衛の開拓せし所にして、同十三年幕府の檢地を受け、其の屋號を採りて萬屋新田(西萬屋新田に對して東萬屋新田の名あり)と呼びしが、明治四年九月和泉國大鳥郡に轉屬し、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字萬屋と稱す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日花田新田・庭井新田と三新田聯合したるの外は、大字船堂に同じ。

大字淺香山

本地は古來住吉郡に屬し、もと淺香山及び淺香山流作新田の二ヶ村たりしが、明治四年九月和泉國大鳥郡に轉屬し、同八年五月合併して淺香山と稱す。大和川の南岸に沿ひ、淺香右近將監宗勝の城を築きて南朝に應せし所にして、同氏累世之に據り、文龜元年落城しけるに、其の裔淺香善右衛門宗胤に至り、祖先の緣故を以て城跡全部を豊臣秀吉より附與せられければ、宗胤之を開發し、片桐東市正に檢地せられて村高壹百四拾石壹斗壹升となりしも、寶永元年の大和川轉鑿に際し、反別六町九反八畝八

浅香 浅香 浦

歩・村高八拾四石九斗七升壹合(浅香氏山譜書には八拾貳石貳斗貳升八合とあり)の地は土砂捨場となりて、丘阜の高さを増せしならんも、其の以前より已に小高き所なりしを以て城の如きも設けられ、浅香山の地名をも爲し來りしものなるべし。浅香の地名に就ては俗傳あり、之に依れば下に引用せる太子傳曆に見ゆる香木、本地の濱に打寄せたるより此の名起れりといふ。浅香瀉又は浅香浦といへるは、共に往時に於ける本地海濱の稱たりしならん、古詠あり。

太子傳曆 推古天皇三年乙卯春三月、土佐南海夜有大光、亦有聲如雷、經三十箇日矣、夏四月着淡路島南岸、島人不知沈木、以交薪燒於竈、太子遣使令獻、其大一圍、長八尺、其香異薰、太子觀而大悅奏曰、是爲沈水香者也、此木名梅檀香木、生南天竺國南海岸、夏月諸蛇相繞、此木冷故也、人以矢射、冬月蛇蟄、即斫而採之、其實難舌、其花丁子、其脂薰陸、沈水久者爲沈水香、不久者爲浅香云々、

浅香 瀉

萬 葉

浅香瀉しほひのゆたにおもへらばうけらか花の色に出めやも

讀人しらす

夫 木

あさか瀉うけらか花のいとよまた色こそ見えれけふしくれつゝ

知 家

同

山こしに煙そみゆる浅香かたからき戀する海士のしほさか

後一條關白

浅香 浦

萬 葉

夕されは鹽みちきなん住吉の浅香のうらに玉もかりてな

弓削皇子

新後撰

住吉の浅香の浦のみをつくしさてのみ下に朽やばてなん

行 能

新 千

玉藻かる方やいつこそ霞たつ浅香の浦の春のあけほの

爲 明

稻荷神社

稻荷神社は字狐塚にあり、塚は一に山に作る。社は明治四十一年九月二十六日大字北花田字高宮の村社華表神社に合祀せられしも、近頃復た舊地に復して浅香山教會に於て守護せらる。浅香小兵衛宗寛の手に成れる寶永二年正月の稻荷御社建立記(浅香山由緒書參看)に依れば、寶永元年二月十五日より大和川の掘割始まり、堀川奉行大久保甚兵衛は喜連村に・同伏見主水は河州住道村に・同萬年長十郎は荻田村に各本陣を取り、代官石原新左衛門は同年四月十三日小兵衛を呼び出して、浅香山の全部壹百四拾石を御用地と爲すべき旨を達し、本地全部は同川敷と定まり、狐塚も潰地とならんとしけるに、塚に不思議のこと多くして掘割がたきを以て、川筋を杉本村・山の内村に附替へとなり、本地は川違の都合に依りて其の三分の一を殘し、其餘を大和川の土砂場と爲すべき旨を達せられ、狐塚も潰地となることを免る。狐塚は往時御城のありし時の鎮守の社址なりと傳へしが、此の大和川の轉鑿に當りて一旦御用地に決定したる本地が、其の御用地たるを免れ、且部下人足等の無恙勞働に従事するを得るは、如何にも不思議の至りに堪へず、是れ全く同塚大明神の加護ならんと小兵衛深く感せしかば、新川の鎮守として稻荷社建立を企て、社殿を六尺に五尺五寸、拜殿を桁行參間・梁間貳間と定め、同年七月八日出願したるに幕府の許可する所となり、且人夫百人を寄附せられければ、之が建築に着手して十月上旬に竣功し、同月十日生玉南坊の別當に依りて遷宮式を擧げ、代官より百五拾石を寄附せらる。建社の

費用は銀參貫貳百八拾五匁にして、内百五拾匁は前記公儀の寄附、四百七拾四匁は信者より寄附し、残り貳貫六百六拾壹匁は小兵衛の支出たり。堀川竣成につき、同月十三日堀川奉行は江戸に歸られしも、同奉行中大久保甚兵衛(大隱守)は堀川の竣成と同時に大坂町奉行に轉じ、十二月八日社參ありて石燈籠壹對(現存して寶永元年十一月十五日と刻せり)を寄附し、且其の堀川奉行勤務中和州高取城主植村右衛門佐に對して、吉野山の櫻苗壹千株を當社に寄附すべき約束を爲し置きたるを以て、同樹苗の受取に行きて土砂場に植付くべき旨を小兵衛に告げ、尙氏子もなく特に高場所にて風損も嵩むべきにつき、後世に永續せんこと覺束なし、永續すべき見込の筋あらば、予が在職中に願すべしと諭せしは、其の如何に建社の學を贊し、小兵衛に力を添へしことの密なりしかを推想せしむ。翌九日大坂川口船手奉行松平孫太夫社參ありて手水鉢壹基を寄附し、翌二年五月和州高取城主植村右衛門佐より櫻苗壹千本の寄附ありしかば之を植付け、同年六月八日當社繁昌の爲め、境内に於て諸藝興行及び新茶屋株五軒の特免を出願せしに、茶屋株は間口四間・抱女貳人と定めて許可せらる。同年十二月十六日大和川の替地讓渡の爲め、總高壹百四拾石の内八拾貳石貳斗貳升八合は大和川土砂捨場となり、殘高五拾七石八斗八升貳合は從來の通り所持すべき旨達せられ、河州久寶寺村に於て替地八拾石餘を下附せらる。然るに當社殿の建設に引續き御供所並に鳥居等の建立に出費多かりしを以て、小兵衛は借金を生じ、右久寶寺村に得たる替地を壹百貳拾兩にて同村市右衛門に賣却し、以て借金償却の資に充てしといふ。爾後淺香家の子孫庄

屋兼神主となりて奉仕せし所にして、社北の淺香山は松樹鬱葱として霞香遠く鬩き、從來好景遊賞の地たりしが、近時更に小徑を林間に通じ、旗亭茶店は彼此に設けられて來集の人に便しければ、社參者遊賞者の杖を曳くもの漸次多きを加へ、土地は爲に發展せり。

本地は前記の如く豊臣氏より與へられて淺香宗胤の領地たりしが、大坂落城の後元和二年大坂城主松平下總守より堺町奉行長谷川左衛門尉を以て、役義相勤むべき旨を諭されしに對し、老衰の故を以て固辭しければ、祖先の由緒を以て諸役並に苗字帶刀を許され、土地は其の所有なるも年貢上納を命ぜられて徳川氏代官の支配となる。(村高五拾七石八斗八升貳合の内、貳拾九石參斗四升九合を新之助方・貳拾五石六斗八升を新次郎方・貳石八斗五升參合を流作といふ。)以後の管轄及び區畫の變遷は、大字船堂に同じ。

大字 大豆塚

本地は古來攝津國住吉郡に屬し、もと五箇莊の内にして大豆塚村と稱し、明治四年九月和泉國大島郡に轉屬す。攝陽群談には「一本東生郡に屬するの説あり」と記すれば、同郡に屬せしことのあるものによ、後考を俟つになん。寶永元年新大和川の開鑿に依り、反別壹町貳反壹畝拾四步・村高拾七石六斗七合の地は同川敷となる。

西願寺は字中筋にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百

六拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は寛文三年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至る。以後の管轄及び區畫の變遷は、大字船堂に同じ。

大字 奥

本地は古來攝津國住吉郡に屬し、もと五箇莊の内にして奥村と稱し、明治四年九月和泉國大鳥郡に轉屬す。寶永元年新大和川の開鑿に依り、反別五町參反六畝歩・村高五拾貳石六斗四升七合の地は同川敷となる。

曼陀羅寺は字東にあり、融通念佛宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は九拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は寛文三年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至る。以後の管轄及び區畫の變遷は、大字船堂に同じ。

大字 北花田

本地は古來攝津國住吉郡に屬し、もと五箇莊の内にして北花田村と稱し、明治四年九月和泉國大鳥

曼陀羅寺

華表神社

郡に轉屬す。字地に宮といへるあり、攝津志村里の條に「北花田屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるものならん。寶永元年新大和川の開鑿に依り、反別七町七反五畝貳歩・村高九拾壹石七斗壹升參合の地は同川敷となる。

華表神社は西方字高宮にあり、素盞鳴命・譽田別命・宇賀御魂命を祀れり。社記に依れば、素盞鳴命は仲哀天皇九年十二月神功皇后筑紫に凱旋し、翌年三月攝津國難波に至り給ひしときに鎮座あらしめ給ひ、宇賀御魂命は嵯峨天皇の弘仁元年五穀成就の爲め沙門空海の勸請なり。後、後醍醐天皇の元亨元年山城國男山若宮八幡を勸請して供料參百石を寄せられ、勅願所となりて多聞院・東坊・明王院・威徳院・西坊・乾坊・無量壽院の七房建てられ來りしが、織田信長に供料を沒收せられ、法燈滅じて一ヶ寺を存したりしも、明治維新後の神佛分離に際して寺は廢絶し、社は同五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十一年九月十六日大字中筋の無格社廣田神社(天照皇)・大字淺香山字狐山の同稻荷神社(宇氣母智神・後田毘古神・大宮比賣命・大國主命・大年神)・大字船堂字新堀の同産土神社(大年神・市杵島姫命・譽田別命・進雄命)・字金杭の無格社大歲神社(大歲)・大字奥字北の村社天照大神社(天照皇)・大字萬屋字花田の同菅原神社(菅原)を合祀せり。境内は貳千七拾九坪を有し、本殿・拜殿・神饌所を存す。末社に玉屋神社・太神社・瀧神社あり。氏地は本村全部にして、例祭は十月五日なり。

地藏寺は字北筋にあり、融通念佛宗來迎寺末にして地藏菩薩を本尊とす。草創の年月は詳ならざれ

地藏寺

ども、本尊は元亨三年法明上人の安置なりといふ。境内は九拾參坪を有し、本堂・庫裏・門・納家を存す。外に観音堂あり、堂に安置せる如意輪観音像は優秀の彫刻なり。

本地は承應二年より麾下今井九郎半の采地となり、同氏世襲して同彦次郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、翌二月二十四日堺縣の管轄に轉す。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字船堂に同じ。

大字	字	一 舊	石	高	明治八年改正 有報地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年五月二日 國勢調査の人口
船堂		五〇・三〇九			五〇・三〇九	五〇一	五五・九〇五	五九一		
花田		六・八二〇			六・六五三	五	八・五三二	八三		
庭井		一七三・八四九			一〇・九二三	五	二九・四六一	八三		
萬屋		九・五〇〇			三・一一五	三	一・二四四	六五		
淺香山		五七・八二〇			一・四三三	四	一〇・四八八	三五		
大豆塚		三〇・九二〇			一〇・三〇一	三	二六・五〇九	二九		
奥		三三・七九〇			一一・一〇一	一	三三・一〇四	三三		
北花田		九三・六三〇			五七・二二一	四	七五・三三四	五五		
計		二、三六・一七四			一七・七三九	一、五四六	二四〇・四三六	一、八四八	二、三三七	二、三四一

第三項 向井町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、西萬屋新田・遠里小野村・北莊村・中筋村・七道村の五ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、向井神社の名を採りて向井村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて大鳥郡所屬たりしが、明治二十七年二月十日大字七道を割きて堺市に編入し、同二十九年四月一日泉北郡に屬し、大正二年十一月一日より向井町と改稱せらる。

大字 西萬屋新田

本地は古來攝津國住吉郡に屬し、享保七年堺の人萬屋善兵衛の開墾せし所にして、同十三年幕府の檢地を受け、其の屋號を採りて西萬屋新田と名づけ、明治四年九月國界の改定に依りて和泉國大鳥郡に轉屬す。

本地は開發の初めより徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに御料となりて、同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同

年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年二月二十四日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同年四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同明二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日遠里小野村・北莊村・七道村と四ヶ村聯合し、同十七年七月一日第一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字遠里小野

本地は古來攝津國住吉郡に屬し、遠里小野村と稱す。寶永元年新大和川の開鑿に依り、兩分せられて本地は其の河南となり、明治四年九月和泉國大鳥郡に轉屬す。故に舊郷名・村名及び戰場となりし事蹟の如きは、總て今の東成郡墨江村大字遠里小野に同じ。

堺市上水道
水源地

堺市上水道の水源地は大和川の南岸にありて、本地及び大字北莊・同中筋の三大字に亘り、八町七反八畝歩餘の廣さを有す。同上水道は同市清水に乏しく、同市の井戸は六千七百六拾八の多きに上りしも、其の内飲料に適するものは壹千參百八に過ぎずして、衛生上の不安大なりしかば、上水道敷設の議は同市の輿論となり、明治三十三年度に於て上水道敷設調査の費用を市會に要求し、以て之が調

査を開始し、爾來幾多の迂餘曲折を経て、同四十年十一月七日水道敷設の許可を得、諸般の設備を爲し、市債を起し、國庫補助金(拾五萬圓)を仰ぎ、翌四十一年八月二日より工事に着手し、拮据經營十八ヶ月を経て、同四十三年一月十二日竣功式を挙げ、同年四月二十三日通水式を行ひ、人口八萬人に達するまでの給水量を有せり。當所は即ち其の水源地にして、水源地及び送水管等の全部に亘りて要したる費用の決算額は、六拾八萬五千四百拾貳圓拾八錢壹厘なりといふ。

本地村高七百四拾壹石五斗八合九勺の内、八拾八石壹升九合は元和元年より麾下今井彦次郎の采地となり、其の壹百壹石參升貳合八勺は寶永二年より住吉神社領となり、其の五百五拾貳石四斗五升七合壹勺は天明七年より徳川氏代官の支配たりしが、住吉神社領は明治元年五月十日・麾下今井氏の采地は同月二十四日の公布に依りて、共に大阪府司農局の支配に移り、徳川代官の支配地は文化四年大坂城代松平能登守の役知に轉じ、同九年再び徳川代官の支配に歸し、同十年大久保加賀守の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて翌六月大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、翌二月二十四日堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字西萬屋に同じ。

大字北莊

本地は古來攝津國住吉郡に屬して北莊村と稱し、明治四年九月和泉國大鳥郡に轉屬す。もと榎津郷の内ならん。村名の起原に就ては、舊志に見ゆる所なきも、堺市の北莊に亘りて同市街と區別なかりしを、後何れの時にか堺の市街と分離して一村を設け、舊稱に依りて北莊村と稱せしものならん。元祿年間の地圖に、堺の舊外農人町を北莊村と記するを以て見れば、當時同町は本地の内にして、其の堺の市街に入りしは其の以後なるべし。寶永元年新大和川の開鑿に依りて、反別壹町八反五畝六歩・村高貳拾八石九斗八升四合の地は同川敷となる。

東方高地の邊は岡陵の狀を爲し、其の脈は北は住吉に連り、南は大字中筋及び船松村の東部に走れり。岡陵の西崖は古の海濱にして、西部の低地は泥沙の海底を埋めて漸次陸地を爲せしものなるべし。高地の南邊は堺市濫觴の地にして、三國ヶ辻及び堺王子のありし附近其れならん。三國ヶ辻は攝・河・泉の境にして、本地と大字中筋との界にあり。堺王子の址は今王子ヶ上と呼び、同所にありし堺王子は、熊野王子記に「堺王子、又日向井王子」と見え、熊野御幸記に「建仁元年十月十六日、今日御馬參堺王子」と見ゆるもの是れなり。元祿年間堺の湯野町に遷座し、址は三味のある所となれり。同堺王子の舊址なる此の王子ヶ上は、同王子社の上部なるより唱へし稱なるべきも、之に就て諸説あり、即ち泉州志には、姓氏錄和泉國諸蕃に「凡人中家、山代忌寸同祖、百龍王之後也」と見ゆる凡人中家の舊蹟なりとし、或は皇子ヶ飢にして菟道太子の此の邊にて飢死し給ひけるより起れりといひ、或は祖

堺王子の址

戸立野

父ヶ上なりとし、祖父ヶ上附近にはまた祖母ヶ懐の名ありといふ。共に誤説俗傳從ひがたし。而して此の王子ヶ上附近には、戸立野とたてのの名ありしといふ。古詠あり。

いづみなる堺の浦の戸立野に春はあけたるかきわらひかな

讀人しらす

首截地藏

首截地藏はもと王子ヶ上の南なる字高辻にありしが、今は移りて西南方堺市材木町東四丁の東に當れる所にあり。傳へいふ、昔王子ヶ上の北邊なる草庵の傍に藁屋の辻堂ありて、西國順禮の高野山に至るもの、休所たりしが、毎夜奇怪のことあり、或る夜道行く人化生の者に會合して之を截留めけるに、翌日之を見れば此の石地藏尊なりしかば、是れより首截地藏の名を爲し、其の太刀疵の痕は今に残れりと。

新井戸 壘井戸

同地藏の西邊に新井戸あり、其の少し北なる岡村平兵衛氏の邸に壘井戸あり。壘井戸(一名今林井)は文明四年今林五郎三郎より代々傳へ、寛永より萬福寺の支配となり、井戸守に壘ありしより此の異名を爲せりと。兩井とも良水にして、水道敷設前までは堺市民の用水に供せられ、特に壘井戸は秀吉の茶の湯の用水たりしと傳ふ。

北今池

北今池は北方大字遠里小野に接するの邊にあり。池は弘治三年正月六日の夜、靈夢に依りて淨得寺住僧の阿彌陀佛の尊像を感得せし所なりと傳へ、池側に辨財天の小祠を存す、今池辨天是れなり。辨天は住時より禪通寺の支配たりしといふ。

眞光寺

眞光寺は字登り落にあり、嶺草山觀月院と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。承應三年二月の創建なり。境内は壹百八拾參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に觀音堂あり。

誓源寺

誓源寺は字三藏口にあり、柳樹山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。永正七年十一月の創立、經應の開基なり。もと東成郡平野郷町大字平野背戸口町にありしが、明治三十九年十月九日當所に移轉せり。境内は九拾九坪を有し、本堂・庫裏・座敷を存す。

本地は元和元年より堺町奉行の支配たりしが、元祿四年徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、翌二月二十四日堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字西萬屋新田に同じ。

大字 中筋

本地は古來大島郡に屬し、もと向井・中筋の兩村たりしが、後向井村の名を没して單に中筋村と稱す。舊向井村は行基の向井寺を建立して同寺領に供せしより其の名起り、建武元年永福門院の向井寺に下されし令旨に、「當院領向井村可知行之也」と見え、同寺の舊地附近に存する向井領といへる字地は其の遺稱なり。舊中筋村の起原は詳ならざれども、古くは堺市の農人町より東方に互れる低地田圃の所

にして、堺の市街と區別なかりしを、後分離して一村となり、其の地は北莊と舳松の中間なるを以て中筋の名を爲したるものならん。泉州志に「今割戎町・湯屋町・市町・甲斐町・大町・宿院町・北農人町、曰中筋」と記し、元祿年間の地圖に、堺の農人町を中筋村と記すれば、當時同町は本地の内にして、堺の市街に入りしは其の以後なるべし。東方高地の邊は古の百舌鳥野の内にして、舊向井村附近其れならん。向井寺の緣起に、土師下條を以て寺領と爲し、其の邑を向井と名づくに見ゆれば、同村は土師下條たりしが如くなれども、低地たる舊中筋村の地は地勢上鹽穴郷の内たりしなるべし。

東方高地の西崖は往時に於ける海濱にして、漸次泥沙の堆積して低地の陸地を爲せしは、大字北莊の條に記せしが如し。而して高地の邊は大字北莊の高地に亘り堺市濫觴の地にして、幾多の舊蹟を残せり。其の地は高燥にして海に沿へる勝區たりしを以て、上古にありては御陵の如きも設けられ、後には漸次聚落を爲し、南北縦貫の道路も自ら其の間を通じ、元正天皇の靈龜二年四月河内の内を割きて當國を置かるゝに及び、攝・河・泉三國の境界を爲せしかば、茲に三國ヶ辻を生じ、天平年中行基の來りて向泉寺を建てしより道俗群集して聚落の繁榮を助長し、いつとはなく其の聚落に境の名を爲し、後熊野御幸のことあるに及び、堺王子は隣地北莊に建てられしも、西部低地の膨脹するに及び、其の聚落も漸次西に移りて今の市街を爲し、舊地は郊外に残されしものならん。三國ヶ辻は東北方大字北莊との境なる長尾街道と野徑の分岐する所にして、今の三國境界線は其の少しく東方に移れるも、尙三國の

三國ヶ辻

反正天皇御陵

境界に近し。向泉寺の舊記に依れば、行基は此の辻に伏屋を建て、旅人の休所と爲せしが、後世に至り改めて茶店を設けしと、今は一基の標石を殘せるのみ。又西南方字金崎に木戸辻(堺市甲斐町・大町の間なる東部橋より三丁程東)と呼べる所あり、堺市の前身たる木戸・原・開口三ヶ村の一たる木戸村の遺稱なるが如くなれども、同市の條に記せしが如く、舊書の記する所と其の方角を異にすれば、俄に其れとも斷定しがたし。反正天皇の御陵は東方字田出井にあり、百舌鳥耳原北陵と稱す。一に楯井陵とも呼べるは、近く楯井のあるに因れるなるべし。兆域は周圍四百五拾五間にして、濠池を繞らし、陵上には松樹雜木蒼鬱せり。陪塚二あり、一を鈴山といひ、高さ壹間四分・周圍四拾九間、一を天王といひ、高さ壹間・周圍四拾九間四尺なり。

古事記

水鏡別天皇御歲陸拾歲、御陵在毛受野也、

日本書記

允恭天皇五年冬十有一月甲戌朔甲申、葬瑞齒別天皇于耳原陵、

延喜諸陵式

百舌鳥耳原北陵、丹比柴籬宮御宇反正天皇、在和泉國大島郡、兆域東西三町・南北二町、陸戸五畑、

方違神社

方違神社は同字にあり、天神地祇・速素盞烏命・三箇男命・息長帶比賣命を祀れり。傳へいふ、神功皇后の三韓を征し給ひしとき、天神地祇參千七百五拾餘座を勸請し、就中住吉大神を魁將として容易く追討の功を奏して御凱陣あらせられ、堺津の地守の浦に着岸し、五月朔日葦の葉にはらち壘を包み、方違の祓を爲し給ひてのち、今の住吉に鎮座なさしめらる。後世方崇の災を除かんが爲めに、此の地に

舊向井神社

神靈をとめ方違社と崇め奉る。世人の家屋を建築し、又は住居を轉する時に、方違の神符及び葦の葉の粽を受くるは是れに因れりと。向泉寺の奉仕する所たりしも、明治維新後神佛の分離に依りて獨立し、同五年郷社に列し、同二十六年六月二十八日堺市市之町東四丁字寶藏の村社如意神社(出見命)を合祀し、同四十年一月神饗幣帛料供進社に指せられ、同年十月十二日郷社向井神社を本社に合祀せり。同向井神社は一に楯井原神社と稱し、方違神社の東南約半町の所にありて、仁徳天皇・履中天皇・反正天皇・菟道王子・百濟の王仁を合祀し、孝徳天皇の大化六年正月大紫冠太古族小乙下朝臣鳥鷹を神主として、齋き祀らせ給ひし所なりと傳ふ。是れ近くに三天皇の長に眠り給へる御陵あるに依り、其の靈を祀り給ひしものならん。王仁は應神天皇の十六年春二月來朝し、太子菟道稚郎子之を師として典籍を學び給ひしを以て、かくは皇子と共に配祀せられしなるべし。其の稱して向井神社といへるは、向井に因めるの稱なり。方違神社と共に向泉寺の奉仕する所なりしも、明治維新後の神佛分離に依りて分離し、同五年郷社に列せられ、同二十八年六月二十四日堺市吾妻橋通四丁字北灣の無格社水天宮社を併せて合祀當時に至る。境内はもと八町四面なりしと傳ふれども、現在は貳千六百拾坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神饌所・社務所を存す。氏地は本地及び大字北莊、堺市の市之町東五丁・同東六丁・熊野町東五丁・同東六丁・戎之町東四丁・同東五丁・同東六丁にして、例祭は五月三十一日に行はる。其の地は攝・河・泉三ヶ國に亘りし三國丘にして、東は河内の連山を望み、西は茅海を隔て、遙に淡路

三國丘

向井

の翠巒に對し、風光明媚にして向井は南方字板本にあり、一に楯井と呼び、近く字向井領に接す。向井のある所は即ち堺市向泉寺の舊地にして、井は僧正行基の穿ちて寺佛に供せし水なりと傳ふ。

大阪監獄

大阪監獄は同社の東北にあり。もと大阪市北區本庄黒崎町外三ヶ町に跨れる所にありしが、大正九年五月三十一日勅令第七十九號に依りて其の位置を堺市に變更せられ、翌六月一日より此に移轉せり。今其の沿革を釋ぬるに、大阪に於ける牢屋敷は、與左衛門町即ち今の東區糸屋町二丁目にありて、其の出牢したる輕罪人の引取手なきものは、瓦土取場即ち今の南區西賑町の高原溜に於て扶持し、刑即ち仕置は千日及び野江・飛田等に於て行はれしが、明治元年大阪府の治下となるに及びても、牢屋は同じく與左衛門町に置かれ、同年八月其の瓦土取場なる高原溜を以て高原徒刑場と爲し、同二年一月徒刑場を聚樂町即ち今の東區粉川町に新設したるも、同徒刑場は同四年六月に至りて廢止せらる。同六年三月三十一日徒刑場を改めて懲役場と稱せられ、同年四月中の島一丁目に懲役場を新設し、同七年七月瓦土取場の懲役場は北區若松町・眞砂町の舊佐賀藩邸に移轉して、同十三年四月已決監獄署と改まり、同時に糸屋町二丁目の牢屋敷は未決監獄署・中の島一丁目の懲役場は未決監獄分署と改稱せらる。同十四年二月七日堺縣の大阪府に合併せられたる結果、堺に於ける監獄二ヶ所の内、一は堺監獄西分署・一は堺監獄東分署と改めらる。同東分署は車之町東二丁にありて舊幕府の建設に係り、同西分署は車之町西二丁にありて明治十二年堺縣に於て新設せしものなり。然るに同年刑法を實施せら

れて、懲役場の名稱は監獄となりければ、同年十月若松町の已決監獄署を監獄本署、糸屋町二丁目の未決監獄署を松屋町監獄分署、中の島一丁目の未決監獄分署を中の島監獄分署、堺監獄西分署に同東分署を合併して堺監獄分署と改稱せらる。同十五年十二月堀川監獄分署新設せられて、同十八年十二月松屋町監獄分署を同堀川監獄分署に移轉合併し、同十九年八月本分署の稱廢せられて、單に堀川監獄・中の島監獄・若松町監獄・堺監獄となりしも、中の島監獄は同二十年七月・若松町監獄は二十一年一月、何れも堀川監獄に移轉合併せられて、監獄署は堀川監獄と堺監獄の二個所となり、同二十三年十月堀川監獄は大阪府監獄署、堺監獄は大阪府堺監獄支署と改稱せらる。是れより先、大阪府は明治二十年度より向ふ五ヶ年間の繼續事業として、堀川監獄署を改築するの計畫を立て、同十九年の府會に之が豫算案を提出して、其の可決する所となりければ、同二十年四月より起工し、同二十五年三月に落成せり、其の總工費は貳拾萬七千八百貳拾五圓五拾六錢七厘なりしといふ。爾來同府は絶えず毎年内部の施設に改善を加へ來りけるに、同三十三年一月十五日法律第四號を以て、監獄に屬する費用は同年十月一日より總て國庫支辨となり、府縣監獄に屬する府縣有土地建物・器具・器械・素品・製品其の他の物件は國庫に歸屬せしかば、本監敷地五萬貳千七百七拾八坪四合七勺五才・官舎敷地五百拾八坪七合四勺・避病舎敷地九百四拾九坪・墓地四百五拾坪、堺分監敷地參千六百貳拾壹坪四合六勺・官舎敷地壹百貳拾參坪壹合五勺・避病所敷地五百坪參合九勺・墓地壹反六畝六歩、及び本監所屬

建物監房貳千七百七拾壹坪四合八勺・工場貳千六百六拾八坪九合七勺・事務所其の他壹千九百四坪七合壹勺、堺分監所屬建物監房四百參拾八坪五合・工場參百壹坪、事務所其の他五百貳拾參坪八合八勺二才は、大阪府の手を離れて司法省の所管となる。同三十六年三月監獄官制の改正に伴ひて、本監は大阪監獄と堀川監獄とに區畫せられて分立したるも、大正二年五月堀川監獄は廢せられ、堀川分監となりて大阪監獄所屬となり、同時に其の堀川分監の一部たる拘留監を大阪控訴院・同地方裁判所の裏手に移築し、若松分監と名づけて未決囚の拘留所とせらる。然るに本監所在地は當初邊陲の所なりしも、大阪市の發展に伴ひて四圍に人家櫛比しければ、廣大なる監獄の其の間に介在するは同市發展の妨げとなれるを以て、其の之を他に移轉するを望むは殆ど同市上下の輿論となりぬ。依て政府も其の意を諒とし、其の移轉すべき地所を物色して之を當所に得、從來の敷地は之を大阪市に拂下ぐるに決し、大正七年より土地の買収に着手し、假家の建築成りて前記の如く大正九年六月一日より當所に移轉せしも、建築は大正七年度より同十三年度に至る七ヶ年繼續工事として、目下其の工事中にあり。敷地は九萬七千七百五拾九坪壹合六勺六才にして、其の買収に要したる金額は貳拾六萬壹千貳拾七圓なりしといふ。敷地は舊地に比して遙に廣ければ、收容せる囚徒の多數なることに於て世界第一の稱ある當監獄も、其の狹隘を感ずる如きことはなかるべく、監獄行政上より小監獄を可とせるに反し、經濟の點より見て大監獄を可とするの好模範を示せる當監獄は、更に好果を收むべきは勿論、如何な

る設計に依りて成れるかは知らざれども、其の建物は最新式の形式に依りて建築せらるるべければ、其の全部完成の日には、宏壯且完全の一廓を現出するならん。

心蓮寺

心蓮寺は字小紋にあり、淨土宗鎮西派清淨華院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正九年十一月十二日龍譽和尚の開創なり。もと堺の鏡屋町にありしも、寛永十七年三世深譽當所に移轉せり。境内は九拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

紅谷庵

紅谷庵は字焼山にあり、天王山と號し、曹洞宗興聖寺末にして薬師佛を本尊とす。後柏原天皇の大永年間堺の豪商紅屋喜平此に草庵を建て、牡丹花肖相を請じて庵主たらしめ、古今集の祕旨を傳受せりといふ。其れより紅屋の庵・紅庵又は紅谷庵と呼ぶ。肖柏の此に隱遁せしは其の晩年にして、居ること幾もなく大永七年四月八日八十五歳を以て當庵に歿し、其の遺骸は南宗寺の境内に葬らる。其の後當庵は世の變遷に依りて荒廢に傾き、淨土宗の是得上人の來りて閑居せし以來、諸宗こもく來り住せしも經營する能はず、元和元年兵燹に罹りて古記録悉く燒失し、寺地は遂に私人の有に歸し、一時酒宴遊興の場と變じたるも、安政六年の頃環海禪師信太村の蔭涼寺に住し、日々五拾餘人の僧侶を率ゐて托鉢を行へるに際し、當庵の頽れたるを見て大に之を惜み、直に壹貫五百匁を出だして讓受け、禪師自ら來住して大に修繕を加へ、僧侶養成の法を講じ、五拾餘人の雲衲を安居せしむるに至れり。當時堺の人士川茂平深く同禪師の高徳を欣慕し、大に其の學を翼賛せしといふ。然るに元治元年

禪師は彦根藩主井伊侯の請に應じ、武藏國の豪徳寺に榮轉せられ、禪師の遺風を繼ぐものなく、再び廢庵に歸せんとせしに、明治元年同禪師山城國興聖寺に昇住せられしかば、當庵の衰微せるを大に歎き、土川茂平に談じて再興を謀り、直に本堂・庫裏を建立し、同二年太政官及び本山に出願して興聖寺末となり、禪師の高弟眉拍禪師を住職たらしめ、維持の法初めて定まり、同三年曹洞宗最高の格に進む、故に土川茂平を中興となす。境内は壹百四拾參坪を有し、本堂・庫裏・玄關・衆寮を存す。

牡丹花宵柏

牡丹花宵柏の當地に來りし年月は詳ならざれども、攝北の亂を避け、池田より來りて其の晩年を此に送り、堺文學の祖となれり。そもく古今の傳は東下野守常縁に始まりて、常縁は之を宗祇に傳へ、宗祇之を牡丹花に傳へしといふ。宵柏は此に來りて之を其の子宗柏に傳へ、世に之を堺傳といふ。當時堺に連歌の行はれしも宵柏の來りしに依る。河内屋宗訊・其の子宗周(一咄)・下田屋宗因(章竹)・等惠(齊)等は連歌の門弟なり。又宵柏の藤原家隆と唱和せしことは、堺市光明院の條下に記せし所の如し。

或る時宗訊の所にて歌の會ありしに

山姫の瀧のしらきぬ染めかれてけふ初時雨さそひ來ぬらん

宵 柏

金光寺覺阿彌の所にて枯野風と云題にて

音をひる友ならずやは下萩にならの枯葉の野邊の朝風

同

宵柏の門弟なす連歌師宗椿は歌道に志深く、道遙院殿にも時々謁見せり、源氏物語を書寫すること二十部に

及び、病に罹りて廢せざりしか、終に朝顔の卷に至りて歿しぬ、宵柏之を聞きて

筆にそめ心にかけてちきりしやおりしもきえし朝顔の露

宵 柏

城 山

紅谷庵のある所より堺中學校の附近は城山と稱し、城の西・城の東などいへる字地ありて、近年まで大内義弘戦死の碑を存し、義弘の築きし城址ならんとの説あり。義弘の足利氏に背き城を堺に築きて據りしは明なれども、其の城址の何れなるかに就ては之を記せるものなし。又義弘の前なる山名氏清の堺に築きし泉府のありし所も、同じく之を記せるものなし。思ふに此の地を以て義弘の築きし城のありし所なりとせば、山名氏清の築きし泉府のありし所も此の地にして、泉府の址に義弘の築きしものにはあらざるか。戦況等に關しては後太平記に詳なるを以て、左に之を掲記せん。

後太平記 泉州堺合戦之事并大内義弘討死之事

安藤信濃守高泰鎌倉より馳歸て、足利左馬頭滿兼叛逆の事京都の宥諫納給にて、事調和せしよしを申たりければ、扱は世の中子細あらしと被議ける、斯る所に攝津國より早馬來て、大内左京權太夫義弘魁之兵二萬余奇に和泉・紀伊の兵七千余奇馳加て、泉州堺の浦に夥く城を築き、數の矢倉を昇舉、唐菱の幡を懸し候へば、山陽西海道之兵とも兵船數百艘にて日々馳上り、海上に鐵を掛並へ、陸には野馬蹄を争ひ、散滿として相支へ、宛も項羽鴻門の勇高祖函谷競勇威にも可越、如何様近日京都に可責上一競あり、御猶豫不可在と告たりける、是は如何成世の轉變ぞ、關東叛き鎮西變覆しては天下の大事是と、貴賤周章騒ぐ事限なし、抑彼の多々良羽林は、去る明徳の軍功に依て七州の太守と成り、當家の優越輕に非ず、何ぞ恨か 關東に一味し、斯る謀

反の企をになすそと委く其の濫觴を尋れば、此家代々異國の勘合符を司り、去年八月朝鮮の華使朴致周防國に着岸し、先づ義弘に對謁し、様々の珍寶を進めたり、是を三職誘謀せられしを、義弘聞て大に怒て曰く、吾家は元百濟國琳聖太子の末にて、鎌倉右大將家の時より周防國に給て三韓の事を司り、爾來毎年貢物八十艘を受くる事汝等不知やと、服康立肘を張て三職を惡口し、聽て京都を蕩落て關東一味とて聞へける、彼羽林は血氣之、在て義の強き大將なれば、先づ僧中津を御使とし、鎌倉左馬頭逆心は思ひ止りぬ、早く遺恨をとむへきよし様々其憤りを宥め給へとも、曾て承服なき故、前の大樹も驚き給ひ、今は爲征伐御馬を可被向に議定既に決し、十一月八日(應永六)東寺に御幡を被寄、是は明德内野の合戦御吉例とて聞へける、其の翌日は八幡まで出張御座し、爰にて廟算の軍議を定め軍勢の着倒を被屬たり、于時武衛の義將諫被申けるは、大將軍は暫く八幡に御陣を被留候は、義將罷り向て一戦の及に勝負を可決由敬訴をこたらず、因茲子息斯波治部大輔義重・細川右京大夫賴元・子息右馬頭滿元・島山左衛門督基國・同子息尾張守滿家を追手・搦手の大將として、同十二日和泉國へ差向け給ふ、隨逐の大名には赤松上總介義則・同筑前守光範・同伊豆守貞村・鳥津薩摩入道節山・佐々木治部大輔高秀・同六角判官高頼・一色左京大夫詮範・今川左衛門佐仲秋・細川淡路守滿春・同右馬頭持賢・武田甲斐太郎信重・同安藝大膳太夫信賢・大館刑部大輔氏信・大笠原信濃守政康・河野六郎通之・秋庭三郎入道圓成・久下丹波守師次・小早川右近將監春平・宮若狹守政之・八田讚岐守治朝・毛利治部大輔廣房・左澤式部丞政勝、都合軍勢十萬余奇、堺の城を圍む事七車八疊にて廣野にちまち風竹稻麻の風に靡かことし、唯是起玉勾踐曾稽の圖も角をあらめ、靛液地を動し狼煙天を掠て夥し、去程に大内羽林は京勢數萬騎馳回ふと聞へしかば、吾一戦の刃の上に忽雌雄を決し、天下を一時に吞ん事手裡にありと、血氣の勇に泥て住吉大明神に詣、奉幣神樂奏し、武連の祈誦深重なりしに、巫子一人俄に物に狂ひ、義弘か企は香爐上一點の雪をかし、公に逆ふ心こそ身を燒焦す炎なれと、新に御院在て巫才職探して穢廻れば、軍勢悉く勇氣を碎く、羽林此神詔 歎笑、一點の雪が大火を消さすと云御示か、神も疎なる詮宜かな、吾勢僅三萬騎を以

て京勢十萬余奇を一點の雪のこくと滅すへし、早く敵の心を挫けよとて四方の矢倉より一聲に鬨の聲を作れば、其響亦金翅鳥か動出て大地も如裂、堀水躍て盆を汰るに似たり、寄手も是に驚き急き凱歌を合せよ人々と呼れば、四角八方より一度に轟と作りける、此聲亦上は三十三天までも響き、梵天帝釋も驚き給ひ、下は金輪水際に徹し、龍宮界も動く程に聞へける、十萬余奇の寄手といへとも、三萬の敵の放つ矢に射立てられて欄楯かついて引退き、遺責して敢て不近寄、義弘敵の陣氣を見きたなき敵の城責かな、几城郭に籠て守を堅くする事は、還て敵を責る謀なり、何迄角て屈居して敵の術を可待や、早討出て軍せよと旬て緋殿の鎧に五枚甲を緒首に着、栗毛の馬の長け拔群なるに金覆輪の鞍をかせ、其身輕けに打來て眞前に進て鋒矢形に備へ、追手の門より突出たり、續て陶筑前權守弘護唐菱の幡を龍粧に懸し、一萬余奇馬蹄に白浪を蹴立鋒先を揃て蒐出ける、總軍靜返て大内か陣勢を見れば幡旗正々たり、人馬堂々として其聲地に徹し塵埃天に立登る、其號ひ宛も大軍を一口に吞て馳向ふ、御方流石大勢なれば響を揃へ相蒐りに進て已に相戦はんとせし處に、大内無助弘茂搦手の門を發て其勢一萬余奇奪殺と蒐出たり、御方追手を攻んとすれば搦手の敵後へに遮り、縱橫無惑に蒐敗り入亂追つ追れつ千變に進み萬化に掛引、鋒より雷光を吐出し、馬蹄に銀浪を蹴立て、陣埃天に立登れば、是そ學越漢楚の軍一時に起りぬかと誤たる、蒼天今落ぬの大虚霞て東西不辨坤軸も碎ぬか、堺の油沖涌登て町衢に漲ば、今そ天地變覆するかと怪しかりし分野なり、敵御方九變の秘術を盡し、魚鱗に進かるとすれば鶴翼に開き、衝輓に備て風のこくと轟けば、長蛇に變して車輓に掛敗る、敵御方辰の刻より午の間に兩陣勞れて颯と引て跡を見れば、屍を野徑に車て幾千萬と云敷をしらす、唯是諸葛孔明か魚腹の陣制石を疊たるか如く、血は路草を染て地に錦を如敷、御方の手負討死敵に倍して夥く、軍は討負ぬと悔を返せば、大内は勝鬨作て討納たり、今に敵強に跨れば暫く扣へて食責にせよと、櫛を重れ鹿垣結て空く日こそ暮にける、羽林は元來血氣の勇將なれば、強を責るに彌張らしむる術をばなす甘身をとて、翌日又八千余奇を率して幡を北風に閃して如龍如虎蒐出暫し戦ふ其間に、城中に留りたる兵の十市強正左衛門重則と云者、是は山名義理

か郎等にて降人となりて在りし者なれば、忽蹶て城内に火を放ち一片の煙と焼立しかば、城卒大に驚き東西に走て問着し、南北に漂動す、是を見て戦場の兵も氣を呑み、勇氣を折り軍遂に討負たれば、討るゝ者數を不知、或は落散、義弘僅三百余奇に按討泄、既に敗北の幡を巻んとせし處を、大勢の正中に取籠て水火になれよと責動せば、義弘四面八行に馳廻り、飛龍廻天の勢虎頂山を震か如く、自ら長刀を取て島山尾張守満家二千余奇にてひかへ給ふ再勢の正中に面も不振切てかゝる、義弘今日最後の軍に手並の程を見せんと高聲に呻て長刀を水車に廻し、そも此長刀は大宮の合戦に鬼神と呼たる小林を切て金の程をば覺へたり、よれよ者とも無念の刃に掛けんと敵八騎切て落し、十文字に蒐通り、島山尾張守満家と渡合せ、暫し勝負も見えざりしか、満家の郎等遊佐河内守か三十余騎にて押隔て、八方より斬てかゝりしかば、義弘十七ヶ所に痛手負て馬より動と落ち、長刀からりと抛捨大太刀拔て亦起立て蒐出んとせしか、次第に支體よはくと成て大の眼を見はり、荒無念なりと齒咬の聲唯獅子の吼るか如し、項羽敵を睨めば支體も痠む勢角やと思はれ、阿修羅王が須彌頭上に如立、慈是を見未だ目も塞かされけ寄て大死すなとつぶやく所へ、満家走り寄て弓杖にて突倒し、押へて首を取給ふ、勇々しかりし最後の分野、彼は八臂の那陀か焔覺王かと見る人舌を不振と云ことなし、去程に大内の兵大將うたれ給へば、無力とて皆一所に馳寄せて大内新介弘茂の中に備て堺の町に掛出たり、細川・佐々木・今川・武田通すましと追行けば、商屋町衝に火を放て防ぎ戦ふ、折節冬風烈しく吹いて片時の炎に一萬軒の町架を焼立しかば、烟眼を翳めて漂ふ、其間に大内は船差寄せてうち乗り、空海遙に押出し周防國に討納ける、角て弘茂罪過御免の噓訴に及て忽ち其科を被宥、紀伊・和泉の兩國を沒收し給て、大内の家督を給る事義弘前志に依る、武恩有難かりし事ともなり、

本地は元和元年より堺町奉行の支配たりしが、元祿四年徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、

同年二月二十四日大阪裁判所農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同年六月二十日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同年四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	番石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の人口	大正元年五月 大正九年五月一日 現在人口	大正九年五月一日 國勢調査の人口
西 萬 屋	〇・八三〇	〇・四〇	一・〇一三	一・一七	一・〇一三	一・一七	一・一七
遠里 小野	七四・五〇八	五三・九一六	一・〇一三	七四・三二	一・〇一三	七四・三二	七四・三二
北 莊	二・七九・五一	一五・〇〇八	一・〇一三	三三	一・〇一三	三三	三三
中 筋	二・五三・三六〇	一三・八三二	一・〇一三	七八	一・〇一三	七八	七八
計	六・〇八・一六九	三三・九〇六	一・〇一三	一・一七	一・〇一三	一・一七	一・一七

備考 大正九年十月一日國勢調査人口中には、大阪監獄在監人貳千參百貳拾貳人を含む。

第四項 舩松村

本村は古來大鳥郡に屬し、もと鹽穴郷にして舳松村と稱す。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日泉北郡に屬す。字地に鹽穴といへるあり、從來の屬邑なり。舊郷名は和名抄に「大鳥郡鹽穴之原乃」と見え、屬邑鹽穴の名は此の郷名の殘れるものなるべし。俗傳に依れば、上古此の邊は一帶の海濱にして、神功皇后の三韓より歸朝し給ひしとき、此の海岸の松樹九本に九艘の船を繋ぎて上陸し給ひしより舳松の名起れりといひ、一説には昔此の地に木綿を懸くるの松ありしより幣の松の名を爲し、幣は舳と國音通するを以て舳松に作るに至りしものなりといふ。

東方高地の邊は往古に於ける百舌鳥野の地にして、西邊低地の海濱たりしは已に向井町大字中筋の條に記せし所の如し。而して其の海濱は年所を經るに従ひ、漸次陸地を生じて次第に西方に向ふて膨脹し、堺市の南莊及び湊町の全部に及びしものなるべし。然るに堺市の南莊に當れる所は同市街地に屬し、湊町は獨立して一村を爲しければ、本村は現時の形を爲せり。堺市南莊の内に舳松町・鹽穴町・九艘小路等の稱を存するは、本村と同區域たりしの證ならん。又同市南莊東部の本村に接する農人町には、元祿年間の地圖に本村名を記すれば、當時同町は本地の内にして、其の同市に入りしは其の以後なるべし。東方大仙陵の西邊に原茶屋と呼べる字地あり、堺市の前身たる木戸・原・開口三ヶ村の一たる原村の遺稱なるが如くなれども、堺市の條に記しが如く、舊書の記する所と其の方角を異にす

百舌鳥野

れば、今俄に其れとも斷定しがたし。古來甜瓜の産地として、舳松瓜と稱せられ、嘗て徳川家康に獻じ、例となりて毎年將軍家に獻納し來りしといふ。今も尙其の産なきにあらざるも、其の名は更に聞えずなりぬ。

北室院は北高田にあり、眞言宗高野派無量壽院末なりしも明治四十五年二月興正寺末に轉じ、觀世音を本尊とす。もと山瀧村大字大澤字牛瀧山にありしが、明治二十二年十二月五日當所に移轉せり。境内は七百拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

明願寺は字宮畑にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。もと山城國綴喜郡八幡莊字山路にありて、後同莊の正滿寺に合併せられしも、明治十六年五月七日京都府の許可・同十七年一月二十三日大阪府の許可を得て、分離復舊當所に移轉し、同十八年十月建築落成せり。境内は貳百拾坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。

願專寺は字鹽穴にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百六拾參坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・客室・浴室・納家・土藏・表門・裏門を存す。

仁徳天皇御陵は東方にあり、百舌鳥耳原中陵と稱し、俗に大仙陵と呼べり。兆域は周圍壹千五百拾間を有し、琵琶形を爲して松杉其の他の雜木茂生せり。環隍三重を爲して、第一隍の幅は約四拾間乃至六拾間・第二隍は同八間乃至拾貳間、第三隍は同拾間乃至拾貳間なり。御陵中の最大なるものにし

仁徳天皇御陵

願專寺

明願寺

北室院

て、聖明仁慈の御遺徳は、陵上の松籟と共に長に世に傳はれるぞ畏し。陪塚拾貳あり、曰く丸保山高き四間五分・周圍八拾七間、曰く菰山高き貳間四分・周圍四拾間五分・曰く樋の谷高き壹間貳分・周圍八拾壹間五分、曰く銅龜山高き貳間九分・周圍五拾壹間、曰く狐山高き貳間貳分・周圍四拾間五分、曰く龍佐山高き參間八分・周圍九拾壹間、曰く大安寺山高き貳間九分・周圍壹百五間五分、曰く茶山高き四間・周圍九拾八間五分、曰く長山高き五間・周圍壹百七拾貳間(以上本地)、曰く防主山高き壹間六分・周圍貳拾貳間壹尺(百舌鳥河)、曰く孫太夫山高き參間・周圍七拾間五分、曰く源右衛門山高き貳間四分・周圍五拾間壹尺(以上向井町大字赤畑大字中筋)是れなり。而して其の中なる長山は王仁の墓なりとの傳説あり。

古事記

仁德天皇の段 此天皇御年捌拾參歳、御陵在毛受之耳上原也、

日本書紀

仁德天皇六十七年冬十月甲辰朔甲申、幸河内石津原以定陵地、丁酉始築陵、

同八十七年春正月戊子朔癸卯、天皇崩、冬十月癸未朔己丑、葬于百舌鳥野陵、

延喜雜記

百舌鳥耳原中陵、難波高津宮御宇仁德天皇、在和泉國大鳥郡、兆域東西八町・南北八町、陵戸五畑、

望拜仁德天皇大仙陵、仙陵恐山陵之訛、有池運之、周圍一里、其大可舟、餘浸旁村民田、

其利甚博

伊藤東涯

雲鎖唐栴日色陰 長春耕墾不相侵 珠襦玉匣千年闕 石馬金輿何處尋 經典三韓開帝學 人煙萬戶豈遺蹤

碧池周通有餘潤 仍憶一杯漬澤深

古塚

古井

前記陪塚の外南方に長塚あり、高き參間九分・周圍壹百拾參間九分にして雜木茂生す。俗に一里山と呼ばれ、武内宿禰の墓なりと傳説せり。

東北字榎木に寶篋印塔あり、塔後に古井あり、仁德天皇の御陵を築ける際に用ひしものなりと傳へ、同天皇御陵を距ること直徑參町許なり。

本地は寛永五年より大坂西町奉行島田越前守の支配たりしが、元祿四年徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年二月二十四日大阪裁判所農政局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同年六月二十二日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同年四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せらて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	松	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
軸	二、九七五・五〇	一、九〇七・五〇	二、九七五	二、九七五	二、九七五	二、九七五	三、九七五	四、九七五

第五項 湊 町

本町は古來大鳥郡に屬し、もと鹽穴郷の内にして湊村と稱す。堺市南莊西部の南邊に接すれば、同地に連れる埠頭たりしより此の名起りしならん。和泉志村里の條に舊名を鹽穴と記すれば、舊郷名を傳へて鹽穴と稱せしなるべし。往時は舩松村の枝村たりしも、元龜・天正の頃同村の住人に今北助次郎(一に助一)教齋、及び其の子助左衛門教明といへるあり、教齋は楠太郎左衛門於之の甥和田助次郎(一に助一)にして、明智日向守の家臣和田助七教隆の弟なり。故ありて慶長元年舩松より本地に移住し、教明は父教齋の命に従ひ、公廳に請ひ田畑を分割して一村たるの指令を受け、教明之が名主を命せられたるもの即ち獨立の濫觴なりといふ。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日泉北郡に屬し、大正四年十月一日より湊町と改稱す。地層の成立は堺市の西邊と其時期を同うし、北西に出島の稱あるは、當初出島の形を爲せしときの稱を傳ふるものならん。

船待神社は字西湊にあり、天穗日命・菅原道眞を祀り、もと鹽穴天神の名あり。社記に依れば、道眞左遷のとき當港に船待して、天神地祇及び其の祖天穗日命を祭祀せし所なりしが、後長保三年正月十五日其の裔從四位下大學頭菅原朝臣爲紀堺に來遊して祖先の遺蹤を検し、官に請ふて此の天神社に道眞を合祀し、社名を船待神社と改めしものなりと。寛治年中村民社殿を再建して邑の産土神とし、

船待神社

明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十年十一月五日字中筋の村社(小彦)を合祀せり。境内は貳百參拾五坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・拜所・神輿庫・神官舎を存す。末社に住吉社・市杵島姫社・大國主社・少彦名社・天照大神社・琴平社・春日社・八幡社・稻荷社あり。氏地は今も本地一圓にして、例祭は九月十五日なり。

淨光寺

淨光寺は同字にあり、迎接山正運院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず、境内は壹百貳拾壹坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・客室・納家・門を存す。

長源寺

長源寺は同字にあり、永松山と號し、堺市材木町東三丁目蓮宗妙國寺末にして日蓮大士を本尊とす。永祿十年四月十二日の創立なり。境内は五百拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納家・門を存す。外に三光堂あり。

延長寺

延長寺は字中筋にあり、醍醐山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。延長二年の創建なり。もと眞言宗の道場たりしが、文明年間眞宗に轉じ、天正十三年八月和田教齋之を中興せりと傳ふ。境内は貳百九拾五坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓・長屋・納家・門を存す。

本行寺

本行寺は同字にあり、徳修山と號し、日蓮宗妙顯寺末にして日蓮大士を本尊とす。元和三年二月の創立なり。境内は四百四拾坪四合壹勺を有し、本堂・庫裏・客室・廊下・座敷・鐘樓・門を存す。外に妙見堂・布袋堂あり。

碁利支

湊紙・湊壺
鹽・湊焼

利支は本地の海濱に庵を構へて住せしといふ。日蓮宗の僧にして碁を能くせしかば碁利支と呼ばれ、寛永年中碁を以て其の名天下に高かりといふ。

往時より本地の産に湊紙・湊壺鹽及び湊焼あり。湊紙といへるは、後醍醐天皇の御宇京都二條堀川の人川端道仙の、宿紙を本地に於て漉きしより此の名を爲し、湊壺鹽は、天正年中京都上鴨島坂村の人藤太郎來往以來、紀州の雜質鹽を求め土壺に入れて焼き反し、壺鹽屋藤太郎と號し、之を諸國に商賣せしより弘く世に用ひられ、子孫連綿其の業を繼ぎ、承應三年には女院御所より天下一の美號不苦との令旨あり、延寶七年の頃には鷹司殿より折紙狀ありて呼名を伊織と號せしめられしといふ。又湊焼は、文祿年間京都の人道樂といへる陶器師漂然來り、聚樂燒即ち樂燒の一種を燒きしに、當時湊吉左衛門其の風雅なるを欽慕し、其の法を學びて燒きしもの其の起原なり。吉左衛門は其の家富有なりしを以て、徒然を慰するが爲め之を製するに過ぎざりしも、其の後三代を経て盛に之を燒き出だせしかば、湊焼の名は世に高く聞ゆるに至れり。燒き方は玉子燒・觀入燒・肉色燒・大樋色燒・赤樂燒・丹礬燒・茶樂燒・火變燒・織部燒・黃南金燒の十種にして、製品の種類には花瓶・菓子器・茶碗類・重箱類・焜爐其の他の諸器あり。然れども今は僅に祖先の遺業を残せるのみ。

本地は元和二年より徳川氏代官の支配たりしが、寛永六年大坂西町奉行水野河内守の支配に轉じ、寛永五年再び徳川代官の支配に歸し、元祿元年堺町奉行佐久間丹後守の支配となり、正徳四年三たび

徳川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年二月二十四日大阪裁判所司農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同年六月二十二日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同年四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

町	名	石高	明治八年改正 有租地反別	町村制施行 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年七月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査人口
湊	石高	六、九〇〇	六、三三〇	二、五八	六、二七〇	三、一六四	五、六三三	七、一五〇

第六項 神石村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、上石津村・市村・踞尾村の三ヶ村を合併して一村を設け、上石津村は舊石津郷、市村・踞尾村は舊神野莊たりしに依り、各郷莊名の一字宛を採りて神

石村と名づけ、各村は其の大字となり来りしに、大字踞尾は他の二大字と人情風俗を異にし、村内の平和を保つ能はず、自治の經營上不利なるものあるを以て、同踞尾は同二十四年二月二十五日分離して獨立し、本村は大字上石津と同市村の二大字となり、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

大字 上石津

本地は古來大鳥郡に屬し、もと石津郷の内にして、郷名廢して石津村と稱せしが、文祿三年の檢地に際し、檢地帳を分ちて上下の二冊に作製したるより上・下の稱を生じ、慶安三年に至りて遂に上石津・下石津の兩村となる、本地は其の一なり。部落は石津・北方・市方に分れ、市方はもと七日市村の内たりしが、石津川洪水の爲め北岸なる此の地に移り、北方はもと舳松境にありしが、故ありて今の所に移りしものなりといふ。明治三十二年八月十日境界變更の結果として、本地の内參町九反貳貳拾六歩は濱寺町大字下石津に轉出し、同町同大字の内字觀音寺の貳町貳反九畝貳拾貳歩を本地に編入せられて、更に一部落を増加せり。編入せられたる此の觀音寺は、以前觀音寺のありし所なりといへば、同寺院に因みて觀音寺の名を爲せしものなるべし。舊石津郷は往時に於ける百舌鳥耳原の内にして、舊石津原の地なり。石津原は日本書紀仁德天皇の條に、「六十七年冬十月庚辰朔甲申、幸河内石津原以定陵地」と見ゆるもの是れにして、郷名は和名抄に「大鳥郡石津^{郡之}」と載せらる。石津の稱は、石津

石津原

太神社の緣起には、蛭兒命の此の海邊に着船して五色の神石を置き給ひしに起れりといひ、大鳥神社の流記には、「石津者、孝德天皇造伊岐宮之日、其石從讚岐國運置此津、仍名」と記せり。姓氏錄和泉國神別に、「石津連、天穗日命十四世孫、野見宿禰之後也」と見ゆる石津氏の居りし所にして、續日本紀天平勝寶元年冬十月の條に、「丙戌、无位石津王授從五位下」と見ゆる石津王は、此の郷に因みあるものならん。

石津川

石津川は大字市村より来りて西に流れ、濱寺町大字下石津に入りて海に注ぐ、土俗は呼んで御洗川といふ。益鏡小河といへるも同川なるべし。大鳥神社の流記に依れば、孝德天皇の御宇、陵所御覽の爲め石津の原に行幸あらせられしとき、御輦より此の小河に御鏡を落し入れ給ひしより此の名をなせりと。緩流清淡石木綿を晒すに適しければ、往時より晒業者多くして和泉名所圖會等にも記せられしが、其の遺習は今に残れり。

石津神社

石津神社は中央字石津にありて小栗街道の東に沿ひ、八重事代主命・天穗日命・大己貴命を祀り、俗に戎神社を以て稱せらる。社記に依れば、孝昭天皇七年八月十日(後に引用せる寺社書上)勅願に依りて初めて社殿を創建し給ひ、延喜式神明帳に石津太神社とあるは當社にして、所祭の神は惠美酒大神なり。往昔此の大神此の地に降臨の時、五色の石を携へ来りて此に置き給ふ、故に石津といふ。後相殿に大己貴命・天穗日命を配祀せらる。本邦最古の戎神にして、孝德・孝謙・醍醐諸天皇の行幸あり、

且孝謙天皇の御宇には神主紀伊守に藤原の姓を給ひ、大納言に任じ、從三位に叙せられ、河内の狭山・野田の二ヶ村を神領に寄せ給ひ、當時は社頭も廣くして八町四方に及びしが、其の後兵火の爲めに社殿悉く炎上し、神領も棄てられて漸次現今の社殿等を建營せりと。元祿十六年六月十一日本地の庄屋近左衛門・同重郎兵衛、年寄若右衛門・武左衛門・治左衛門・九郎兵衛・三郎兵衛・勘左衛門より其の筋に提出したる寺社書上げ帳控(永祥寺所藏)には、

一、氏神 蛭兒社

神主 陸野左太夫

孝昭天皇十一丙子鎮座

是は神主陸野左太夫に取持致候、蛭兒之縁起に隨に御座候、

一、宮寺 觀音寺

是 致破損、今社觀音寺無御座候、重而建立仕候節御斷可申上候、

右蛭兒社者、上石津村惣百姓往古之氏神に紛無御座候、

と見ゆれば、本地の氏神にして當時は蛭兒社と稱したるものならん。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十二年十月二十一日大字市字北町の村社六所神社(伊那那美命・水命大神・高野大神・高野大神)を合祀せり。境内は五百六拾七坪を有し、四株の老楠は鬱葱として繁茂し、其の大なるものは周圍貳丈に及び、本殿・幣殿・拜殿・神輿庫・神寶庫・社務所を存す。末社に野見宿禰神

社・天満宮・猿田彦社あり。氏地は本村全部にして、例祭は十月五日に行はれ、一月十日は初戎と稱して賽者群集せり。

編者いふ、此の上石津の石津神社と、下石津の石津太神社とは、何れも延喜式に載せられたる石津太神社なりと主張すれども、神名帳に載せられたるは一社のみなれば、其の何れかの式内社たるは明なり。然るに兩社とも信憑するに足るべき古記の存するものなきが爲め、其の何れの式内社たるかに就て疑を生ぜり。當社には寛保年間神主茂基の手に成りし社記あれども、其中に引用せる古記なるものなし。同社記の存する以上は、其の中に引用せる古記の幾分にも残るべき筈なるに、其の残れるものなきは同社記に對する信用の薄き感なくんばあらず。茂基は石津連の裔にして陸野を姓と爲し、其の邸は宇觀音寺にありて、兩社共に其の歴代奉仕する所なりしも、當社は其の邸に近接せるが爲め、茂基は當社に力を入れて社記をも撰みしものなるが如し。前記元祿十六年六月十一日本地の庄屋年寄より提出したる寺社書上げ帳には、蛭兒社とあれば、祭神は蛭兒命なるが如く見ゆるも、其の後に成りし茂基の社記には祭神を今の如く事代主命とせり。元祿十三年に出でし泉州志には、下石津の石津太神社を神名帳の石津太神社と記して當社を載せず、享保二十一年に出でし和泉志には、下石津の石津太神社を式内の部に載せて當社を式外の部に石津神祠と記し、寛政七年に出でし和泉名所圖會には、蛭兒神社は上石津・下石津の兩村にありと記すれども、其の何れの式内社なるかに就ては記する所なくして、泉州志の石津太神社の縁起として記せる蛭兒命の漂流着岸のことを記せり、其の當社を式内社なりと記せるは特り明治三十六年に出でし大阪府誌あるのみ、しかも同誌の當社傳として蛭兒命漂流着岸のことを記せるは石津太神社のことと矛盾せり。當社は元祿十六年六月十一日本地の庄屋・年寄より提出したる寺社書上げ帳に見ゆるが如く、本地の氏神たりしなるべきも、石津太神社の條下に引用せる正徳三年九月下石津村の庄屋・年寄・百姓總代より提出したる寺社改帳に、石津太神社は上下石津代々の氏神なりと記すれば、本地は當社を氏神とせるの外石津太神社の氏子たりしものなるべ

し。其の氏子區域の廣かりし點より見れば、石津太神社は泉州志・和泉志の記せるが如く式内社ならんか。然れども地理上より之を考ふるに、本地以西なる下石津の低地は往時の海面なり、其の泥沙に埋められて陸地となりしは、堺市及び淡町の一帯と共に同じ徑路を有したるべければ、石津太神社の果して其の縁起に見ゆるが如く、孝昭天皇御宇の鎮祭たらんには、其の鎮祭せられたるは現在の所にあらずして、東方の高地なる本地附近にして、當社地は或は其の初めて鎮祭せられたる所にはあざるか。後漸次海面の泥沙に埋もれて陸地となれるに従ひ、住民の移轉すると共に石津太神社は下石津に移り、其の舊址に小祠の置かれたるもの即ち當社にして、祭神に移動なく、蛭兒命を祀りしも、後分村等の事あるに及び、漸次擴張造營し、神主陸野氏の邸に近かりしが爲め其の祖野見宿禰の如きも末社に祀られ、更に社頭の繁榮を圖りて種々計畫せられ、社記等も掲げられて爰に兩社の混亂を見るに至りしものなるが如くに思はる。兎に角兩社の沿革に就ては、後賢の精査を俟つになん。

永祥寺

永祥寺は字垣外にあり、龍首山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺記に依れば、永享二年二月僧明頓の創建なり。明頓は俗名を和田泉守高之といひ、和田正遠の次男和田石津五郎正朝の子なり。正朝は四條駿の戰に陣没しければ、高之は乃父及び祖先追善の爲め出家して僧となり、本願寺の六世巧如法主に歸依して明頓と法名し、同法主より本尊を授かり、一字を建立せしもの即ち當寺の起原にして、印部道場と呼ばれ、境内は八町四方に及び、寺領參千石の多きに上りしといふ。秋元但馬守の女を娶りて了頓を生み、永享五年四月二十二日六十九歳を以て寂し、了頓繼ぎて二世となり、文龜三年七月二十三日七十八歳にて寂し、其の子三世善寂に至り、永正十二年本山實如法主より永正寺の號を與へらる。善寂は頗る武勇に富み、石山合戰に功あり、顯如法主より賞せられて寅九

月十三日(年號不詳)堺道場觸下の内、在方泉・河・攝八十七ヶ寺の觸頭となり、天正元年九月十日八十九歳を以て寂す。其の子四世顯均復た無雙の強勇にて、天正五年六月攝津兵亂のとき家康の危難を救ひければ、家康は之に墨附を授け、同八年顯如法主の紀州落に際して同法主を救護し、其の功に依りて和泉一國の制役を命せられ、同十四年秀吉は千石の朱印を寄せ、寺門益繁榮せしも、元和元年の兵火に罹りて堂宇悉く焦土と化せり。依て一時河内の三日市に退き、亂定の後本地に歸りて現在の所に堂宇を再建し、更に文字を改めて永祥寺と號し、舊地は之を穿ちて用水池と爲せり、即ち今の寺池是れなり。顯均に男なし、故に渡邊孫右衛門(後、金谷宗甫と改む)の三男正最を養子に迎へて其の女妙均に配し、寛永四年正月三日七十七歳にて顯均入寂の後、正最は第五世となり、同七年十月本堂を再建し、子孫繼承して今の十八世正森師に至る。境内は六百四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・客殿・納家・土藏・長屋・鐘樓・鼓樓・表門・南門を存す。寺はもと資産に富み、多くの山林田畑を有したりしが、後同族間に葛藤を生じ、數次の訴訟に依りて蕩盡され、又明治前後に至り夥多の舊記・什器等も其の大部分を散佚せしめて、今は残れるもの少きも、蓮如上人筆六字名號・鹿島明神主寄附親鸞上人の檜笠・廣如法主の筆に成れる永祥閣の横額及び阿彌陀如來の像あり。阿彌陀如來の像は高さ參寸の木像にして、楠正成の守本尊たりしと傳へ、由來記あり。之に依れば正成の攝津湊川の戰に赴かんとして櫻井驛に宿し、一族の者に形見を贈れるに際し、和田新發意の具足と共に受けし尊像なりといふ。

願行寺

願行寺は字下垣外にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。享祿四年の開創なり。境内は參百拾壹坪を有し、本堂・庫裏・土藏・納家を存す。

圓淨寺

圓淨寺は同字にあり、石龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文龜二年海空の創建なり。海空は佐竹刑部左衛門末賢六代の孫なり。末賢は弘長元年親鸞上人の弟子となり、剃髮して空圓と法名し、子孫相繼ぎて沙門たりしが、海空に至り、祖先の縁に依りて文明八年蓮如上人に謁して其の弟子となり、堺御坊の建立に助勢して、堺の近邊なる七日市村に住せしが、文龜二年二月上旬より一字を建立して、實如上人より圓乘寺の號を授かり、二世空圓に至り、天文十年八月十九日更に石龍山圓淨寺の號を與へられ、三世空性に至り、元龜二年當所に移轉して今に至る。境内は貳百八拾坪を有し、本堂・庫裏・座敷・納家・門を存す。

履中天皇御陵

履中天皇の御陵は東北にあり、百舌鳥耳原南陵と稱し、俗に仁田山といふ。大仙陵の南に當れる御陵にして、兆域は周圍九百七拾四間を有し、陵上には松樹其の他繁茂せり。四方に濠池を繞らし、延長八百五拾六間・幅員四拾間乃至五拾間なり。陪塚四あり、曰く檜木山高さ壹間七分・周圍參拾七間五分、曰く東酒吞塚高さ壹間・周圍參拾四間五分、曰く西酒吞塚高さ壹間六分・周圍參拾壹間壹尺、曰く經堂高さ壹間參分・周圍貳拾壹間壹尺是れなり。

日本書記 履中天皇六年三月壬午朔丙申、天皇玉體不愈、水土不調、崩于稚櫻宮^{七年}、冬十月己酉朔壬子、葬百舌鳥耳原陵、

古事記 履中天皇の段 天皇御歲陸拾肆歲、御陵在毛受也、

延喜諸陵式 百舌鳥耳原南陵、盤余稚櫻宮御宇履中天皇、在和泉國大島郡、兆域東西五町・南北五町、陵戸五烟、

乳岡

乳岡は東方にあり、昔は茅岡と書せしも、茅は乳と國音相通するを以て、何れの時にか乳岡に作るに至れりといふ。封土の高さ七間八分・東西參拾間・南北八拾間・周圍貳百參拾九間、前方後圓にして四圍に濠池の跡を残せり。上部は坦地を爲して中に小高き封土の形を爲せるものあり、思ふに念佛寺の創立に際して壞半せられ、其の小高き所のみ取り残されしものならん。小高き所に一基の古碑を存すれども文字なし。土俗は呼んで石津連の祖野見宿禰の墓なりといひ、或は乳朝臣の墓ならんかといへども、共に詳ならず。

念佛寺

念佛寺は前記乳岡の上にあり、乳岡山攝取院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならざれども、開山位牌の表面に「開山圓覺養雲比丘尼」、裏面に「享保三戊戌六月六日」と記すれば、享保三年以前養雲尼の創立なるべし、今も尼寺なり。境内は五拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷を存す。外に觀音堂ありて十一面觀音を安置す。觀音堂は泉州志にも載せられ、もと村中にありし伽藍地なりと記し、元祿十六年六月十一日上石津村の庄屋・年寄より提出したる寺社書上げ帳にも、蛭兒社の宮寺觀音寺と載せ、破損して今なき旨を記すれば、堂は字觀音寺にありしものにて、寺の退轉後此に移されしものならん。

乳岡の東北に七觀音といへる古塚あり、高さ四間・周圍壹百六間五分、もと前方後圓なりしも、今は圓形となる。雜木茂生せり。

本地は初め徳川氏代官の支配たりしが、安政二年清水中納言の領地に轉じ、同年再び徳川代官の支配に歸し、文久元年岡部筑前守の預所となり、同氏繼承して美濃守長職に至り、明治三年十二月堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同年四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられ單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字市

本地は古來大鳥郡に屬し、もと石津郷に屬し、神野莊の内にあり、七日市村と稱せしが、後單に市村と稱す。明治三十五年三月六日境界變更の結果として、本地の内四町參反參畝拾五歩は踞尾村に轉出し、同村の内五町貳拾五歩は本地に編入せらる。

眞行寺

眞行寺は字中の町にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境

一路山禪海寺の址

内は八拾六坪を有し、本堂・門を存す。

一路山禪海寺の址は東方にあり、一路居士の舊蹟なり。居士は洛西仁和寺一世の門主たりしも、世を遁れ來りて此に幽棲し、歌を詠じ清貧を樂み、一休と同時の人なり。一休一路に問ふて曰く、萬法有道如何是一路と。一路答へて曰く、萬事可休如何是一休と。居士は世と往來を絶ち、一の喬を松の枝にかけて道におろし、志ある人に食物を受けて露命を繋ぎければ、其の松は喬掛松と呼ばれけるに、ある時童子戯れて馬糞及び草鞋等を入れ置きしに、居士は之を見て最早吾が糧は盡きたりとして、以來斷食して終れりと。居士の此にあるや、常に半升鍋に蔬菜を煮て食し、手取鍋の狂歌あり。鍋は後細川家の重器となりて傳はれりといひ、里傳には本地和田氏に残れるもの其れならんといふ。又喬は踞尾村の富豪たりし北村家より傳はりて、今は向井町大字北莊岡村平兵衛氏に所藏せらる。而して寺は禪宗京都紫野大徳寺末なりしが、明治五年廢寺となりて今は里童の遊所となる。居士の作二三を擧ぐれば左の如し。

手とり鍋おのれば口かさしてたそ雜水焼と人にかたるな
月やみん月には見えすなからへてうき世をめぐる影もほわかし
世をしのふいほりの軒の朽ぬれはいきても昔の下にこそすめ
節後黄花吹不飛 離恨風雨似薔薇 萬年亭頂新長老 唉下禪牀對布衣

本地は元和七年より今井宗薫の支配となり、寛永六年徳川氏代官の支配に移り、元祿三年柳澤出羽守の領地に移り、寶永二年土屋五郎左衛門の領地に轉じ、延享四年田安中納言の領地となり、同氏世襲して同大納言慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同氏の領地に復し、同二年六月上地せり。依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同七年四月十三日和泉國第二大區一小區内の八番組に入りたるの外は、大字上石津に同じ。

大字	字	舊	石	高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行		町村制施行		大正元年三月一日現在人口		大正九年一月一日國勢調査の人口	
					有租地	反別	町村制施行	町村制施行	町村制施行	町村制施行	町村制施行	町村制施行				
上	石	津	1,113	7,450	106	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113
市			1,250	2,000	1,180	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
計			1,363	9,450	216	2,363	2,363	2,363	2,363	2,363	2,363	2,363	2,363	2,363	2,363	2,363

第七項 踞尾村

本村は古來大鳥郡に屬し、もと深井郷に屬し、神野莊の内にあり。上古に於ける百舌鳥野の内ならん。刺尾村と呼びしが、後文字を改めて踞尾村と稱す。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、上石津村・市村と合併して一村を設け、神石村と名づけて其の大字となりしも、大字上石津及び同市

とは人情風俗を異にし、村内の平和を保つ能はず、自治の經營上不利なるものあり、依て同二十四年二月二十五日同村より分離して一村となり、同二十九年四月一日泉北郡に屬し、同三十五年三月六日境界變更の結果として、本地の内五町貳拾五歩は神石村大字市に轉出し、同村同大字の内四町參反參畝拾五歩を本地に編入せらる。字地に神野及び下田といへるあり。下田は泉州志に下田村と記するものにして、當時は獨立の一村たりしも、後本村に合併せられたるものならん。

八幡神社は西北字宮口にあり、譽田別命を祀れり。社記に依れば、昔神功皇后の御凱旋ありし際、御輦を駐め給ひし所なるを以て、天徳年間に至り、其の舊蹟に譽田別命を祀りしものは是れ當社の起原にして、源義經は武功を祈りて馬鞍を奉獻し、其の參籠せし時には、當神野莊の莊司左衛門なるものゝ宅に宿せりと傳へ、其の供膳に用ひし食器の一なる椀及び其の腰掛石といへるもの今も存す。明治五年村社に列し、同四十二年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神饌所・社務所・土藏を存す。末社に神功皇后神社・高良神社(式内)あり。氏地は本村全部にして、例祭は陰曆八月十五日なりしも、今は十月五日に改めらる。什寶に義經及び伊勢三郎義盛・西塔辨慶の筆なりといへるものあり。

因念寺は字西にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百四拾八坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・太鼓樓・門を存す。

八幡神社

因念寺

順教寺

順教寺は字下田にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百五拾九坪を有し、本堂兼庫裏・門を存す。

風月庵似雲法師寂の所

豪家北村氏ありしも退轉して今はなし。其の舊邸は風月庵似雲法師示寂の所なり。法師初めの名は如雲、安藝國廣島の人なり、和歌を好み、都に登りて儀同三司實陰公に學び、名山靈地に遊びて住所を定めざるを以て、世に今西行と呼ぶ。夙に西行の墓所の明ならざるを歎じ、石山の普門大悲尊に祈り、其の靈告に踞り河内國弘川寺に發見して石を建て、肖像を得て堂を建て、山中に小庵を結びて住し、花の庵と呼び、常に搔餅二枚を舌に載せて一日の糧に充てしといふ。然れども春花秋葉の好季に遇へば瓢然として去り、其の行く所を知らず。其の須磨浦にありしときは、久しく絶えたる鹽竈を興し、嵐山の麓大堰川の邊には弘川に於けると同じ草庵を結び、苔清水の奥にも暫時住せし址あり。其の他高野の奥なる浮世を離れし龍門瀧の邊にも住みしとなん。年八十に餘りて此の北村氏に身を寄せて歿し、遺言して屍體を弘川に送り、西行の墓と同じさまの墳を築かる。法師の時に觸れて詠せしもの二三を掲記せん。(南河内郡河内村大字弘川の弘川寺の條參看)

世人の今西行と呼びしを聞きて

西行に姿はかりは似たれとも心は雪と墨染の袖

弘川の山中に庵を結びて住し春雨亭と云ひしとき

並なりぬむかしの人のあとゝめて弘川寺にすみ染の袖

庵の廣さ疊一ひら二ひらに過ぎされば人々うち見て今少し廣めよかすと云ひけるを聞きしとき

わか庵はかたも定めず行雲の立居さはらぬ空とこそ思へ

嵐山の麓大井の川邊に弘川と同じやうなる庵を作りしとき

住みかへん秋はもみちの嵯峨の山春は芳野のはなの下庵

古塚

古塚多く東北部にあり、曰く龜崎高さ參間五分・周圍壹百貳間八分、曰く字大久保の文珠山高さ貳間貳步・周圍八拾六間六分、曰く字上の芝の甚兵衛山高さ壹間・周圍拾九間、曰く同字の堂塚高さ壹間七分・周圍參拾壹間八分、曰く同字の兜塚高さ參間壹分・周圍九拾參間、曰く同字の大塚高さ七間・周圍參百四間、曰く同字の無名塚高さ壹間六分・周圍參拾五間四分、曰く同字の無名塚高さ壹間五分・周圍參拾間四分、曰く同字の無名塚高さ壹間參分・周圍參拾五間、曰く同字の無名塚高さ貳間七分・周圍參拾九間六步、曰く同字の無名塚高さ壹間七分・周圍四拾九間八分なり。各塚中他は圓形にして文珠山と大塚のみ前方後圓、大塚には環濠を存す。大塚と兜塚に松樹あれども、其の他のものは何れも薄茂生せり。

踞尾壁址

和泉志に踞尾堡を載せ、横島氏の據りし所なりと記すれども、今其の址は詳ならず。

本村石高壹千四百貳拾四石壹斗八升七合の内、壹千壹百拾貳石參斗七升は豊臣氏・徳川氏に寄せら

れて十七社寺の所領に屬し、恰も社寺領共進會場たるかの觀を爲し、社寺領の外は寶永二年より廢下小出山城守の采地となりて同氏の世襲せし所なり。今其の各領を記すれば左の如し。

二百八拾壹石四斗七升は	堺	本願寺掛所領	二百貳拾石は	堺	菅原神社領
壹百拾石は	同	南宗寺領	六拾石は	同	禪通寺領
八拾石は	同	開口神社領	五拾石は	同	北十萬領
四拾石は	同	旭蓮社領	叁拾石は	同	海會寺領
貳拾九石五斗は	同	大安寺領	貳拾七石は	同	顯本寺領
貳拾六石は	同	經王寺領	貳拾石は	同	極樂寺領
拾九石は	同	金光寺領	拾八石は	同	光明院領
拾石參斗は	同	引接寺領	壹石壹斗は	同	柳筒寺領
九拾石は	中筋村	方違神社領	參百拾壹石八斗壹升七合は	廢下	小出氏の采地

以上の社寺領は明治元年五月十日の公布に依り、廢下小出氏の采地は同月二十四日の公布に依り、共に大阪府司農局の支配となれり。依て全村初めて同一管治に歸し、翌六月二十二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改りて、同年四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四

年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の反別	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
尾	一、三三〇・八七五	一、三六〇	一、七七一	一、五〇〇	一、九三三	二、二〇六

第八項 濱寺町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、下石津村・船尾村・下村の三ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の域内に於ける濱寺は著名の勝區なるに依り、其の名を採りて濱寺村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて大鳥郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬し、大正三年四月一日より濱寺町と改稱す。

大字 下石津

本地は古來大鳥郡に屬し、もと石津郷の内にして、郷名廢して石津村と稱せしが、文祿三年の檢地に

際し、檢地帳を分ちて上下の二冊に作製したるより上、下の稱を生じ、慶安三年に至りて遂に上石津・下石津の兩村となる、本地は其の一なり。明治三十二年八月十日境界變更の結果として、本地の内なる字觀音寺の貳町貳反九畝貳拾貳歩は神石村大字上石津に轉出し、同村同大字の内參町九反貳畝拾六歩を本地に編入せらる。石津の稱に關しては、神石村大字上石津の條下に記せし所の如し。土佐日記及び更科日記に見ゆる石津は即ち本地にして、土佐日記に石津の松原は面白くてはまべ遠しとあれば、高師の濱に接して汀沙長く亘り、松原遙に連りて梢頭常に琴音を弄せしならんも、今は海邊近くまで開墾せられて松樹もなく、眺望の景には富めるも昔の俤は之を偲ぶに由なし。

土佐日記

けふなみなちそと人々ひれもすにいのるしありて浪風たすす、いましかもむれぬてあそふ所あり、京のちかつくよるこひのあまりに、あるわらはのよめる歌、

いのりくるかさまと思ふをあやなくにかもめさへたに浪と見ゆらん

といひてゆくあひたに、石津といふ所の松原おもしろくてはまへとほし、

更科日記

さるへきようありて秋の頃いつみにたり、冬になりてのほるに、おほつといふ浦に舟にのりたるに、其夜雨風いばもうこはかりにふりふききて、神さへなりてと、るくに、波のちちくるをとなひ風のふきまといたるさまおそろしげなること、いのちのかきりつとおもひまとはる、をかのうへに舟を引あけて夜をあかす、雨はやみたれと風なほ吹つゝ舟出さず、行衛もなきをかのうへに五六日をすくす、からうして風いさゝかやみたるほと、舟のすたれまきあけて見わたせば、夕しほたみちみちちちくるさまとりもあへず、入江のたつの聲おしまぬもおかしくみゆ、國の人々あつまりきてその夜このうらを出させたまひて石

津につかされたまへらましかば、やかて此御舟なくなりなましなといふ、心ほそうきこゆ、

あるゝ海に風よりさきに舟出していし津の波と消なましかば

晩

晴

梅

歌

開塞南行眺晚晴 汀沙渺々海潮平 歸帆影失春煙際 復入青松松裡明

石津太神社

石津太神社は字飯田にありて紀州街道の西に沿ひ、延喜式内の神社にして、蛭兒命・天穗日命を祀り、相殿に八重事代主命を配祀せり。俗に戎神社を以て稱せらる。縁起に依れば、伊弉諾命・伊弉册命夫婦となりて蛭兒命を生み給ひ、命已に三歳に及べるも尙立ち給ふこと能はざりしかば、天磐樟船に乗せて順風に放ち棄て給ひしに、船は波に従ひ飄々として海岸に漂着し、命は其の携へ來りし五色の神石を此に置き給へり。故に此の地を石津といひ、其の船の着きし所を石津の磐山といふ。後遙に年所を経て、孝昭天皇の七年八月十日(後に引用せる神社改帳には十一年とす)初めて宮柱太しく建て給ひて蛭兒命を祀り、後更に天穗日命を合祀せりと。天穗日命は石津連の祖なれば、同連の祀りしものならん。石津連の子孫は後其の姓を陸野と改め、代々當社及び上石津の石津神社の神主たりしも、明治の後に至りて退轉せり。中世の沿革は詳ならず。正徳三年九月本地庄屋三郎右衛門、年寄三右衛門・利右衛門・重郎右衛門・四郎右衛門、百姓惣代八右衛門、武兵衛より其の筋に提出したる寺社改帳(淨心寺所藏)に依れば、

一、蛭 兒 社

孝昭天皇十一年丙子年鎮座

陸野 佐太夫 神子 一人

鳥居 壹ヶ所

社平地除地 此境内四百六拾五坪

天神社 壹社

神主 忠左衛門

右蛭兒社者下石津村・上石津村惣百姓代々氏神に御座候、古來方在來候に無紛候、書付指上申候、

と記し、尙其の末に、

右下石津村寺社之儀、先年寺社御改之節金丸又左衛門様ニ委細書付指上げ、其の後元祿十三辰年兩宮庄九郎様ニ指上げ申候帳面之通無相違、此度帳面に記差上可申旨被仰付奉承知候間、銘々當住持神主並庄屋年寄以百姓立會彌吟味仕書付差上げ申候、

とあり、古來より上下石津村の氏神にして、祭事及び修造等の費用は兩村に於て其の半額宛を負擔するの例たりしが、明治十三年の修繕より本地のみの負擔祭祀となりしといふ。八重事代主命の相殿に祀られし年月は詳ならざれども、後に配祀せられたるものならん。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十二月十日大字船尾字宮前の村社諏訪神社(健御名)・同大字々垣内の無格社八幡神社(譽田)を合祀せり。境内は五百七拾六坪を有し、鳥居は紀州街道の側に建てられて東に向ひ、石津太神社の額面は其の上に掲げらる。同額面は明治六年太政大臣三條實美公當社參詣の際に、染筆奉納せられしものに係る。本殿の外に拜殿及び社務所を存し、末社に磐山稻荷神社あり、弘化四年三月の勸請なり。老楠五株鬱葱として社頭を覆ひ、其の大なるものは周圍貳丈に及べり。

氏地は近時本地のみなりしが、前記合祀の結果大字船尾を加へて今は二大字となる。例祭は十二月十四日に行はれ、一月十日は初戎と稱して賽者群集せり。而して祭神蛭兒命の携へ來りし五色の石を埋め給ひし所なりといへるは、社前なる紀州街道の東側にあり、廣さ貳坪の官有地にして玉垣を繞らせり。往時里人に今北某なるものあり、神石を檢せんとして發掘したるに忽ち兩眼明を失ひ、恐怖して罪を謝し漸く回復しければ、神に誓ひて子孫をして永く之を保護せしめしと、今も同家監督の下に保護せらる。又蛭兒命の漂着し給ひし所なりといへるは、石津川の下流北方海岸より東貳町餘にあり、俗に磐山と呼び、五坪許の官有地にして、毎年十二月十四日の例祭に神輿渡御し、盛なる火焚の神事行はれ、世にヤツサイホツサイ祭と呼ばれて其の名高し。

西法寺は字西垣外にあり、楠木山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。大永三年正面の開基なり。境内は壹百貳拾參坪を有し、本堂・鐘樓・表門を存す。

教蓮寺は同字にあり、赤松山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす、明曆四年圓教の開基なり。境内は貳百五拾參坪を有し、本堂・庫裏・客室・納家・鐘樓・藥醫門を存す。寺寶中に袈裟切藥師如來の立像・傳寂如上人筆見眞大師聖德太子並に七高像の畫像・傳惠心僧都筆阿彌陀如來の繪像・傳弘法大師筆紺紙金泥の十字名號・九條殿寄附の三部經及び赤松圓心の身代如來と稱するあり。

慈光寺は同字にあり、青龍山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。應永十年西蓮の開

西法寺

教蓮寺

慈光寺

基なり。境内は參百六拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・奥座敷・方丈・家・表門・裏門を存す。

淨念寺

淨念寺は同字にあり。松本山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。長享二年道清の開基なり。境内は貳百貳拾四坪を有し、本堂・庫裏・表門・裏門を存す。

長徳寺

長徳寺は同字にあり、曹洞寺曹洞派崇信寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。由緒は詳ならず。もと静岡縣周智郡飯田村にありしが、大正二年六月當所に移轉せり。境内は參百參拾八坪を有し、本堂・庫裏・玄關を存す。

鎮守屋敷

石津川大陽橋の南詰なる紀州街道の側に鎮守屋敷といへるあり、東西貳間・南北四間にして、高さ參尺餘の角石に「南無阿彌陀佛」と題し、背面中央に「行家」、側面に「正徳三年癸巳年四月十七日」と刻せり。其の地は從來除地たりし所にして、淨念寺所藏延寶七年三月八日の檢地帳に「八歩東西貳間南北四間」とありて、鎮守宮屋敷、但し宮建なり、是は文祿四年柴田新兵衛檢地にも除候に付、往古之通除之」とありて、小祠の存せしこと見ゆるも、寛政四年領主に提したる明細書に、「鎮守屋敷東西貳間南北四間、此反別八歩」とあるのみにて小祠のこと見えざるは、正徳年中颶風の爲めに倒壊せしに依る。當時建祠取締の嚴なる際なりしを以て、祠は終に再建に至らず、祠と共に風に倒れし塚上の老松を賣却して建てられしは即ち現在の碑にして、其の記せるが如く行家の墓なりと里傳し來りしも、塚は行家の墓にあらずして顯家の墓なるを、村民に一丁字なく、顯家のあを行家のゆに誤りて、かくは行家の墓なりと傳へしもの

なりとの説あり。思ふに本地附近は顯家戦歿の所なれば、其のいへるが如く顯家の墓なるべし。之に關し星野文學博士の意見あれば、左に其の全文を掲記して讀者の參考に資せん。

北畠顯家卿の戦歿地と其墓

文學博士 星野 恒

北畠顯家卿戦歿の地は、和泉國大島郡石津に在りしことは古文書に明文あり、然るに太平記に之を記して、「和泉境安部野にて討死し給ひ云々」とありて、兩地を混合せる曖昧の記事あるにより、後人攝津國東郡安部野を以て顯家卿戦歿の所と爲し、其地に大名塚と稱する古塚を以て卿の墳墓に充て、塚上に墓標を建て、明治以後新に其近傍に卿の堂祠を建設し、近日又右の古塚を修繕して大に之を彰表せんと企める由に聞けり、古人の神靈を祭るには何れの地に於ても固より差支なしと雖も、他人の塚を以て顯家卿の塚と爲し、徒に史上の事實を攪亂せんとするに至りては、決して等閑に付して傍觀すべからず、因て顯家卿の戦歿は和泉の石津にありて、攝津の安部野にあらずし事實を詳にして、其眞妄を明示すべし。先づ順序として卿が西上の願末を叙述せん、

顯家卿の戦歿は延元三年五月二十二日にあり、是より先、卿は南帝陛下の御旨により、前年九月を以て陸奥の將士を徵發し、義貞親王を奉じて釜山を發し、行く行く沿道の敵を討平して鎌倉に入り、是年正月鎌倉を發して西上す、宗良親王并伊谷より軍に會し、進で美濃に至る、足利尊氏之を聞き、高師冬・師泰を遣はして遊撃たしめ、今川・土岐の諸氏又之を追躡せしかば、卿は輿に青野原に戦ひ、殺傷適當なりしも、入京の前路容易ならざるを慮り、路を轉じて伊勢に赴く、二月尊氏高師直を遣はして之を追撃せしめ、雲地川等の地に交戦す、石川文春・三戸重隆 二十一日顯家南都に入り、師直・師冬來り攻め官軍入に敗る、兩親王に吉野に赴き、顯家は河内に走る。官川文春・河本文春・野上文春 三月八日顯家北軍を天王寺に攻めて之に克ち、寺を取て之を守る、京都敗を聞いて震恐す、足利直義赴き援けんと欲し、出で、東寺に次す、田代文春 是日和田正興河内の丹下城を攻む、

和泉文和 古市河原攻戦あり。内通 是時北畠顯信男山に據れり、十三日師直來り攻む、顯信防戦して之を却け、又洞嶺に戦ふ、野上 十四日交野に、太平 十五日渡邊橋に、野上 十六日天王寺及び安部野に皆戦ひあり、官軍天王寺を守るもの利を失ひ寺を棄て、逃走す、大友 和泉の日根野道悟足利氏の爲めに守備を修め、攻戦甚だ力む、九日官軍熊取・佐野・長瀬の三城城に日根野を攻む、道悟防戦之を却く、日根野 十六日師直進て堺浦に軍す、石川 五月六日官軍堺浦を攻め克たす、野上 八日師直進んで天王寺に次す、和泉 和泉の日根野道悟足利氏の爲めに守備を修め、攻戦甚だ力む、九日官軍熊取・佐野・長瀬の三城城に日根野を攻む、道悟防戦之を却く、日根野 十六日師直進て堺浦に軍す、小早川 二十二日顯家諸軍を督し、堺浦を攻めて大に敗れ、顯家石津に戦死し、名和義高・名和義重・南部師行・新田綿打等皆死す、深堀 是日和田正興高安の營河内高安路を焚く、北軍天王寺に在るもの出て救ふ、正興赴き撃て之を走らし、火を宣振河内高安路を焚く、日根野 官軍堺浦に敗れたるもの南に走て觀音寺・養形の二城和泉北郡に據る、日根野道悟攻めて之を走らし城廓を焚く、日根野 尊氏、卿の戦歿を聞き大に喜び、其事を諸國に告知す、深堀文書に其三通を載す、云々

去五月二十二日辰刻於攝津國堺浦、奥州先國司顯家卿・新田綿打・伯耆判官已下凶徒數輩被討取事、同二十四日御教書如此、被仰下之旨、所殘之與類若令没落者、致用意可加誅伐也、仍執達如件、

建武五年七月三日

沙彌 一色 獻 判

深堀彌太郎入道殿

顯家卿已下凶徒等、於和泉國石津、悉被討取由事、去五月二十五日御教書如此、早可被存其旨候、仍執達如件、

建武五年七月三日

沙彌 少 判

深堀彌五郎殿

又卿の父なる准后親房は自ら其著す所の神皇正統紀に書して云く、

それより所々の合戦あまた、び互に勝負侍りしに、同五月和泉の國にてのた、かひに時やいたらざりけん、忠孝の道、にきはまり侍りにき、昔の下にもうづもれぬるものとは、たゞいたづらに名のみぞとめてし、心うき世にも侍るかな、

親房公も確に和泉國に戦死の由に記載せり、

以上の事實にて、顯家卿戦死の地は和泉の石津にして、攝津の安部野に非ざるを知るべし、蓋南郡大敗以後、卿は河内に至り河・泉二州を糾合し、之を攝津の南部河内に連れ、以て形勢を振作せり、故を以て師直山城より河内の北部に出で攝津を攻略し、漸次南進せり、天王寺の如きは官軍之を得ると雖も、再び之を失ひ、五月十六日には師直既に堺浦に軍せり、是に於て顯家卿其二十二日を以て堺浦を攻撃すれば、其戦地安部野を去る南二里餘にあり、但卿は三月八日天王寺を攻め、以後河内の地に居りしや諸書記載するものなし、今之を推考するに、是時楠氏は正行未だ成長せず、其族正家東北に在りて靈山より顯家の軍に従ひ、和泉の一族は河・泉の間に分據し、本家は和田大鳥郡上神郷の和田城に居て近傍を領し、支族は泉南の岸城に居りて和田と稱し、大和の吉野に遷るものは上和田と號し、河内の大饗村に居るものは大饗氏を稱す、皆南朝に奉仕せり、是時舉族軍に従ひ兵を分て丹下・高安等を攻據す、河内の觀心・金剛二寺、和泉の條田・横尾二寺及び其他の豪族、皆兼々無二の勤王家たれば、顯家は必ず其力に依頼し、和泉に在て河内に連絡せしならん、而して北將細川顯氏和泉守護となり、日根野氏等河泉の南部に在て之に屬し、官軍と相攻撃す、然らば顯家卿は和泉の中部河内境に近々嶮要の地に本營を置き、諸軍を指揮せしこと知るべし、四月十一日に源朝臣の署名にて条田寺に對し、軍勢等甲乙人狼籍の禁制札を出せし、とあり、同文書は現に条田寺に藏せり、源朝臣は署名のみにて其官職氏名を詳にせざれども、延元三年の號を用ふれば顯家卿部屬の人たるは論なし、亦以て顯家卿の同寺より程遠からざる地に在りしを知るに足れり、和田氏の居城和田は、觀音寺・箕形二城と連接し、而して二十二日堺浦の敗卒退き、二

城を保するを見れば、下に打ける中野野 郷は或は和田城に駐營せしならん、堺浦攻撃は即ち其地より進軍し、其戦役の地は深堀文書に見ゆる如く固より石津にして、同所は近く堺浦の南に隣せる村落なり、大友文書に「二十二日堺浦合戦」云々、堺浦合戦と云へるは北外の文書にも多く 田日文書に「二十二日合戦の間、於濱手致軍忠即追懸凶徒等於和泉國大鳥庄」云々、吉川文書に「五月二十二日高瀬濱御合戦之時」云々の文あり、高瀬濱は即ち高石濱にして、大鳥庄と皆堺浦の南方に當り、又日根野文書に「二十二日白堺浦没落凶徒等引籠觀音寺・箕形城之間、則馳向彼陣致合戦途落凶徒」云々とあり、觀音寺・箕形も亦堺浦の南に在て大鳥高石よりは稍遠し、以上の諸文書互に相参考すれば、當日堺浦の戦は専ら堺の南方なる濱手にありて、敗軍の士卒は皆南方に却走せしを知るべし、蓋顯家卿は和泉の中部なる本營を出て今の紀州街道に沿て北進し、堺浦の南面を攻撃すれば、其陣所は確に石津にして、其戦役の所も亦此地に在りしなり、但堺浦の東南より東方へ掛けて、一體に平坦なる原野なるのみならず、是日和田氏兵を高安に出して北軍を牽制せしことあれば、彼の東南の原野にも、必ず官軍の分隊の陣を布いて攻撃するものありしならん、去共諸書に其事を記載せしものなければ、今之を確知するに由なし、攝津の安部野は東成郡の南端に在りて、天王寺と相接す、三月十六日天王寺陥没の時、同地にも交戦ありて既に北軍の占領地となれり、それより以南なる堺浦も北軍の占領地にして、五月十六日師直の本營を設けたれば、五月二十二日に至り再び安部野に於て戦争のあるべき理なし、然るに太平記には、

執事師直所々の軍兵を招き集め、和泉の境河内は故敵國なれば、さらでだに恐懼する處に、強敵其中に起ぬれば和田・楠も力を合すべし、未だ微なるに乗じて早速に退治すべしとて、八幡には大勢を差向て敵の打て出ぬ様に四方を圍ひ、師直は天王寺へぞ被向ける、顯家卿の官軍共疲れて、而も小勢なれば、身命を棄て支へ戦ふといへども、軍無利して諸卒散々に成しかば、顯家卿立つ足もなく成給ひて、芳野へ参らんと志し、僅に二十餘騎にて大敵の圍を出でんと、自破利碎堅給ふといへども、其戦功徒らにして、五月二十二日和泉の境安部野にて討死し給ひければ、相従ふ兵悉く腹切疵み被て一人も不殘大せ

にけり、

とあり、これ五月二十二日まで顯家卿は天王寺に在營せしなり、上文叙述の事實に照せば、其彼此を顛倒し、戦術を脱落し、誠にたあいもなき記事なるを見るべし、蓋太平記の作者、安部野及堺浦の兩所に官軍敗績せしことあるをうる覺えに記憶して、漫然之れを混同し「和泉境安部野にて討死し給ひ」云々と記したるは、例の杜撰疎陋なるに、後人一向心付かず、皆其誤を承けて遂に一般に攝津の安部野にて戦死すと云へり、吉野拾遺の如き南朝の遺書と稱すれども、亦卿の死處を安部野と爲せば、此一事にても其偽書たるは明白なり、

攝津安部野の顯家卿の墓と稱するものは、もと大名塚と稱せしものなるが、太平記の記事に因て、後人之み卿の墳墓となしたるなり、岡田後志の攝陽群談に「大名塚、所傳云、北畠中納言顯家卿の古墳也と云へり」とあり、同書は元祿十四年の刊行なり、是時たゞ顯家卿が古墳なりとの傳説のみにて、猶從前の稱呼を存せしかば、也河水の攝津志に至り直ちに「源顯家卿墓」と標し、「在阿部野村」云々と註し、大名塚の稱呼を載せざれば、享保頃は既にかく認定せられしを見るべし、去共阿部野には従來古塚多し、攝陽群談に、

松虫塚 東生郡阿部野村にあり、所傳云 古或人二人伴て此野を過、折筋秋も半にて月の清なるに、松虫の聲面白き方を墓ふ、一人は跡に残りて艸の筵にぞ臥ぬ、暫の間も歸來さざりければ、又一人も跡を尋て爰に來り見れば、艸に伏して死ぬ、泣々土中に埋みて松虫塚と名づけて世に之を傳ふと云へり、

小町塚 同郡同所に在り、此塚小町の古墳と云ふの所傳たり、因て 名小野塚とも云へりと、下略
經塚 同所にあり、俗傳に云ふ、聖德太子諸經を一字一石に書寫し玉ふ、于是築き納て經塚成と云へり、

大名塚 同所にありて、所傳に云、北畠中納言源顯家卿の古墳也と云へり、吉野拾遺、建武軍記等に所載之隆奥國司たり、

播磨塚 同所に在り、昔し播磨守にて侍りける人の古墳なりと云ふの所傳たり、其證不詳、
とあり、又攝津名所圖會にも、この古塚五個を列記して、播磨塚の下に、

按に、むかし此所みな墓所にて荒墳となり、田圃を開きしなり、これ等みな以前の殘墓なるべし、故に姓名さだかならず、
松虫塚の下に、

按するに、むかしの官女塚なるべし、萱艸、官女に相通ず、松虫も官女の名なるべし、都て荒塚柯里野原に多し、昔は自分
の領地に葬る事あり、領主變ればみな荒塚となりて姓名を喪ふ、

と云へり、然れば大名塚も小町墳・播磨塚など、同じく一の古墳にして、其名に依て之を考ふれば、其地方の豪族を葬りたる墓
なりしは疑なし、然るに太平記の記事により偶然にも顯家卿の墓と認定せられしは、其名の漠然たる名稱にして、且小町・播磨
などより稍立派に見えたるによるるべけれど、語り誤謬の又誤謬なりと云ふの外なし、今又かゝる無證據の何人とも知れざる
古墳を、贈正二位權中納言兼陸奥大介鎮守府大將軍顯家卿の御墓と崇め奉り、大金を抛て修繕を加へ、益々誤謬の上塗を爲さん
と企つるは、誠に氣の毒の至りにて、何とも言語を下すべき様なし、學術開明の今日、誤謬の書類の中毒に罹り、世の笑柄と爲
るは極めて不可爲の事とす、

扱顯家卿戦死の地は上文に述ぶる所の如く、和泉の石津たるは動かすべからざる事實なり、同地は堺浦の南三十餘町の處にあ
りて、もと石津郷と稱し、後上石津・下石津・右村の三村に分れ、下石津は紀州街道に當り、石津川其村中に流れ、上石津は稍其上
流に在り、村中一條の通路は南の方大鳥・府中に通すべし、同所に顯家卿の遺蹟を留むべき筈なるに、下石津の村中石津川を北
より渡りたる處に、たゞ正徳年間土人の建設せる行家の墓一基あり、同墓は高さ三尺餘の角石にして、表面には「南無阿彌陀佛」
と刻し、背面には中央に「行家」、側に「正徳三年癸巳平建之」とあり、國郡全圖にも石津川の南岸に「十郎行家墓」と記せり、

吾輩明治十九年史料編輯の爲め京阪地方へ出張の節、途次一見して此地從前顯家卿戦死の古傳ありしも、太平記の文により行家
の事に轉訛して、遂に行家の墓を建てたるものならんと思ひ、餘り意に留めざりしが、今にして之を考ふれば一研究に値すべき
事項なるに似たり、何となれば行家の死に吾妻鏡六文治二年五月二十五日の條に見えて、其大要は行家日頃和泉・河内の間に匿
れしが、人其和泉國一在廳日回權守清實が許に在りと告ぐるものあり、北條時定・常陸坊昌明と往き向ひ、清實が小木郷の宅を
圍みしに、行家後山に逃るを以て捕て之を斬り、首を鎌倉に傳ふと云へり、和泉國に小木郷なし、日根郡に近義郷あり「コギ」
と訓めり、近世近木に作り近木浦と云ふ、疑ふらくは吾妻鏡の著者近義・小木言訓相通するを以て小木に作りたるか、平家物語
佐野本・伊豫本・八坂本・東本・長門本には小木郷を「八木郷」に作り、又行家を捕へて淀の赤井河原に斬ると云へり
備前守源行家在赤井村、文治三年五月就擒欲誅于
郡に在り、赤井河原は山城國乙訓郡に在り、並河水の山城志乙訓郡の下に「備前守源行家在赤井村、文治三年五月就擒欲誅于
此」とあり、日根・泉南二郡は和泉の南部に在りて、石津を相去る甚だ遠し、赤井河原は他國に在り、皆石津と關係なければ、
石津の人民の行家の其在所に死せしと傳ふる理田なく、隨て行家の爲めに墓碑を設くる來歴なし、かゝれば前述の如く石津の村
民に顯家の戦死を傳ふるも、太平記の流行は一般の歴史思想を支配し、生物知り阿部野を以て之を打消し、行家・顯家の稱呼
相近きより茲に一想像説を捏造し、遂に行家の塚を設けしめたるに非ざる歟、墓石の正徳の年號が、彼の攝陽群談の元祿・攝津
志の享保と、時代前後相關するを以て、當時彼の地方人民の思想の相連帶して構成せし徑路を推察すべし、吾輩は現今行家墓
碑の所在地は、果して顯家卿戦死の處なるや否を推定するあたはずと雖も、宛も角も石津は卿の殉忠死義の地たるは明々白々に
して毫も疑ふべからざる所なれば、一石碑を其地に建設して卿の遺蹟を表彰し、兼て史傳の誤謬を訂し、世人の惑を解除せん、
とは至當の處置なりと確信す、因て所見を繰述することかくの如し、

本地は初め徳川氏代官の支配たりしが、後清水中納言の領地に轉じ、復た 川代官の支配となり、

再び清水中納言の領地に移り、安政二年三たび徳川代官の支配に歸し、文久元年更に岡部筑前守の預所となり、同氏相傳して同美濃守長職に至り、明治三年十二月堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同年四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 船尾

本地は古來大鳥郡に屬し、船尾村と稱す。舊郷莊名は詳ならず、一に石津郷なりともいひ、或は大鳥郷下條なりともいふ。

海邊は大字下及び高石町大字今在家に跨りたる濱寺の勝區にして、古の高帥濱の一部なり。然るに後村上天皇の正平年中、三光國師の勅を奉じて建立したる今の高石町大字北の舊大雄寺は、海濱にありしを以て俗に高石の濱寺と稱し、略して單に濱寺と呼びしかば、寺は廢絶せしも其の名残りて此の地名を爲すに至れり。今の切堀川といへる小流に架せる三光橋、其の南詰西手なる三光宅地といへる字地、又

濱寺
(其郷莊の一部)

其の附近に近年迄存したりと傳ふる三葉松の太木なる三光松は、大雄寺の三光國師の名に因み、其の他田圃の間に存する舞臺・連歌田・寺田・地藏山・高塚・濱塚・二葉垣外・寺垣外・大門等の字地も、同大雄寺に因みあるものならんか。往時は白砂青松相映じて其の勝天下に比なく、遊覽頻りに公卿縉紳の間に行はれて、歌詠頗る多かりしも、降て武門の世となりて風流の道は漸く衰へ、寶永年間本地及び今在家・東下・西下・山内下の五ヶ村に於ける紀州街道以東の古木數千章を伐りて、其の地を開拓して田と爲し、其の以西に松樹を補植して防風林と爲し、寶曆年中雜樹を植ゑ、其の果實を得て植林の資に充て、寛延年間に至りて松林は南北貳拾四町・東西八町に及びしといふ。然るに明治元年田安藩議は此の松林を拓きて田圃と爲さんとし、一旦伐採することに決したるも、關係村民は、其の老松古木を伐採するは特に風致を害するのみならず、潮風の襲來を防ぐ能はずして、田園農作の被害甚だしかるべきを以て、連署して哀訴しければ、其の議は一時中止となりしも、同二年十一月に至り太政官の命を奉じて再び前議を起せり。村民復た歎願する所ありしが、其の議の到底回すべからざるものあるを察し、前記五ヶ村の人民は林材の拂下を請願し、代金貳千五百兩を納めて拂下げたり。當時の松林は本地より高石町大字今在家に至れるの間にありて、北は三光橋附近より南は伽羅橋の邊までに至りしが、拂下を受けたる五ヶ村は各村領分の間數に應じて分割し、之に比例して其の代金を分擔せり。然るに船尾・今在家の二ヶ村は代金を補償せんが爲め直に伐採に着手したるも、他の三ヶ村は躡

踏しつゝありしに、同年十二月堺縣の治下に屬するや、小河知事は舊田安藩に嚴談して買得金を拂戻さしめ、翌三年二月伐採停止を村方に達したり。依て伐採未済なりし東下・西下・山内下の村民は、拂下及び伐採準備の爲め多少の資金を抛ちたる今に至りて、禁伐せられては損失を招くこと少からざればとて、伐採許可の願書を出して哀訴しけるに、同知事は直に村民を召喚し、大參事清原眞弓列席の上説諭を加へて落着せり。

伐採禁止の達書 (濱寺町大字下等 田井瀬氏所藏)

濱寺と唱へ候濱に生立有之候松木先達以來伐拂居候處、今度當廳支配と相成候上は、隈りに伐取候儀堅く可爲停止候事、

午 二 月

堺 縣

右場限り村々庄屋共年寄

乍恐以書付御歎願奉申上候 (濱寺町大字下元山内下村庄屋 松井平四郎氏所藏)

當支配所三下村

一、私共村々御林者田安藩にて御買請に相成候處、今般御當縣御支配に相成候上は、松林伐拂御差留被仰付候に付、其後御廻村の御役人様へ歎願書並に仕法書を以て御願奉申上候處、當月十二日御林御檢分に相成候上、何分舊來よりの松木に付此後伐取不相成旨有御達、空地の場所開發の義は願出候得ば差免しに相成候様被仰聞候へ共、其場御答不申出早速小前一同へ右趣申聞し候處、一同申立候儀は、何分被仰聞候通舊來の松木故伐倒候儀は不相好候へ共、既に船尾村・今在家村に於ては大低仕法通り伐拂致し、三下村之義は伐拂に相掛り無間伐取不相成様被仰聞、則此一條に付ては昨年中より彼是致し多分入費相懸り、此後御差止に相成候ては

甚だ難澁に落人、迎も入費の儀は難出來候に付、何卒仕法書之通り伐拂御願申上候様一同相歎き候に付、乍恐再願奉申上候、何卒

右御聞濟被爲成下度候は、御慈悲難有仕合に奉存候、

堺 縣 御 役 所

然るに同知事の去りて税所知事となるや、同五年士族に授産の爲め該地を人民に拂下げ、同年十二月再び伐木に着手し、殘木貳千六百參拾九本の内、壹千七百九拾壹本を伐り、漸く八百四拾八本を殘せし折柄、同六年七月内務卿大久保利通此の地を訪ひけるに、其の濫伐せる暴狀を見て勝區の空しく廢絶せんことを慨歎し、直に懷紙を取出し「音にきく高師の濱のはま松も世のあた波はのかれさりけり」の一首を書して同縣令に示し、歸京の上は相當の所置を爲すべければ、即時伐採を停止すべき旨を告げらる。依て同縣令は伐木の停止を命じ、同年十一月九日殘木の價六百六圓八拾錢を買主に還付し、地代年賦金四百五拾圓五拾錢を取消して、其の地を以て公園と爲さんことを太政官に出願し、同年十二月二十四日許可ありしかば、前記金額は還付せられ地代金は取消されて公園となり、濱寺公園の稱初めて起れり。公園設置許可の急速に運びしは、復た大久保卿の力多きに居れるならん。公園は東西廣き所六七町より狭きも貳參町に達し、南北は貳拾町に亘り、其の許可當時の反別は拾參萬八千參百四拾參坪にして、古の半にも達せずといふ。かくて同縣に施設經營せられ來りしが、同縣廢せられて大阪府の管理する所となり、其の伐採せられたる址には稚松を増植して風致の回復を圖り、二

三の茶店ありしも、交通不便なるを以て遊人の杖を曳くもの少く、寂寞を極めたりしが、同二十一年六月大阪府知事建野郷三の首唱に依り、猪飼史郎・白男川實福外三名をして海濱院なるものを設けしめ、以て各自共同の別墅の如くし、併せて知人の爲めに海水浴及び宿泊の便に供せらる。是れ園内旗亭の嚆矢にして、同三十年南海鐵道敷設せられて停車場を設けられしかば、形勢忽ち一變して遊客頓に増加し、一方樓・川芳樓・壽命館・松濱館等の酒樓起り、鶴の家・旭樓・松濤館等の茶亭成りて遊客の群集せると共に、大阪府は事務所を設けて取締及び園丁を置き、道路を開き、四阿を設け、腰掛を置き、漸次設備を加へて遊覽者の便に供しければ、今は大に面目を一新し、全く往時の觀に復するまでには至らざれども、亦優に須磨・舞子を凌ぐに至れり。

公園設置の願書 (漢字町大字船尾村元正屋古)
藩士松太郎氏所藏手紙)

當府下大島郡船尾村外四ヶ村に盤亘せし舊官林字濱寺の地所につき、古今變遷の景況を國史舊記に照して審査するに、昔元亨年中僧三光覺明なる者あり、後醍醐帝の寵愛を蒙り、國師の號を賜はり、勅して同村北高石村の地に一寺を開創し、寺域を大雄寺と名け、堂宇巍然封境廣大なりし由相見え、其後變遷存亡の年歴未詳と雖も、今其の寺跡なるは船尾村等の部内濱寺の地に殘存し、此地の字を濱寺と稱するものは、則古の大雄寺に起る所以なり、地景は海濱にして西は淡路島に面し、北は播磨の連山を望み、南は紀海阿漢を遠眺し、其の地味真砂にして數千の古松蒼々森々、形容千狀萬態宛も播磨舞子濱に等く風景所々佳絶なり、全地を測量するに東西平均八拾間・南北千貳百九拾間、此景外に全地接續の沙漠あり、海濱にして直に波際に至る、此濱の總名を高

志の濱と云ふ、持統帝の御宇以降古歌頌る多く、人口に膾炙する所なり、是れ茲に贅せずと雖も、多くの松濤詠語に依れば、往昔より松樹存在せし事明にして、今の濱寺の古松はれなり、如斯古來より聲譽あり、世人賞翫の地なるが故に、其の儘に保全すべきは勿論の處、只官林拂下の命令に拘泥して已に一般投票を施し、先般拂下濱相成買主頼りに伐採に着手致し、彼の古松總數貳千六百參拾九本の内、千七百九拾壹本を伐木し、漸く八百四拾八本殘木之、暫時にして悉皆伐盡に至り、實に愛翫の地景乍ら渺々の荒漠と變じ、衆人の望を失する必然にして慨歎の事情に有之候處、既に當七月荒蕪地並に官林御拂下停止の命令有之、然るに是迄處令濟の分迄も差留候義に無之と雖も、右は未だ伐木中の事に有之、特に地所年賦代金も收入不相成義に付、旁既往に廻り停止の命令に基き、是迄の伐木は度外に置き、殘木を存全せば古には劣ると雖も、全く地景を失ふに至らざる事なれば、買主をして先づ伐木を止め置候條、願くば殘木の價金六百六圓八拾錢を買主に還與相成、地所代年賦金四百五拾壹圓五拾錢を斷然御取消を以て公園と爲し、人民遊覽の地となして永く存全せば、衆人の望を失はしめざるのみならず、名所古蹟を愛護するの情實も貫き可申、何卒請願の通り御聞濟に相成度、則別紙買還の代價取調書及繪圖面相添へ此段相伺申上候、以上、

明治六年十一月九日

公園は白沙遠く連りて金剛・葛城・二上の連山を東に背景とし、淡路の翠黛を西に前庭とし、播・攝の峯巒を北に眺め、紀・阿の翠嵐を南に望み、裡に茅海は一碧瑠璃の如く、細波は緩かに淪激し、眞帆片帆は風なきに揺られて胡蝶の戯るゝに似たり。稚松は依稀として綠翠を漾はし、老松は盤桓として舞ふが如く將た躍るが如く、躍れるものは千歳の壽に誇れるなり、舞ふものは高師の昔を偲べるなり、偲べるは春天に琴瑟の音を弄し、誇れるは秋宵に怒濤の聲を爲せり。内に千兩松と呼べるあり、

紀州街道に沿ひて老幹槎枒たり。傳へいふ、曾て紀州藩主東上の途駕を此の樹下に駐め、賞翫戀々傍を顧みて曰く、人あり之を我が庭園に移植せんには千兩を惜まざるべしと、是れより此の名起れりといふ。朝暉夕陰氣風清爽、春光秋月夏海冬雪一として佳ならざるはなく、其の自ら別天地を爲せるは、山間の風致に富める箕面公園と共に天下に稀なるの名公園たらずんばあらず。而して公園をして今日あらしめたるものは、小河知事と大久保卿の力なり、前に小河知事なく後に大久保卿なくんば、千歳の勝區は夙に平沙漠々の所と化し、今人は古詠に其の跡を偲ぶに過ぎざりしならん。前大阪府知事西村捨三氏は思を此に致し、有志者と相謀りて同三十一年十一月碑を建て、之を紀念し、表面に大久保卿の歌を彫り、裏面に税所子爵の文を刻せり。然るに同三十三年四月大阪府知事菊池侃二氏は、復た大阪府會の議を容れて園内の中央に一碑を建て、以て公園の由來を録せり、銘は岸和田の儒福井楠喜の撰なり。尙同菊池知事は其の閑地に就くや、慈母遺愛の所なればとて、此の園内に居を移し、且濱寺公園誌と題せる一書を編して、當公園を世に紹介せらる。

故大久保内務卿の紀念碑 (表面は前記西村の歌にし、裏面は其の裏面なり)

こほいにし明治六とせの夏の夕つかた、大久保利通の君と高師の濱みんとて、やとりをいて、はまの石に腰うちかけ、四方のけしきみのたすほと、松の林のなかばきりたるをみて、いかなる故にかといはるゝに、近き頃士族授産の爲にとて、はらひ下けたるなりとこたへければ、そばけしかることかな、かゝる名所の松の數百歳経たらんを、ことくくきりばらばんはまことになさ

けなきわさなり、こゝのつかさともあるもの心なしとや云はんとて、たたう紙とゆいて、書かれたる歌也、おのれもとありあへず

いかにせん高嶺おろしの烈しきになみたふるひしをのゝえそこれ

といらへしてければ、何はとまれ明日よりは、この事やめさせてよ、京にかへらんうえは、ともかうもすへしとあるに、やかつてをたとめたりき、今残りたるはまたかくかの君のたまものといひつへし、このよし石にしるして後世に傳へんとて、一言しるしてよとすゝむる人のあるにまかせ、つたなきおのかゝへしこのことの葉さへありのまゝかきしるせるけ、さきにこの縣に令たりしちなみあればなりけり、

明治三十一年十月

子爵 稅所 篇

濱寺公園碑

和泉之國泉北之郡有濱寺公園焉、濱于茅海白砂青松夙稱勝地、元亨年中僧三光蒙後醍醐天皇寵眷、勅爲建大雄寺于高石濱處之、世稱曰濱寺、後經數十世舊觀漸微、明治維新廢藩置縣之際、特極荒涼、古松存者數百株耳、今之公園是也、按志上世遊觀之盛改諸公卿士人歌章可知已、中世以降探景討勝者蓋鮮矣、當徳川氏時地屬田安藩治下、寶永中藩命今在家・東下・山下・山内下・船尾五村墾拓、今之紀州街道以東爲田、街道以西補植松樹、其意蓋障海風護田圃、寶曆中植雜樹利其果實以充培植林樹之資云、明治元年藩議夷林爲田、村民不服、連署哀請纔得回藩議、二年藩奉太政官命再起前議、村民知藩議之不可回、請購購林材、又聞藩併地估之他村、曰千歳名稱不忍遽棄之、乃請以二千五百金贖之、藩遂納之、園於是爲村民所有、既而地屬堺縣治下、三年二月縣還村民金禁剪伐、園再爲官地、五年十二月縣估地于他、村民任其剪伐、園南北漸爲赤地、六年十二月縣再禁剪伐、園復爲官地、於是乎始爲公園、聞古昔松林草及一里餘、今之所有不能及其半、然今也衆人偕樂得以接上世勝遊之武、豈不亦快哉、頃者大阪府會美村民之志著其事、知事菊池君納之、建碑表園、余喜名勝之益顯、不敢聊謝劣、爲之記繫以銘、辭曰、

昨分推發 今也番殖 千載靈々 能持翠色 衆庶給釋 斯遊斯息 隆然碑石 千載不泐

明治三十三年四月

和泉 福井 楠喜 撰並書

元立寺

元立寺は字中村にあり、佛乘山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百參拾七坪を有し、本堂・鐘樓・門を存す。

常樂寺の址

常樂寺の址は部落の西方約貳町許にあり。寺は大乗山無量光院と號し、高野派に屬して樂師如來を本尊とし、僧道範の開基なり。道範は本地物種治郎兵衛の子にして、十四歳のとき高野山明任法眼に就きて落髮し、建仁二年二月八日入りて寶光院に住し、仁治四年根來の事に座して讃州に竄せられ、建長元年五月赦されて高野山に歸り、影堂を開き大師の眞影を拜して舊屋寶光院に入り、同四年五月二十二日入寂せり。平素撰述の書籍若干ありて宗徒を益すること少からずといふ。其の當寺を建て、時々來り住せしは、其の生地なるに依れり。明治の後無檀無住となりて廢寺となりしかば、有志者相謀りて字濱塚に一小堂を建て、廢寺の佛體を安置して寺を記念し、道範の墳も同小堂境内にあり。

本地は元和元年より今井宗薫の支配たりしが、寛文六年徳川氏代官の支配となり、元祿元年柳澤出羽守の領地に轉じ、同七年再び徳川代官の支配に歸し、寶永二年間部越前守の領地に換り、正徳二年三たび徳川代官の支配に歸し、延享四年田安中納言の領地となり、同氏世襲して同慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年五月晦日同氏領に復し、

同二年六月上地せり。依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第二大區一小區内の八番組に入りたるの外は、大字下石津に同じ。

大字下

本地は古來大鳥郡に屬し、舊郷莊名は詳ならず、或は大鳥郷なりともいひ、或は大鳥郷下條なりともいふ。もと下村と呼びしが、後分れて東下村・西下村・山内下村(一に松葉村といふ)の三ヶ村となり、俗に三下村と呼ばれしも、明治八年五月合併せられて下村と稱す。下村の稱は東方なる今の鶴田村の大字上に對するの稱ならん。

淨信寺

淨信寺は字ジャクにあり、安樂山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。古は眞言宗に屬して淨信寺と號せしが、元祿三年肥前國高木郡島原安養寺の僧休岸之を再興して眞宗に轉じ、淨信庵と改め、明治十二年五月二十三日更に淨信寺の舊名を復稱し、同四十五年七月九日鶴田村字寺の眞宗東本願寺末なる安樂寺を合併せり。境内は壹百七拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

善正寺

善正寺は字北戸にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。明治九年三月の創立なり、境

内は壹百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

黄金塚は舊西下村の紀州街道の東半町許にあり、周圍約壹百六拾七間、十方塚は舊東下村の大鳥神社前街道北側にありて周圍約五拾間、經塚は同街道の南側にありて池を繞らし、瓢形にして廣さ約貳反歩、三塚とも縁由詳ならず。

本地村高八百七拾九石六斗九升參合七勺の内、參百七拾參石七斗八升貳合五勺は東下村・參百四拾八石六升壹合四勺は西下村にして、共に元和七年より徳川氏代官の支配となり、寛永十年中坊美作守の支配に移り、寛文四年再び徳川代官の支配に換り、元祿三年柳澤出羽守の領地に屬し、同七年三たび徳川代官の支配に歸し、寶永三年中根攝津守の領地に換り、正徳四年四たび徳川代官の支配に歸し、延享四年田安中納言の領地となる。又其の壹百五拾七石八斗四升九合八勺は山内下村にして、元和元年より今井宗薫の支配となり、元祿元年柳澤出羽守の領地に轉じ、同七年徳川代官の支配に歸し、寶永二年間部越前守の領地に屬し、正徳二年二たび徳川代官の支配に歸し、延享四年田安中納言の領地となる。是に於て三ヶ村とも同一管治に歸し、同家世襲して田安慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同七年四月十三日第二大區一小區内の八番組に入りたるの外は、大字下石津に同じ。

大字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月一日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
下石津	一、二四〇・四〇〇	一、七七一	一、七六六	一、七七一	一、七六六	一、七六六	一、七六六
船尾	一、一三三・四九〇	八八三	八八二	一、一三三・四九〇	八八二	八八二	八八二
下計	八七九・六九〇	六六三	六六三	二、八六四・九八〇	七〇三	七〇三	七〇三
計	三、二六六・六九七	三、四一四・五三七	三、一七一	三、七〇〇・〇〇〇	三、六三三	三、六三三	三、六三三

第九項 鳳村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、長承寺村・野代村・北王子村・大鳥村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の域内は何れも舊大鳥郷に屬し、且官幣大社大鳥神社ありて、大鳥の稱は世に著名なるに依り、之を保存するの意を以て往時の例に倣ひ大鳥を鳳に換へて鳳村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて大鳥郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

大字 長承寺

本地は古來大鳥郡に屬し、もと大鳥郷の内にして長承寺村と稱す。村名は往時此の地に長承寺のあ

りしより起れりといふ。一に中村の稱あり、今の鶴田村大字上及び濱寺町大字下に對せし名ならん。字地に丈六といへるあり、和泉志村里の條に「長承寺屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。郡の西北に位し、小栗街道は北方堺市より來りて南方に走り、幾條の道路は四隣に通じ、商家農戶櫛比して市街の形をなし、明治十四年二月一日大鳥泉郡役所(堺市東二町元上等小學校)を此に移轉し、同二十九年四月一日泉北郡役所と改まり、今に至るまで同郡役所の所在地なり。且警察署・區裁判所・稅務署・郵便局等の諸官衙を初め、旅館・割烹店等に至るまで皆備はりて郡の中樞となる。

本地は元和七年より今井宗薫の支配となり、元祿二年柳澤出羽守の領地に轉じ、寶永二年徳川氏代官の支配に歸し、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年五月晦日同家領に復して、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第五區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同年四月十三日其の九番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十七日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第八戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字野代

本地は古來大鳥郡に屬し、もと大鳥郷の内にして野代村のと稱す。

光來寺は字中の筋にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參拾六坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納屋・門を存す。

本地は元和七年より今井宗薫の支配となり、元祿元年柳澤出羽守の領地に轉じ、寶永元年徳川氏代官の支配に歸し、寶曆十二年清水中納言の領地に移り、寛政七年再び徳川代官の支配に歸し、政六年復た清水中納言の領地に屬し、嘉永七年三たび徳川代官の支配に歸し、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年二月二十四日大阪裁判所司農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字長承寺に同じ。

大字北王子

本地は古來大鳥郡に屬し、もと大鳥郷の内にして北王子村と稱す。字地に新在家といへるあり。村名はもと大鳥居王子のありしより起り、其の北の字を冠するは、南王子村に對せしものならん。同王

大鳥王子の
址

光來寺

正覺寺

子は御幸記及び王子記に見ゆる所にして、御幸記には大鳥居新王子とせり。舊址は詳ならず。

正覺寺は字與力堂にあり、放光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百九拾六坪を有し、本堂・庫裏・座敷・納戸・納家・土藏・門を存す。

本地は元和七年より今井宗薫の支配となり、元祿三年柳澤出羽守の領地に轉じ、寶永二年徳川氏代官の支配に換り、正徳二年土屋左京亮の領地に屬し、延享四年田安中納言の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第一區に屬し、以後の管轄及び區畫の變遷は、大字長承寺に同じ。

大字 大鳥

本地は古來大鳥郡に屬し、もと大鳥郷の内にして大鳥里といひ、大鳥村と稱す。大鳥の地名は大鳥神社の鎮座せるより起りしものならんか。一に大鳥居村の名あり、大鳥神社 大鳥居に因めるの俗稱なり。字地に野田・大鳥といへるあり、和泉志村里の條に「大鳥屬邑二」と記せるは、此の字地を指せるものなるべし。舊郷名は和名抄に「大鳥郡大鳥^縣」と載せ、姓氏錄和泉國神別に「大鳥連、大中

大鳥神社

臣之同祖、天兒屋根命之後也」と見ゆる大鳥氏の居りし所なり。(大鳥氏の居りし所なるを以て、大鳥の地名起りしにばあらざるかの如くに思はるれども、其の同流たる和田郷に居りし和田氏・蜂田郷に居りし蜂田氏・野木村に居りし野木氏の如き、何れも地名を負ひし姓なるが如くなれば、大鳥氏も地名を負ひし姓にして、大鳥の地名が同氏に因みて起りしものにはあらざるべし。)

能因歌枕 和泉國おほとり、まきのお、しのたのもり、

大鳥神社は中央にあり、延喜式内名神大月次新嘗にして、同式内社なる大鳥神社^整即ち大鳥北濱神社・大鳥美波比神社・大鳥井關神社・大鳥濱神社と併せて、大鳥五社又は大鳥五社大明神の稱あり。大鳥濱神社は天兒屋根命・大鳥井關神社は弟橋姫・大鳥美波比神社は天照大神・大鳥北濱神社は吉備穴戸媛命・當社は日本武尊を祭神とす。縁起に依れば、景行天皇四十年東夷を平げて歸路に就き給ひし日本武尊は、伊勢國能褒野に於て薨去せられければ、天皇深く悼惜あらせられて同所に葬らしめ給ひしに、尊白鳥と化して陵を出で、倭國を指して飛び去らる、依て群臣等其の棺槨を開きて之を視れば、明衣空しく留りて屍骨なし。乃ち使者を遣はして白鳥を追尋せしめ給ひしに、倭の琴彈原に留まりければ、同所に陵を造り給ひしに、白鳥は更に飛びて河内國に至り舊市郡に留まりければ、復た陵を同所に造り給ひしも、白鳥は尙も高く翔りて天に昇り、同國大野里なる當所に来り留りしを以て、宮を建て、尊を祀り、白鳥の化迹なるを以て大鳥神社と號せしめ給ひしもの即ち當社なりと。五社中の首位にありて、當社以外なる四社の祭祀等は、當社神主及び別當寺の勤仕せし所なり。然るに茲に記すべきは、學者の所説及び後記大鳥明神並神鳳寺縁起に見ゆる祭神是れなり。同縁起に大鳥明神の祭神を